の外、束数又は容器をもつてその單位とすることができる。但し、この場合においては、予めその品名及び單位を市長に届け出なければならない。

第八條　賣買呼値の符号は金額で称呼することが取引上困難な場合に限りこれを用いることができる。但し、賣買呼値の符号を用いようとするときは、予めその符号について市長の承認を受けなければならない。

第九條　指値のある受託物品には適当な標識をつけ、上場の際にその旨を呼び上げなければならない。

前項の呼び上げを行わなかつたときは、卸賣人は、指値をもつて買受人に対抗することができない。

第十條　せり賣は、その販賣物品について品種、産地、出荷者、等級、数量その他必要な事項を呼び上げた後に開始するものとする。

せり落しは、せり人が最高申込價格を三回呼び上げたときにこれを決定し、その申込者をせり落し人とする。但し、その最高價格が指値に達しないときはこの限りでない。

前項の呼上回数は、狀況に應じてこれを減ずることができる。

最高價格の申込者が二人以上あるときは、抽せんその他適当な方法によつてせり落し人を決定しなければならない。

第十一條　條例第五條但書の規定により、卸賣人がせり賣以外の方法で販賣しようとするときは、その事由、品種、産地、出荷者、数量及び販賣方法を具して市長の承認を受けなければならない。

第十二條　入札賣は、その販賣すべき物品の品種、産地、出荷者、等級及び数量を掲示し又は呼び上げた後、入札人に対し一定の入札書に氏名、入札金額その他の指定事項を記載させてこれを行わなければならない。

開札は、入札終了後直ちにこれを行わなければならない。

最高價格の入札人を落札人とする。

第十條第四項及び第五項の規定は、入札賣にこれを準用する。

第十三條　左の各号の一に該当する入札はこれを無効とする。

一　入札人が何人であるか確認し難いもの

二　入札金額その他指定記載事項が不明のもの

三　入札に際して不正行爲があつたと認められるもの

四　條例若しくはこの細則又はこれらに基いてなした指示に違反したもの

前項の場合には、卸賣人は開札の際その事由を明示し、当該入札が無効である旨を告知しなければならない。

第十四條　せり賣又は入札賣に参加した者がそのせり落し又は落札の決定に異議があつたときは、直ちに市長にその旨を申し立てることができる。

市長は、前項の申立について正当の事由があると認めたときは、せり直し又は再入札を命ずることができる。

第十五條　左の各号の一に該当する場合には、條例第七條第二項に規定する荷受物品の引取を怠つたものとみなす。

一　賣渡人が引渡の準備を完了し買受人に引取を請求したにもかかわらず、買受人が事由なくこれを引き取らなかつたとき

二　買受人の所在が不明で引取の請求ができないとき

三　前各号の外、市長において買受人が物品の引取に際し不当又は不正な行爲をしたと認めたとき

第十六條　條例第七條第二項の規定による保管の費用はその物品を引取つたときにおいて、同條第三項の規定による毀損金は賣渡人がその再販賣をした当日において、これを支拂わなければならない。

第三章　卸賣人

第十七條　條例第十七條の規定により卸賣人の提出すべき誓約書は、別記第一号様式による。

第十八條　條例第十八條第一項の規定により、卸賣人の納付すべき保証金は、左の通りとする。

生鮮水産物部	三十万円
加工水産物部	二十万円
そ菜部	十五万円
つけ物部	五万円
果実部	十五万円
乾物部	十万円
肉類部	五万円
鳥卵部	五万円

第十九條　條例第十八條第二項の規定により、保証金に代用できる有價証券の種類は、左の通りとする。

一　日本政府発行國債但し、外國において発行する國債を除く。

二　名古屋市、大阪市、京都市、横浜市、神戸市及び東京都発行の公債

前項の有價証券の代用價格は、國債及び名古屋市発行の公債証券についてはその券面額とし、その他については納付の際における時價の十分の九以内とする。

第二十條　中央卸賣市場法施行規則第二十五條の規定による受託契約に関する準則には、左の事項を規定しなければならない。

一　委託物品の受渡に関する事項
二　委託物品の保管に関する事項
三　委託物品の手入、加工等に関する事項
四　受信場所に関する事項
五　送状又は発送案内に関する事項
六　委託物品上場に関する事項
七　販賣條件の設定、変更及びその取扱方法に関する事項
八　委託の解除、委託替及び再委託に関する事項
九　委託者の負担すべき費用に関する事項
十　賣買仕切金及び仕切書に関する事項
十一　條例第七條、第十一條及び第二十七條の場合に関する事項
十二　前各号の外重要な事項

第二十一條　條例第二十二條の規定により、卸賣人のなすべき報告は、別記第二号様式による。

第二十二條　條例第二十四條第一項の規定により、卸賣人のなすべき受領の通知は、別記第三号様式による。

第二十三條　條例第二十四條第二項の規定による検査は、検査を願い出た者が立会の上、当該物品の容器の完否、荷造の狀態、箇数、内容、重量、鮮度、品質等についてこれを行う。

前項の検査を終了したときは、別記第四号様式による検査証を交付する。

第二十四條　卸賣人は、上場できるときまでに受領した物品は、特別の事由があるものの外、その当日に販賣しなければならない。

第二十五條　物品の上場は、物品の市場到着順とする。但し、受託契約に関する準則に別段の規定がある場合はこの限りでない。

同一品目に属する受託物品と買付物品とが同時に到着したときは、受託物品を先に上場しなければならない。

前二項の規定にかかわらず、相当の事由があるときは、上場順位を変更することができる。但し、卸賣人は、この場合は直ちに変更の事由、品名、数量、出荷者の氏名を中央卸賣市場長（以下市場長という。）に届け出なければならない。

第二十六條　指値その他の條件のある受託物品で、相当期間にその條件により販賣することができないときは、卸賣人はその旨を委託者に通知し、その指図を受けなければならない。但し、直ちに販賣しなければ委託者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認められるときは、卸賣人は、市場長の承認を受けて、その條件がなかつたものとしてこれを販賣することができる。

前項但書の規定により販賣をしたときは、当該卸賣人の請求により、

市場長は別記第五号様式による証明書を交付する。

第二十七條　條例第二十三條の規定により、卸賣人が買付をしようとする場合は、別記第六号様式による願書を提出して、市長の承認を受けなければならない。

第二十八條　賣買契約が成立したときは、卸賣人は直ちに別記第七号様式による賣渡票を作成し、これを買受人に交付するとともに、その写一通を市場長に提出しなければならない。

第二十九條　條例第二十六條の規定により、卸賣人が販賣委託者に対して送付すべき賣買仕切書は別記第八号様式による。

卸賣人は賣買仕切書を送付したときは、直ちにその写一通を市場長に提出しなければならない。

第三十條　條例第二十七條第一項の規定により卸賣人のなすべき報告は別記第九号様式による。

同條第二項又は第四項の規定により販賣の指定を受けた卸賣人は、別記第十号様式により、直ちにその旨を販賣委託者に通知しなければならない。

第三十一條　卸賣人は、自己の取扱品目の部に属しない物品を受領したときは、直ちにその旨を市場長に届け出なければならない。

第三十二條　卸賣人は、毎開市日の午後四時までに、その当日販賣した物品について別記第十一号様式により仲買人別の販賣値段及び取扱高を市場長に報告しなければならない。但し、別表に掲げる標準品の販賣については、市場長は何時でも別記第十二号様式による中間報告を命ずることができる。

第三十三條　條例第二十八條の規定により卸賣人がせり人の使用について承認を受けようとするときは、その者の履歴書、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明及び市区町村長の身元証明書を添付して願い出なければならない。

第三十四條　左の各号の一に該当する者はせり人になることはできない。

一　中央卸賣市場の仲買人及びその使用者又は仲買人である法人（これに準ずる者を含む。）の役員並びに社員
二　市長が信用薄弱と認めたもの
三　その他市長が不適当と認めたもの

第三十五條　左の各号の一に該当する場合においては、市長はせり人のせり行為を停止し、又はその承認を取り消すことがある。

一　せり人がせり賣に関して販賣委託者又は賣買参加者と気脈を通じて不当な処置をし、又はこれらの者をして談合その他の不正行為をさせたとき

二　せり人がその職務に関して販賣委託者又は賣買参加者から金品その他の利益を收受したとき

三　せり人が法令又は條例若しくはこの細則又はこれに基いてなした指示に從わないとき

四　その他市長においてせり人としての職務に公正を欠く行爲があつたと認めたとき

第三十六條　せり人が傷病その他やむを得ない事由によりその職務を執行することが不能になつたときは、卸賣人は第三十四條各号の一に該当しない者を選び、臨時にせり行爲をさせることができる。

前項の場合は、卸賣人は、直ちにその旨を市場長に届け出なければならない。

第三十七條　法人である卸賣人は、毎決算期に左の書類を作成し、遅滞なく市場長に届け出なければならない。

一　財産目錄

二　貸借対照表

三　損益計算書

四　営業報告書

五　利益金の処分について決議した事項

六　社員又は株主の期末現在名簿

前項の財産目錄、貸借対照表及び損益計算書は、別記第十三号乃至第十五号様式によつてこれを作成しなければならない。

法人でない卸賣人は、少くとも毎年一回の決算をなし、前二項の規定に準じて営業報告書及び損益計算書を提出しなければならない。

前項の決算期日は、予めこれを届け出なければならない。

第三十八條　法人である卸賣人は、左の各号の一に該当する場合には、遅滞なくその旨を市場長に届け出なければならない。

一　定款を変更したとき

二　無限責任社員又は取締役その他業務を執行する役員（法人に準ずるものにあつてはその代表役員）に変更があつたとき

三　総会の決議があつたとき

前項第一号及び第三号の場合においてはその定款及び決議会の写を、第二号の場合においてはその者の履歴書を添付しなければならない。

第三十九條　卸賣人がその業務に関して使用すべき帳簿は、別記第十六号様式によつてこれを作成しなければならない。但し、その帳簿が同様式に類似したものであつて市場長が特に認めたものはこの限りでない。

第四十條　卸賣人は、商号又は記号を使用するときは、これを市場長に届け出なければならない。これを変更するときも、また、同様とする。

前項の商号又は記号は、その属する市場における他の卸賣人の使用するものと同一若しくは類似のものであつてはならない。

第四十一條　左の各号の一に該当する場合には、卸賣人は直ちにその旨を市場長に届け出なければならない。

一　條例第七條第二項の規定により卸賣人がその物品を保管し又は賣買契約を解除したとき

二　買受人がその買受代金又は條例第七條第二項及び第三項の規定による保管の費用若しくは差損金の支拂を怠つたとき

第四十二條　左の各号の一に該当する場合には、卸賣人又はその相続人若しくは代理人は遅滞なくその旨を市場長に届け出なければならない。

一　卸賣人が死亡したとき

二　卸賣人がその氏名又は住所を変更したとき

三　卸賣人（法人又はこれに準ずるものの場合は主たる社員又は役員を含む。）が起訴されたとき及びその職務若しくは業務に関して訴訟の当事者となつたとき、又はその判決があつたとき、若しくは破産の宣告を受けたとき

第四章　卸賣人、その他の賣買參加者及び附屬營業人

第四十三條　仲買人を置く部、その員数及び取扱品目については、必要に應じ市長がこれを定める。

第四十四條　條例第三十一條第一項の規定により仲買業務の許可を受けようとする者は、別記第十七号様式による申請書に　区町村長の身元証明書を添付して願い出なければならない。

前項の出願人が法人（これに準ずるものを含む。）であるときは、定款、貸借対照表、財産目錄、株主、社員名簿又は規約及び組合員名簿若しくは無限責任社員、取締役その他業務を執行する役員の履歴書を添付しなければならない。

第四十五條　仲買人が死亡した場合において、その親族である者がその業務を承継しようとするときは、死亡の時から十五日以内に、前條第一項の書類の外、その続柄を証する書類を添付して願い出なければならない。

第四十六條　條例第三十五條の規定により仲買人の納付すべき保証金は、左の通りとする。

果実部	三万円
乾物部	五万円

仲買人が前項の保証金を納付したときは、別記第十八号様式による仲買人章を交付する。

仲買人は、賣買に参加する場合には、前項の仲買人章をはい用しなければならない。

第四十七條　條例第三十八條の規定により仲買人のなすべき報告は、別記第十九号様式による。

第四十八條　第十七條、第十九條及び第三十七條乃至第四十二條の規定は、仲買人にこれを準用する。

第四十九條　條例第四十條第一項の規定により賣買参加の許可を受けようとする者は、別記第二十号様式により願い出なければならない。

前項の許可について市長が必要と認めたときは、関係卸賣人の意見を聞くことがある。

第五十條　條例第四十條第三項の規定により賣買参加者の納付すべき保証金は二万円とする。

第五十一條　賣買参加者が前條の保証金を納付したときは、別記第二十

一号様式による賣買參加章を交付する。但し、保証金の納付の義務がない者に対しては許可の際これを交付する。

賣買參加者は、賣買に參加する場合は、前項の賣買參加章をはい用しなければならない。

第五十二條　附属営業人の種類は、左の通りとする。

運送、運搬業者
銀行業者
日用品小賣店業者
飲食店営業者

市長は、必要があると認めたときは、前項以外の附属営業人を許可することができる。

第五十三條　第十七條、第十九條、第三十七條乃至第四十二條の規定は、附属営業人にこれを準用する。

第五十四條　條例第四十一條第四項の規定により附属営業人の納付すべき保証金は、使用料月額の六箇月分とする。但し、同條第四項但書の規定による保証金は、左の通りとする。

運送業　五万円
運搬業　五万円

第五章　市場設備の使用

第五十五條　條例第四十三條の規定により、市場の建物又は設備を使用しようとする者は、別記第二十二号様式により願い出なければならない。

第五十六條　條例第四十八條の規定により、使用場所の模様替又は設備の変更をしようとする者は、設計書及び費用見積書を添付して願い出なければならない。

第五十七條　條例第四十六條の規定により市長において施設の修理を必要と認めたときは、何時でもその工事を施行することができる。

前項の場合において、使用者が工事施行のため損害を受けることがあつても、市は賠償の責を負わない。

第五十八條　條例第五十條第一項の規定による使用料は、別表の通りとする。

第五十九條　前條の使用料は、市場の建物又は設備を使用しない場合であつてもこれを徴収する。使用期間を定めた場合にその中途にあつて使用を廃止したときも、また、同様とする。但し、市長が特別の事由があると認めたときは、その廃止後の料金に限り、その全部又は一部を免除することができる。

第六十條　使用坪数が一坪に満たないとき、又は使用坪数に一坪未満の端数があるときは、これを一坪として計算する。

第六十一條　月額使用料は、左の区分によつてこれを徴収する。

一　月の中途において施設を使用しなくなつた場合でも、使用料は、その月分全部を徴収する。但し、市長において正当な事由があると認めたときは減額することがある。

二　特に日を限つて許可を受けた使用及び月の中途において使用を開始したときの使用料は、これを日割で計算する。日割計算の方法は、月額料金にその月における使用日数を乗じ三十で除したものとする。

第六十二條　卸賣人市場使用料は、毎月十五日までにその前月分を納付しなければならない。

第六十三條　月額使用料は、毎月二十五日までにその月分を納付しなければならない。但し、使用を廃止した場合にはその際これを納付しなければならない。

第六十四條　通過貨物使用料は、使用の承認を受けた際これを納付しなければならない。

第六十五條　左の建物又は設備における電燈、電力、ガス、水道及び電話の使用料は、当該使用者の負担とする。

一　卸賣人賣場
二　仲買人賣場
三　事務室
四　附属営業所
五　倉庫

前項の料金の算定は計器による。但し、場合により市場長の認定によることがある。

第六章　雑則

第六十六條　條例第五十一條第一項の規定による賣買値段の公示は、別表に掲げる標準品目について毎開市時、最盛時及び閉市時における取引値段により産地及び等級別に掲示してこれを行う。

第六十七條　左の各号の一に該当する場合においては、市場内にこれを掲示する。

一　條例第五條第二項の規定により賣買方法を指定したとき
二　第八條第二項の規定により賣買の呼値に符号を用いることを承認したとき
三　條例第六條但書の規定によつて賣買取引の單位を承認したとき
四　條例第十一條第二項の規定により物品の賣買を差し止め又は撤去を命じたとき
五　條例第十三條の規定により賣買を差し止めたとき
六　中央卸賣市場法施行規則第十七條による告示があつたとき
七　條例第二十八條の規定によりせり人の使用を承認し又は取り消したとき
八　仲買人及び附属営業人の業務を許可し若しくはその業務を停止したとき又はそれらの者がその資格を失つたとき
九　卸賣人が休業したとき
十　中央卸賣市場に関する法令又は業務條例若しくはこの細則の改正があつたとき
十一　前各号の外必要があつたとき

附則

この規則は、名古屋市中央卸賣市場業務條例施行の日から、これを施行する。

昭和二十年四月二十日名古屋市規則第十八号名古屋市卸賣市場業務規程施行細則はこれを廃止する。

別表　使用料表

使用料種別	設備種別	金額
一　卸賣人市場使用料	生鮮水產物部	賣上金額の千分の三
	加工水產物部	賣上金額の千分の三
	青果部	賣上金額の千分の三
	つけ物部	賣上金額の千分の三
	果実部	賣上金額の千分の三
	乾物部	賣上金額の千分の二
	肉類部	賣上金額の千分の二
	鳥卵部	賣上金額の千分の二
二　卸賣人賣場使用料	卸賣人賣場	一坪一箇月　三十圓
三　水揚場使用料	水揚場	一坪一箇月　三十圓
四　仲買人賣場使用料	仲買人賣場	一坪一箇月　五十圓
五　附屬營業所使用料	附屬賣店甲種	一坪一箇月　二百圓
	乙種	一坪一箇月　百五十圓
六　事務所使用料	銀行	一坪一箇月　二百圓
	事務所甲種	一坪一箇月　二百圓
	乙種	一坪一箇月　百五十圓
	丙種	一坪一箇月　百圓
	丁種	一坪一箇月　七十圓
七　倉庫使用料	倉庫甲種	一坪一箇月　七十圓
	會議室	一回（三時間以內）　百圓
	倉庫乙種	一坪一箇月　五十圓
八　車置場使用料	車置場甲種	一坪一箇月　三十圓
	乙種	一坪一箇月　二十圓
九　土地使用料	空地甲種	一坪一箇月　五十圓
	乙種	一坪一箇月　三十圓
	丙種	一坪一箇月　十圓
十　通過貨物使用料		貨車一トン　十圓

第二號樣式

物品數量報告書

名古屋市長　殿　　年　月　日

	品名	出荷地	出荷者名	箇數	數量	備考
入荷品						
計						
入荷見込品						
計						
貯藏品						
計						
總計						

名古屋市中央卸賣市場業務條例第二十二條の規定により上記の通り報告します。

人賣卸部　場　名古屋市中央卸賣市場

氏名　印

第三號樣式

荷受通知書

年　月　日　積　船名　貨車番號

年　月　日　着

販賣委託者　殿

品名	等級	產地	荷造	箇數	數量	備考

名古屋市中央卸賣市場業務條例第二十四條第一項の規定により上記の通り御通知致します。

年　月　日

人賣卸部　場　名古屋市中央卸賣市場

氏名　印

名古屋市中央卸賣市場標準品目表（省略）

第一號樣式

誓約書

名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人として御許可を受けましたについては、關係諸法規遵守の上、誠実に取引致すことは勿論、万一諸法規に違反し、又はその他の御指示に対し不都合の行爲があつたときは、相当の御処分を受けても異議ありません。

右誓約します。

年　月　日

住所

氏名　印

名古屋市長　殿

第四号様式

受託品検査証

年　月　日積船名又は貨車番号

委託者　氏　名

受託者　名古屋市中央卸賣市場

場　部

卸賣人　氏　名

一　品　名

一　等　級

一　総出荷量

一　損敗又は内容相違の数量

一　損敗又は内容相違の程度

一　損敗又は内容相違の原因と認める事項

一　到着日時　月　日午前（又は午後）　時　分

一　検査日時　月　日午前（又は午後）　時　分

名古屋市中央卸賣市場業務條例第二十四條第二項の規定による検査の結果、右に相違ないことを証明する。

年　月　日

市場長　名　㊞

第五号様式

販賣條件変更証明書

年月日積船名
貨車番号

年月日着

一　品　名

二　販賣方法

三　販賣日附

備考	第級	
	荷印	販賣数量
		委託者氏名

何々の理由により右の通り名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人において販賣したことを証明する。

年　月　日

市場長　名　㊞

第六号様式

卸賣人買付願書

年月日積　船名
　　貨車番号

年月日着

名古屋市長　殿　　年　月　日

品名	産地	数量	等級	買付先	理由

名古屋市中央卸賣市場業務條例第二十三條の規定により上記の通り買付をなしたいので御許可願います。

年　月　日

名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人

氏　名　印

第七号様式

賣渡票

No.

年　月　日

殿　買受人

品名	産地	出荷者	等級	箇数	数量	単価	金額	備考

名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人

氏　名　印

第十號樣式

受託物品販賣引受通知書

販賣委託者　　殿

年　月　日積 { 船名 / 貨車番号
年　月　日著

品名	産地	荷印	等級	数量	備考

名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人に販賣を委託された上記物品につき今般名古屋市中央卸賣市場業務條例第二十七條第二項の規定により販賣の指定を受けましたので御通知いたします。

名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人
氏　名　印

第十一號樣式

賣上報告書　No.

名古屋市長　　殿　　年　月　日

品名	産地	等級	出荷者	数量	單價	金額	委託又は買付の別	備考

名古屋市中央卸賣市場業務條例施行細則第三十二條の規定により上記の通り御報告いたします。

名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人
氏　名　印

第八號樣式

賣買仕切書

販賣委託者　　殿

住所

年　月　日

品名	荷印	等級	箇数	量目	單價	金額

発送駅　月　日発
到着駅　月　日着
貨車番号及船名
取扱運送店
備考

	合計	
控除額	手数料	
	運賃	
	合計	
	仕切金額	

名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人
氏　名　印

第九號樣式

販賣未了物品届書

名古屋市長　　殿

年　月　日積 { 船名 / 貨車番号
年　月　日著

販賣委託者 住所	販賣委託者 氏名	品名	産地	荷印	等級	数量	販賣委託條件	備考

名古屋市中央卸賣市場業務條例第二十七條第一項の規定により上記の通りお届けいたします。

名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人
氏　名　印

第十二号様式

標準品販賣値段報告書

名古屋市長　　殿　　年　月　日

品名	産地	出荷者	等級	単位	販賣時刻別値段		
					開市時	最盛期	閉市時

名古屋市中央卸賣市場業務條例施行細則第　　号の規定により上記の通り御報告いたします。

名古屋市中央卸賣市場　場　部卸賣人
氏　　印　名

第十三号様式

貸借対照表

第　期末　　年　月　日

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額

第十四号様式

財産目録

年　月　日

科目	摘要	金額	
資産の部			
合計			
負債の部			
合計			
差引正味資産			

第十五号様式

損益計算書

第　期　自　年　月　日　至　年　月　日

損失の部				利益の部			
科目	摘要	金額		科目	摘要	金額	

第十六号様式

仕訳日記帳

月	日	摘要	丁数	借方	貸方

仕訳日記帳

借方					貸方				
振替摘要	摘要	振替	現金受入	総計	振替摘要	摘要	振替	現金支出	総計

総勘定元帳

月	日	摘要	丁数	借方	貸方	借又は貸	差引残高

売上元帳

（補助簿）

月	日	摘要	丁数	借方	貸方	借又は貸	差引残高

第十七号様式

仲買業務許可申請書

名古屋市中央卸売市場　　場　　部における仲買業務を御許可願いたく別紙必要書類を添えて申請いたします。

年　月　日　住所

氏　　名　印

名古屋市長　　殿

履歴書

本籍
現住所

氏　　名

年　月　日生

一　学歴
一　商歴
一　賞罰

右の通り相違ありません。

年　月　日

右氏　名　印

資産調書

資産			
科目	金額	科目	金額
建物	円	借入金	円
土地		買掛金	
造作什器			
銀行預金			
有価証券			
売掛金			
合計		合計	

右の通り相違ありません。

年　月　日

右氏　名　印

第十八号様式

仲買人章

直径五糎

厚さ三粍

図中名古屋市のマークは赤他の文字は黒で表示する。

セルロイド又はその代用品製で、章の生地は

生鮮水産物部　水色
加工水産物部　黄色
そ菜部　緑色
果実部　白色
乾物部　茶色

第十九号様式

仲買人賣上報告書

名古屋市長　殿

年　月　日

品名	等級	数量	單價	金額	備考
合計					

名古屋市中央卸賣市場業務條例第三十八條の規定により上記の通り御報告いたします。

名古屋市中央卸賣市場　場部
仲買人　氏名　印

第二十号様式

賣買参加許可申請書

本籍
現住所
營業所
營業の種類
商号
氏名
年　月　日生

名古屋市中央卸賣市場　場部における卸賣に参加致したく関係諸法規承知の上お願い致します。

年　月　日

右　氏名　印

名古屋市長　殿

第二十一号様式

賣買参加章

直径三糎
厚さ三粍

図中名古屋市のマークは赤
他の文字は黒で表示する。

セルロイド又はその代用品製で、章の生地は
魚類関係　水色
青果関係　緑色
鳥卵関係　黄色

第二十二号様式

市場設備（場所）使用申請書

一　目的
一　設備の種類
一　位置
一　面積
一　使用期間
一　その他

名古屋市中央卸賣市場業務條例第四十三條の規定により上記の通り設備（場所）の使用を御承認願います。

年　月　日

名古屋市中央卸賣市場
卸賣人（仲買人等）
氏名　印

名古屋市長　殿

名古屋市常設家畜市場業務規程

昭和六年九月十五日
告示第三百四号

第一章　總則

第一條　本市場ハ名古屋市常設家畜市場ト称シ名古屋市南区高畑町字西大門十番地ノ二ニ之ヲ置ク

第二條　本市場ニ於テ取扱フ家畜ノ種類左ノ如シ
牛、馬、羊、豚

第三條　本市場ノ開場時間及休日左ノ如シ但シ時宜ニ依リ開場時間ヲ伸縮シ又ハ臨時ニ休場若ハ開場スルコトアルヘシ
一　開場時間　午前九時ヨリ午後五時迄
二　休日　一月一、二、三日、十二月三十一日、國民ノ祝日

第四條　開場中ハ市場職員及市場使用者ノ外職員ノ承諾ヲ得スシテ市場内ニ入ルコトヲ得ス

第二章　使　用　料

第五條　本市場ニ於テ徴收スル使用料ノ種類、金額及徴收方法ハ名古屋市常設家畜市場條例ノ定ムル所ニ依ル

第三章　取引ノ方法手續

第六條　家畜ヲ入場セシメルトキハ本市場ノ獣医ノ健康檢査ヲ受ケ入場券ノ交付ヲ受クヘシ
家畜疾病又ハ悪癖ノ爲他ニ危害ヲ加フルノ虞アリト認メタルトキハ之カ入場ヲ許サス
既ニ入場セル家畜ト雖前項ノ事由ヲ生シタルトキハ場外ニ牽出セシメ又ハ移送ヲ停止セシムルコトアルヘシ

第七條　入場シタル家畜ニハ必要ニ應シ檢査ヲ行フコトアルヘシ檢査ハ之ヲ拒絶スルコトヲ得ス

第八條　市場内ノ家畜ニシテ疾病ノ徴候アルトキハ其ノ畜主ハ速ニ其ノ旨ヲ市場事務所ニ申出テ市場獣医ノ診察治療ヲ受クヘシ家畜ノ負傷シタルトキ亦同シ

第九條　畜主ニ於テ入場券ノ交付ヲ受ケタルトキハ之ヲ家畜ノ頭類部見易キ箇所ニ附着シ市場職員ノ指揮ニ依リ繫留場ニ牽入レ且附近ニ於テ之ヲ監視スヘシ

第十條　第六條ノ檢査ニ合格シタル家畜ノ畜主ハ其ノ家畜ノ種類、産地、飼育地、性、年齢、血統、毛色、高サ（羊豚ニ在リテハ重量）、用途、取引ノ区別ヲ顯著ニ附セムトスルモノニ在リテハ其ノ予定價格及畜主ノ住所氏名ヲ事務所ニ申告スヘシ但シ市場職員ニ於テ其ノ予定價格ヲ不当ト認メタルトキハ畜主ト協議ノ上改定セシムルコトアルヘシ

第十一條　家畜ノ取引ハ相対賣買、競賣買及交換ノ三種トス
相対賣買及交換ハ賣場又ハ繫留場ニ於テ仲立人ヲ介シテ之ヲ行フヘシ但シ時宜ニ依リ仲立人ノ仲介ニ依ラサルコトヲ得
競賣買ハ賣場ニ於テ之ヲ行ヒ最高價格ヲ附シタル者ニ賣却ス但シ最高指値カ予定價格ニ達セサルトキハ此ノ限ニ在ラス
競賣買ハ仲立人ヲシテ受付順ニ依リ之ヲ行ハシム但シ時宜ニ依リ市場職員ヲシテ之ヲ行ハシムルコトアルヘシ
競賣買担当者カ競落ヲ宣シタル後ハ賣買主ハ之ニ対シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十二條　本市場ハ家畜ノ委託賣却ヲ引受クルコトアルヘシ其ノ手続左ノ如シ
一　賣却委託者ハ家畜一頭毎ニ種類、産地、飼育地、性、年齢、血統、毛色、高サ（羊豚ニ在リテハ重量）、用途及予定價格アルモノハ其ノ價格ヲ記入シタル賣却委託証書ヲ添ヘ本市場ニ差付スヘシ
二　本市場ハ其ノ予定價格ヲ不当ト認ムルトキハ其ノ旨ヲ委託者ニ通知シ其ノ承諾ヲ得テ相当ノ処分ヲ爲スヘシ

第十三條　本市場ニ於テ爲シタル賣買交換ニシテ不当ナリト認ムルトキハ市場職員ハ其ノ取引ニ注意ヲ與ヘ又ハ其ノ取引ヲ中止セシムルコトアルヘシ

第十四條　家畜ヲ取引シタルトキハ其ノ当業者ハ家畜ノ種類、入場番号、取引区別、賣買價格又ハ交換差金額、各自ノ住所、氏名及仲立人ノ氏名ヲ事務所ニ申告スヘシ但シ市場職員ニ於テ其ノ予定價格ヲ不当ト認メタルトキハ畜主ト協議ノ上改定セシムルコトアルヘシ

第十五條　家畜ノ賣買代金若ハ交差金ハ其ノ取引成立ノ当日之ヲ本市場ニ預納スヘシ当日中ニ預納セサルトキハ預納セサリシ者ニ於テ違約シ其ノ申告ヲ爲シタルモノト看做ス

第十六條　家畜賣主ハ買主ノ所持セル賣買代金預納証ト引換ニ市場職員ヲ経テ家畜ヲ買主ニ引渡スヘシ
家畜交換主ハ差金アルトキハ其ノ差金預納証ヲ添ヘ市場職員ヲ経テ互ニ家畜ヲ引渡スヘシ
前二項ノ引換及引渡ハ取引成立ノ当日之ヲ爲スヘシ
当日中ニ之ヲ爲サヽルトキハ引換又ハ引渡ヲ爲サヽリシ者ニ於テ違約シ其ノ申告ヲ爲シタルモノト看做ス

第十七條　家畜賣主又ハ交換主ハ前條ニ依リテ受取リタル代金預納証又ハ差金預納証ヲ市場事務所ニ差出シ之ト引換ニ代金又ハ差金ヲ受取ルヘシ

第十八條　特別ノ事由ニ依リ本市場ノ承認ヲ受ケタルトキハ第十五條乃至前條ノ手続ヲ経スシテ取引シタル家畜及其ノ代金若ハ差金ヲ授受スルコトヲ得

第十九條　家畜ノ賣買、交換ヲ契約シタル後其ノ引渡前ニ於テ引渡請求権者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ依リテ其ノ家畜ニ疾病、負傷、斃死等ノ損害ヲ生シタルトキハ其ノ損害ハ引渡義務者ノ負担ニ帰スヘキモノトス

第四章　仲立人及仲立手數料

第二十條　本市場ニ於テ仲立ヲ爲サムトスル者ハ市長ノ承認ヲ受クヘシ

名ヲ事務所ニ申告スヘシ違約シタルトキ亦同シ

第十五條　家畜ノ賣買代金若ハ交差金ハ其ノ取引成立ノ当日之ヲ本市場ニ預納スヘシ当日中ニ預納セサルトキハ預納セサリシ者ニ於テ違約シ其ノ申告ヲ爲シタルモノト看做ス

第十六條　家畜賣主ハ買主ノ所持セル賣買代金預納証ト引換ニ市場職員ヲ経テ家畜ヲ買主ニ引渡スヘシ
家畜交換主ハ差金アルトキハ其ノ差金預納証ヲ添ヘ市場職員ヲ経テ互ニ家畜ヲ引渡スヘシ
前二項ノ引換及引渡ハ取引成立ノ当日之ヲ爲スヘシ
当日中ニ之ヲ爲サヽルトキハ引換又ハ引渡ヲ爲サヽリシ者ニ於テ違約シ其ノ申告ヲ爲シタルモノト看做ス

第十七條　家畜賣主又ハ交換主ハ前條ニ依リテ受取リタル代金預納証又ハ差金預納証ヲ市場事務所ニ差出シ之ト引換ニ代金又ハ差金ヲ受取ルヘシ

第十八條　特別ノ事由ニ依リ本市場ノ承認ヲ受ケタルトキハ第十五條乃至前條ノ手続ヲ経スシテ取引シタル家畜及其ノ代金若ハ差金ヲ授受スルコトヲ得

第十九條　家畜ノ賣買、交換ヲ契約シタル後其ノ引渡前ニ於テ引渡請求権者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ依リテ其ノ家畜ニ疾病、負傷、斃死等ノ損害ヲ生シタルトキハ其ノ損害ハ引渡義務者ノ負担ニ帰スヘキモノトス

第四章　仲立人及仲立手數料

第二十條　本市場ニ於テ仲立ヲ爲サムトスル者ハ市長ノ承認ヲ受クヘシ
本市場ニ属スル仲立人ニハ一定ノ徽章ヲ帶ハシメ且其ノ住所氏名ヲ市場内見易キ場所ニ掲示セシムヘシ

第二十一條　仲立人ハ家畜ノ取引者ニ対シ仲立ヲ強請シ又ハ如何ナル名義ヲ以テスルモ賣買交換当事者ヨリ報酬ヲ受クルコトヲ得ス

第二十二條　仲立人ハ其ノ日ノ業務ヲ終リタルトキハ仲立ヲ爲シタル家畜ノ種類、入場番号、取引ノ区別、賣買價格若ハ交換差金額及賣買交換当事者ノ氏名ヲ事務所ニ申告スヘシ

第二十三條　仲立人家畜ノ取引ヲ仲立シタルトキ左ノ手數料ヲ交付ス

二歳以上ノ牛馬	賣買交換	一頭ニ付一件ニ付　二十四銭以内
二歳未満ノ牛馬及羊豚	賣買交換	一頭ニ付一件ニ付　八銭以内

前項ノ手數料ノ額ハ毎年度市長之ヲ告示ス

第五章　違約處分及罰則

第二十四條　家畜ノ取引成立ノ後其ノ取引ヲ違約シタルトキハ違約者トシテ其ノ事実ヲ場内ニ掲示ス其ノ情重キ者ハ爾後其ノ入場ヲ拒絶スルコトアルヘシ
違約者ハ本規程ニ依ル処分ニ対シ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第二十五條　前條ノ違約者ハ違約金トシテ違約ニ係ル家畜ノ價格ノ百分ノ十ニ相当スル金額ヲ続違約者ニ支拂フヘシ
前項ノ價格ハ賣買ニ在リテハ取引價格、交換ニ在リテハ双方ニ於ケル家畜ノ價格ヲ評定合算シ二除シタル額トス

第二十六條　違約者ハ前條ノ違約金ヲ其ノ取引成立ノ当日本市場ニ預納スヘシ

被違約者ハ市場事務所ニ就キ前項ノ違約金ヲ受取ルヘシ

第二十七條　本市場ニ於テ業務ヲ妨害シ又ハ市場ノ秩序ヲ紊シタル者ハ即刻退場ヲ命ス其ノ慶アル者ニ対シテモ亦同シ

第二十八條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者アルトキハ爾後其ノ入場ヲ拒絶シ之カ爲メニ生シタル損害ヲ弁償セシメ尚其ノ事実ヲ場内ニ掲示スルコトアルヘシ

一　虚偽ノ申告ヲ爲シタル者

二　第十四條乃至第十八條ノ規定ニ違反シタル者

三　他人ノ容易ニ発見シ難キ疾病、悪癖ヲ隠蔽シテ取引シタル者

四　傳染病ニ罹リタル家畜ヲ故意ニ検査場ニ牽入レタル者

五　市場ニ繋留セル家畜ニ対シ故意ニ虚偽ノ非難悪評ヲ爲シタル者

六　故意ニ市場ノ秩序ヲ紊ス行爲アル者

七　家畜売買ニ関スル同業者又ハ他ノ市場ニ於テ取引停止又ハ違約処分ヲ受ケ其ノ情重キ者

第二十九條　本市場ノ仲立人ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル行爲アルトキハ本市場ノ仲立人タル承認ヲ取消シ爾後其ノ入場ヲ拒絶シ之ニ依リテ生シタル損害ヲ賠償セシメ尚其ノ旨場内ニ掲示スルコトアルヘシ

一　第二十一條、第二十二條ノ規定ニ違反シタルトキ

二　不当ノ売買又ハ交換ヲ爲サシメ又ハ情ヲ知リテ之ヲ黙認シタルトキ

三　第二十二條ノ申告ニ虚偽アルトキ

四　市場ニ於テ自己ノ計算ヲ以テ家畜ヲ売買交換シタルトキ

第三十條　第二十八條又ハ第二十九條ニ依ル処分ヲ受ケタル者ニシテ其ノ情重キ者ニ対シテハ市長ハ五十円以下ノ過怠金ヲ徴スルコトアルヘシ

第六章　雑　則

第三十一條　入場家畜ヲ宿泊セシメムトスル者ハ市場事務所ニ申出テ承認ヲ受クヘシ

第三十二條　秣倉庫及調理所ヲ借受ケムトスル者ハ市長ニ願出テ承認ヲ受クヘシ

第三十三條　市場内ニ在ル家畜ノ飼料其ノ他手当ニ要スル費用ハ畜主ノ負担トス但シ獣疫発生ノ場合ニ於ケル費用ニシテ市場ニ属スルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十四條　天災其ノ他ノ不可抗力ニ依リ畜主ノ受ケタル損害ニ対シテハ市ハ其ノ責ニ任セス

畜主カ故意又ハ過失ニ因リ市場ノ物件又ハ他ノ家畜ニ損害ヲ與ヘタルトキハ之ヲ賠償スル責アルモノトス

第三十五條　第十五條又ハ第二十六條ニ依ル預納ハ市長ニ於テ指定シタル銀行、会社、組合若ハ個人ノ代納証書又ハ代拂証書ヲ以テ現金ニ代用スルコトヲ得

前項ノ代納証書若ハ代拂証書ノ発行者ニシテ委託者ヨリ手数料ヲ徴収セムトスルトキハ其ノ額ハ証書発行金高ノ千分ノ五以内トス

代納証書若ハ代拂証書発行委託者ニシテ発行者ニ対シ虚偽ノ申立ヲ爲シ爲メニ本市場ノ秩序ヲ紊スト認メタルトキハ第二十八條及第三十條ニ準シ之ヲ処分スルコトアルヘシ

第三十六條　前條第一項ノ指定ヲ受ケタル銀行、会社、組合若ハ個人ハ直ニ代納証書若ハ代拂証書発行限度額ノ十分ノ八以上ノ保証金ヲ市ニ提出スヘシ但シ保証金ハ國債証書、地方債証券、勧業債券、興業債券若ハ農工債券ヲ以テ現金ニ代用スルコトヲ得

前項ノ発行限度額、保証金ノ金額及有償証券ヲ以テ代用スルトキハ其ノ算定ノ割合並前條第二項ノ手数料ノ歩合ハ市長之ヲ定ム

第三十七條　本規程ノ施行ニ要スル細則ハ別ニ市長之ヲ定ム

附　則

本規程ハ名古屋市常設家畜市場條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●名古屋市常設家畜市場條例

昭和六年九月十五日
條例第十四号

改正　昭和八年第六号　一七年第一〇号　二三年第二八号　第八〇号

第一條　名古屋市常設家畜市場（以下單ニ市場ト称ス）ノ業務ニ関シテハ本條例ノ定ムル所ニ依ル

第二條　市場ヲ使用スルトキハ左ノ区分ニ依リ使用料ヲ徴収ス但シ第四号ニ依リ難キ場合ハ市長ニ於テ実費ヲ徴収スルコトアルヘシ

一　家畜ヲ牽入レ又ハ荷卸シ其ノ他場庭ヲ使用シタルトキ

二歳以上ノ牛馬　一頭ニ付　金三十五銭

二歳未満ノ牛馬羊豚　一頭ニ付　金十銭

二　家畜ヲ売買又ハ交換シタルトキ

甲種　二歳以上ノ牛馬ノ売買交換

売買　一頭ニ付　金一円

交換　一件ニ付　金一円二十銭

乙種　二歳未満ノ牛馬ノ売買交換

売買　一頭ニ付　金三十銭

交換　一件ニ付　金四十銭

羊豚売買交換

売買　一頭ニ付　金五十銭

交換　一件ニ付　金六十銭

仔羊豚及一歳未満ノ牛ノ売買交換

売買　一頭ニ付　金十銭

交換　一件ニ付　金二十銭

三　家畜ヲ宿泊セシメタルトキ

二歳以上ノ牛馬　一頭一泊ニ付　金五十円

羊豚、二歳未満ノ牛馬　一頭一泊ニ付　金二十円

四　家畜ニ施療シタルトキ

投薬　一回　金五十銭以内

注射　一回　金三円以内

手術　一回　金五円以内

五　秣倉庫、調理所ヲ使用スルトキ

一坪　一箇月ニ付　金三円以内

前項第一号ノ使用料ハ売買交換料ヲ徴収シタル場合又ハ市長ニ於テ必要ト認メタル場合ハ之ヲ徴収セス

第一項第一号甲種ノ家畜ト乙種ノ家畜トヲ交換シタル場合ニ於テハ其

使用料ハ甲種ノ額ヲ徴収ス

交換ハ家畜一頭ヲ他ノ一頭ト交換スルヲ以テ一件トシ一頭ヲ増ス毎ニ第一項第二号甲種ノ家畜ハ金二十銭、同乙種ノ家畜ハ金十銭ヲ増徴ス但シ二頭以上ノ家畜ヲ他ノ二頭以上ト交換スル場合ニ於テハ市長ハ時宜ニ依リ使用料ノ徴収ニ付テハ之ヲ二頭以上ノ交換ト看做スコトヲ得

賣買交換ヲ違約シタルトキト雖賣買交換シタルトキト同額ノ使用料ヲ徴収ス

第三條　使用料ハ前條第一項第一号第三号及第四号ノ場合ハ家畜ノ所有者ヨリ、第二号ノ場合ハ当事者双方ヨリ各半額ヲ、第五号ノ場合ハ借受人ヨリ、賣買交換ヲ違約シタル場合ハ違約者ヨリ之ヲ徴収ス

第四條　使用料ハ第二條第一項第一号ノ場合ハ牽入又ハ荷卸申告ノ際、第二号ノ場合ハ賣買交換成立申告ノ際、第三号及第五号ノ場合ハ承認ノ際、第四号ノ場合ハ施療ノ際、賣買交換ヲ違約シタル場合ハ其ノ申告アリタル際之ヲ徴収ス

第五條　本條例施行ニ関シ必要ナル事項並本條例ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例施行ノ日ハ市長之ヲ定ム（昭和六年九月十七日告示第三百十一号ヲ以テ昭和六年九月二十日ヨリ施行）

附　則（昭和二十三年條例第十八号）

この條例は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

附　則（昭和二十三年條例第八十号）

この條例は、昭和二十三年十二月一日から、これを適用する。

◉名古屋市常設家畜市場仲立人服務規程

昭和六年九月十八日告示第三百十三号

第一條　仲立人ハ法令並名古屋市常設家畜市場業務規程（以下單ニ業務規程ト称ス）ニ依ルノ外本規程ノ定ムル所ニ依リ誠実剴切ヲ旨トシ其ノ業務ヲ行フヘシ

第二條　仲立人ハ其ノ業務ニ関シテハ市場職員ノ指揮監督ニ服ス

第三條　仲立人ハ其ノ服務中別記制式ニ依ル仲立人徽章ヲ佩用スヘシ

仲立人徽章ハ之ヲ貸與シ仲立人ヲ罷ムルトキ之ヲ返納セシム

第四條　仲立人ハ市長ノ承認ヲ受クルニ非サレハ任意ニ仲立人ヲ罷ムルコトヲ得ス

第五條　業務規程第三十二條ノ申告ハ別記様式ノ仲立申告簿ニ依リ之ヲ爲スヘシ

仲立人ハ甲乙二冊ノ仲立申告簿ヲ備ヘ交互ニ之ヲ使用スヘシ

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別記

仲立人徽章ノ制式

円形直径三糎洋銀台ニ銀鍍金シ中央部ニ市徽章及「仲立人」ノ文字、之ヲ「名古屋市常設家畜市場」ノ文字ニテ囲ム文字及市徽章ハ四刻シ市徽章ノ環及「八」ノ字ハ朱色トス

胸間見易キ箇所ニ佩用ス

様式　仲立申告簿

表紙

自昭和　年　月
至昭和　年　月
仲立申告簿

名古屋市常設家畜市場
仲立人　氏　名

内容

日附	種類	頭数	入場取引ノ番号区別	取引代金差金	畜主	買主又ハ差金支拂主	係認印
月日							
月日							
月日							

注意　一　交換ノ場合ハ各一方ノ家畜ヲ一行ニ記載シ上方欄外ニ括弧ヲ附スヘシ

二　違約ノ場合ニアリテハ次欄ニ違約者名ヲ附記スヘシ

◉屠場使用料條例

明治四十三年四月二十三日條例第四号

改正　大正三年第三号　八年第三号　昭和八年第七号　一六年第一八号　二二年第六号　二三年第一八号　第八〇号

第一條　地方自治法第二百二十條ニ依リ屠場使用者ヨリ左ノ使用料ヲ徴収ス但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ免除スルコトヲ得

一　牛、馬　各一頭　金百五十円

二　犢、羊、豚　各一頭　金七十五円

第二條　屠場使用料ハ屠場使用請求ノ際之ヲ徴収ス

第三條　獣畜營業者若ハ獣肉販賣業者ハ年度内ニ限リ予メ頭数ヲ定メ其頭数ニ相当スル使用料ヲ予納スルコトヲ得

附　則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二十二年條例第六号）

この條例は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

附　則（昭和二十三年條例第十八号）

この條例は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

附　則（昭和二十三年條例第八十号）

この條例は、昭和二十三年十二月一日から、これを適用する。

第十類　保健

屠場使用規則

明治四十三年七月十九日
告示第二十三号

改正　昭和二三年浪岡第八三七

第一條　屠場ハ屠場法ニ從ヒ食用ニ供スル獸畜ヲ屠殺解体スル所トス

第二條　屠場ヲ使用セムトスル者ハ第一号標式ニ依リ屠畜ノ種別、嵐種、牝牡、年齢、毛色、特徴（依頼ニ係ルモノハ其者ノ住所氏名）、屠殺ノ日時等ヲ記載シタル書面ヲ其前日午前中ニ場長ニ届出スベシ

第三條　國民ノ祝日ハ屠場ノ使用ヲ停止ス

第四條　屠場使用時間ハ毎日午前八時ヨリ午後二時マデトス但シ七月一日ヨリ九月三十一日迄ノ期間ニ在テハ午前六時ヨリ正午十二時迄トス前項ノ時間ハ時宜ニ依リ場長ニ於テ之ヲ伸縮スルコトヲ得

第五條　屠場使用者ハ獸畜ノ生体検査ヲ受ケル前屠畜税及屠場使用料納済ノ証ヲ場長ニ開示スベシ

第六條　屠場使用者ハ場内ノ取締ニ関シテハ総テ場長ノ指揮ニ從フベシ

（第一号標式）

屠場使用請求書

左記獸畜屠殺ノ爲メ場使用致度此段請求候也

昭和　年　月　日

住所
氏名　㊞

名古屋市屠場長　殿

屠殺ノ日時	屠畜ノ種別	嵐種	牝牡ノ別	年齢	毛色	特徴	依頼者ノ氏名

備考

第十類　保健

第一章　醫療

●名古屋市立病院條例

昭和十八年九月六日
條例第十五號

改正　昭和二〇年第四号、第二一号、二一年第二号、二二年第五六号、二三年第一二号

第一條　名古屋市立病院（以下市立病院ト称ス）ハ本市住民タル患者ノ診療ヲ行フ

前項ニ該当セザル者ト雖モ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ガ診療ヲ行フコトアルベシ

第二條　名古屋市立病院ハ左ノ如シ

一　名古屋市立城西病院
二　名古屋市立城北病院
三　名古屋市立城東病院

第三條　市立病院ハ往診ヲ行ハズ但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ行フコトアルベシ

第四條　市立病院ニ設置スベキ診療科其ノ他ニ付テハ市長之ヲ定ム

第五條　診療ヲ受クル者ニ対シテハ使用料及手数料ヲ徴収ス

前項ノ使用料及手数料ハ健康保険法ニ定ムル單價等ヲ基準トシテ市長之ヲ定ム但シ法令ニ依リ診療ヲ受クル者ニ対スル使用料及手数料ハ其等ノ法令ノ定ムル所ニ依ル

診療上特ニ設備、費用ヲ要スルトキ前項ノ法令ニ依リ難キトキ又ハ其等ノ法令ニ定ナキトキハ市長ノ定ムル使用料及手数料ヲ徴収ス

第六條　市長ハ特別ノ事由アリト認ムル者ニ対シテハ使用料及手数料ヲ減免スルコトヲ得

第七條　使用料及手数料ハ之ヲ前納セシム但シ市長特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ後納セシムルコトヲ得

第八條　市立病院ハ必要ニ應ジ疾病ノ予防、医学ノ研究並ニ講習ヲ行ヒ又ハ保健婦、助産婦及看護婦ノ養成ヲ行フコトヲ得

第九條　市長ハ本條例又ハ本條例ニ基ク規定ニ違反シタル者其ノ他必要アリト認ムル者ニ対シテハ診療ヲ拒否シ又ハ退院ヲ命ズルコトアルベシ

第十條　本條例施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ健康保険法ニ依リ診療ヲ受クル者ニ対シテハ昭和十八年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

左ノ條例及規則等ハ之ヲ廃止ス

名古屋市市民病院條例
名古屋市城北病院條例
城東病院使用料及手数料條例
城東病院規則
診療上ノ食費薬價ニ関スル件

附　則　（昭和二十年條例第四号）

本條例ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●名古屋女子医科大學附属医院使用料及び手数料條例

昭和二十三年三月三十日　條例第十五号

第一條　名古屋市女子医科大学附属医院における使用料及び手数料は、健康保險法に定める單價等を基準として、市長がこれを定める。但し、法令によつて診療を受ける者に対する使用料及び手数料は、それらの法令の定めるところによる。

診療上特に設備、費用を要するとき、又は前項の法令によることができないとき若しくは法令に定めがないときの使用料及び手数料は、市長がこれを定める。

第二條　使用料及び手数料は、これを前納とする。但し、特別の事由があると認めるときは、これを後納せしめることがある。

第三條　教授若しくは医学研究の必要に應じて診療を受ける者、又は市長において特別の必要があると認める者に対しては、使用料及び手数料を減免することができる。

第四條　この條例又はこの條例に基く規定に違反した者その他適当でないと認める者に対しては、診療を拒否することができる。

第五條　この條例の施行に関して必要な事項は、市長がこれを定める。

附　則

この條例は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

名古屋市立女子医学専門学校附属医院條例は、これを廃止する。

●名古屋女子医科大學附属医院用料及び手数料條例施行細則

昭和二十三年四月三十日　規則第三十二号

改正　昭和二三年第一〇七号

第一條　名古屋女子医科大学附属医院使用料及び手数料條例第一條第二項の規定による使用料及び手数料を左のように定める。

一	診察料	三箇月	二点以上　四点以下
二	入院料	一日	六点以上　四十点以下
三	歯科技工料	一種	五点以上　五百点以下
四	治療材料	一種	〇・五点以上　四十点以下
五	文書料	一通	一点以上　四十点以下

健康保險法若しくは國民健康保險法による保險給付又はこれに代る給付（以下保險給付という。）を受けない本市住民で、最低料金の病室における入院日数が十日を超え、減額するを適当と認めるものに対しては、その超える分の入院料について、一日につき、五点を減ずることができる。

第二條　保險給付を受ける場合で、入院料が保險給付に定める額を超えるときは、その額は本人の負担とする。

第三條　入院料納付期日は、入院当日、毎月十日、二十日及び末日とし、次の納付期日までの分を前納するものとする。但し、納付期日が休日に当るときは、これを繰り上げる。

入院料を納付した後に、退院又は死亡したときは、その翌日以後に対する既納の入院料は、これを還付する。

第四條　左の各号の一に該当するときは、使用料及び手数料を後納せしむることができる。

一　診療の結果でないと料金を算出し難いとき

二　應急の診療が必要なため料金を前納し難いとき

三　その他やむをえない事由があると認めるとき

第五條　使用料又は手数料を滞納したとき、又は本院に関する諸規定に違反したときは、診療を拒否することがある。

附　則

この規則は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

名古屋市立女子医学専門学校附属医院規則は、これを廃止する。

●名古屋市立城西病院規則

昭和十八年九月六日　規則第十三号

改正　昭和一九年第三九号　二一年第四三号　二二年第四号　第五三号　二三年第七〇号　第六二号

第一條　診療ヲ受ケントスル者ハ院長ニ申出デ診療券ノ交付ヲ受クベシ

各種法令ノ規定ニ依リ診療ヲ受ケントスル者ハ夫々其ノ所令ノ定ムル所ニ依リ証票ヲ提出シ診療券ノ交付ヲ受クベシ

前二項ノ場合身元調査ヲ行フコトアルベシ

第二條　診療券ノ交付ヲ受ケタル者ハ名古屋市立病院條例（以下單ニ條例ト称ス）及條例ニ基ク規定ノ定ムル所ニ從ヒ診療ヲ受クベシ

第三條　入院ヲ爲サントスル者ハ身元引受人ヲ立テ院長ニ願出デ其ノ承認ヲ受クベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ親族其ノ他関係者ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

第四條　本院ニ左ノ診療科ヲ置ク

一　内　科
二　外　科
三　小　兒　科
四　産　婦　人　科
五　眼　科
六　耳鼻咽喉科
七　皮膚科泌尿器科
八　理学診療科

第五條　條例第五條第二項ノ規定ニ依ル使用料及手数料左ノ如ク定ム

一	診察料	一箇月	一点以上　四点以下
二	入院料	一日	六点以上　三十点以下
三	治療材料	一種	〇・五点以上　四十点以下
四	文書料	一通	一点以上　四十点以下

健康保險若ハ國民健康保險組合ノ保險給付又ハ之ニ代ルベキ給付（以

下保險給付ト称ス）ヲ受ケザル本市住民ニシテ最低料金ノ病室ニ入院スルコト十日以上ニ及ビ減額ノ必要ヲ認メタル場合ハ其ノ超ユル分ノ入院料ニ付テハ一日ニ一・五点ヲ減ズルコトヲ得

第六條　保險給付ヲ受ケル場合ニ於ケル入院料ニシテ保險給付ニ定ムル額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ハ之ヲ本人ノ負担トス

第六條ノ二　第五條及第六條ニ定ムル使用料及手数料ノ額ノ算定ハ昭和十八年厚生省告示第六十六号健康保險ノ療養ニ要スル費用並ニ國民健康保險組合又ハ國民健康保險組合ノ事業ヲ行フ法人ニ請求スベキ費用ノ額ノ算定方法ニ依ル

第七條　入院料納付期日ハ入院当日、毎月十日、二十日及末日トシ次ノ納付期日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日休日ニ当ルトキハ之ヲ繰上グ

入院料納付後退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日以後ニ対スル既納ノ入院料ハ之ヲ還付ス

第八條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ院長ハ使用料及手数料ヲ後納セシムルコトヲ得

一　診療ノ結果ニ非ザレバ料金ヲ算定シ難キトキ

二　應急　診療ヲ要シ料金ヲ前納シ難キトキ

三　其ノ他院長ニ於テ已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキ

第九條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ院長ハ診療若ハ入院ヲ拒否シ又ハ退院ヲ命ズルコトアルベシ

一　患者定数ニ満タルトキ

二　入院ノ必要ヲ認メザルトキ

三　使用料手数料其ノ他ノ料金ヲ滯納シ其ノ他本院ニ関スル諸規定ニ違反シタルトキ

四　風紀若ハ秩序ヲ紊シ又ハ他人ノ迷惑トナルベキ行爲等アリト認ムルトキ

五　市ガ特ニ設置セル他ノ診療機関ニ於テ診療スルヲ適当ト認ムルトキ

六　其ノ他院長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキ

第九條　本規則施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長ノ承認ヲ経テ院長之ヲ定ム

附　則

本規則ハ條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規則施行ノ際現ニ入院中ニシテ健康保險若ハ國民健康保險ノ保險給付又ハ之ニ代ル可キ給付ヲ受ケザル者ニ対スル入院料ニ付テハ昭和十八年九月末日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日休日ニ当ルトキハ之ヲ繰上グ

健康保險若ハ國民健康保險ノ保險給付又ハ之ニ代ル可キ給付ヲ受クルモノノ昭和十八年四月一日以降本規則施行ノ日前迄ノ期間ニ於テ退院シタル者又ハ本規則施行ノ際現ニ入院中ノ者ノ入院ニ関シ本人ノ負担スベキ額ニ付テハ昭和十九年六月三十日迄仍從前ノ規定ニ依ル

附　則（昭和十九年規則第四十九号）

本規則ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規則施行ノ際現ニ入院中ニシテ保險給付ヲ受ケザル者ニ対スル入院料ニ付テハ昭和十九年六月三十日迄仍從前ノ規定ニ依ル

保險給付ヲ受クルモノノ昭和十八年四月一日以降本規則施行ノ日前迄ノ期間ニ於テ退院シタル者ニ対スル入院料ニ付テハ昭和十九年六月三十日迄仍從前ノ規定ニ依ル

期間ニ於テ退院シタル者又ハ本規則施行ノ際現ニ入院中ノ者ノ入院ニ関シ本人ノ負担スベキ額ニ付テハ昭和十九年六月三十日迄仍從前ノ規定ニ依ル

附　則（昭和二十一年規則第四十三号）

この規則は、公布の日から、これを施行する。

この規則施行の際現に入院中であつて、保險給付を受けてゐない者に対する入院料については、昭和二十一年六月一日まで從前の規定によるものとする。

附　則（昭和二十二年規則第四号）

この規則は、昭和二十二年二月一日から、これを適用する。

この規則適用の際現に入院中であつて、保險給付を受けてゐない者に対する入院料については、昭和二十二年二月十日まで從前の規定によるものとする。

附　則（昭和二十二年規則第五十三号）

この規則は、昭和二十二年八月二十一日から、これを適用する。

附　則（昭和二十三年規則第七十号）

この規則は、昭和二十三年八月一日から、これを適用する。

名古屋市立城北病院規則

昭和十八年九月六日
規則第十四号

改正　昭和一九年第三九号　二一年第四三号　二三年第四号
第五三号　第六二号　二三年第七〇号　第一〇七号

第十類　保　健　第一章　医　療

第一條　診療ヲ受ケントスル者ハ院長ニ申出デ診療券ノ交付ヲ受クベシ

各種法令ノ規定ニ依リ診療ヲ受ケントスル者ハ夫々其ノ法令ノ定ムル所ニ依リ証票ヲ提出シ診療券ノ交付ヲ受クベシ

前二項ノ場合身元調査ヲ行フコトアルベシ

第二條　診療券ノ交付ヲ受ケタル者ハ名古屋市立病院條例（以下單ニ條例ト称ス）及條例ニ基ク規定ノ定ムル所ニ從ヒ診療ヲ受クベシ

第三條　入院ヲ爲サントスル者ハ身元引受人ヲ立テ院長ニ願出デ其ノ承認ヲ受クベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ親族其ノ他関係者ヨリ之ヲ爲スコトヲ得

第四條　本院ハ皮膚泌尿器科ノ診療ヲ主トシ左ノ診療ヲモ併セ行フ

内科、小兒科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、理学診療科

第五條　條例第五條第二項ノ規定ニ依ル使用料及手数料左ノ如ク定ム

一　診察料	一箇月	一点以上　四点以下
二　入院料	一日	六点以上　三十点以下
三　治療材料	一種	〇・五点以上　四十点以下
四　文書料	一通	一点以上　四十点以下

健康保險若ハ國民健康保險組合ノ保險給付ハ之ニ代ルベキ給付（以下保險給付ト称ス）ヲ受ケザル本市住民ニシテ最低料金ノ病室ニ入院スルコト十日以上ニ及ビ減額ノ必要ヲ認メタル場合ハ其ノ超ユル分ノ入院料ニ付テハ一日ニ一・五点ヲ減ズルコトヲ得

第六條　保險給付ヲ受クル場合ニ於ケル入院料ニシテ保險給付ニ定ムル額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ハ之ヲ本人ノ負担トス

第七條　入院料納付期日ハ入院当日、毎月十日、二十日及末日トシ次ノ

納付期日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日休日ニ当ルトキハ之ヲ繰上グ

入院料納付後退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日以後ニ対スル既納ノ入院料ハ之ヲ還付ス

第八條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ院長ハ使用料及手数料ヲ後納セシムルコトヲ得

一　診療ノ結果ニ非ザレバ料金ヲ算定シ難キトキ

二　應急ノ診療ヲ要シ料金ヲ前納シ難キトキ

三　其ノ他院長ニ於テ已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキ

第九條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ院長ハ診療若ハ入院ヲ拒否シ又ハ退院ヲ命ズルコトアルベシ

一　患者定数ニ満チタルトキ

二　入院ノ必要ヲ認メザルトキ

三　使用料手数料其ノ他ノ料金ヲ滞納シ其ノ他本院ニ関スル諸規定ニ違反シタルトキ

四　風紀若ハ秩序ヲ紊シ又ハ他人ノ迷惑トナルベキ行爲等アリト認ムルトキ

五　市ガ特ニ設置セル他ノ診療機関ニ於テ診療スルヲ適当ト認ムルトキ

六　其ノ他院長ニ於テ特ニ必要アリト認ムルトキ

第十條　本規則施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長ノ承認ヲ経テ院長之ヲ定ム

附　則

本規則ハ條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規則施行ノ際現ニ入院中ニシテ健康保険若ハ國民健康保険ノ保険給付又ハ之ニ代ル可キ給付ヲ受ケザル者ニ対スル入院料ニ付テハ昭和十八年九月末日迄仍従前ノ規定ニ依ル

健康保険若ハ國民健康保険ノ保険給付又ハ之ニ代ル可キ給付ヲ受クルモノノ昭和十八年四月一日以降本規則施行ノ日前迄ノ期間ニ於テ退院シタル者又ハ本規則施行ノ際現ニ入院中ノ者ノ入院ニ関シ本人ノ負担スベキ額ニ付テハ昭和十八年九月末日迄仍従前ノ規定ニ依ル

附　則　（昭和十九年規則第三十九号）

本規則ハ昭和十九年六月一日ヨリ之ヲ施行ス

本規則施行ノ際現ニ入院中ニシテ保険給付ヲ受ケザル者ニ対スル入院料ニ付テハ昭和十九年六月三十日迄仍従前ノ規定ニ依ル

保険給付ヲ受クルモノノ昭和十八年四月一日以降本規則施行ノ日前迄ノ期間ニ於テ退院シタル者又ハ本規則施行ノ際現ニ入院中ノ者ノ入院ニ関シ本人ノ負担スベキ額ニ付テハ昭和十九年六月三十日迄仍従前ノ規定ニ依ル

附　則　（昭和二十一年規則第四十三号）

この規則は、公布の日から、これを施行する。

この規則施行の際現に入院中であつて、保険給付を受けてゐない者に対する入院料については、昭和二十一年六月一日まで従前の規定によるものとする。

附　則　（昭和二十二年規則第四号）

この規則は、昭和二十二年二月一日から、これを適用する。

この規則適用の際現に入院中であつて、保険給付を受けてゐない者に対する入院料については、昭和二十二年二月十日まで従前の規定によるものとする。

附　則　（昭和二十二年規則第五十三号）

この規則は、昭和二十二年八月一日から、これを適用する。

附　則　（昭和二十三年規則第七十号）

この規則は、昭和二十三年八月一日から、これを適用する。

●名古屋市立城北病院附属食堂規則

昭和十八年四月十三日
告示第百八号

改正　昭和一八年規則第一七号

第一條　名古屋市立城北病院附属食堂（以下単ニ食堂ト称ス）ニ於テハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ限リ食事ヲ爲スコトヲ得

一　名古屋市立城北病院寄宿舎内居住者

二　患者附添人

三　其ノ他院長ニ於テ必要アリト認メタル者

第二條　前條ノ者食事ヲ爲サントスルトキハ所定ノ料金ヲ支拂ヒ食券ヲ購入スベシ

第三條　食券ノ種類及料金ハ市長ノ承認ヲ得テ院長之ヲ定ム

前項ノ食券ノ種類及料金ハ食堂内ニ之ヲ掲示ス

第四條　食券ハ事務室ニ於テ之ヲ発賣ス

●名古屋市立城東病院規則

昭和十八年九月六日
規則第十五号

改正　昭和二一年第二八号　二三年第五一号　二三年第五三号　二三年第四四号

第一條　入院ヲ爲サントスルトキハ本人又ハ親族其ノ他関係者ヨリ院長ニ其ノ旨申出デ承認ヲ受クベシ

第二條　本院ニ診療科及研究科ヲ置ク

第三條　條例第五條第二項第三項ノ規定ニ依ル使用料及手数料左ノ如シ

一　入院料

特別室	本市住民	一日　七十円
	本市住民ニ非ザルモノ	一日　九十円
甲室	本市住民	一日　五十円
	本市住民ニ非ザルモノ	一日　七十円
乙室	本市住民	一日　三十円
	本市住民ニ非ザルモノ	一日　五十円

普通室　本市住民　一日　無料
　　本市住民ニ非ザルモノ　一日　三十円
二　食費薬價料　一日　三十円
特種薬品ヲ用ヒタルトキ又ハ特殊ノ処置ヲナシタルトキハ別ニ実費ヲ徴収ス
三　文書料　一通　十円以上二百円以下

第四條　入院料納付期日ハ入院当日、毎月十日、二十日及末日トシ次ノ納付期日迄ノ分ヲ前納セシム但シ納付期日休日ニ当ルトキハ之ヲ繰上グ

入院料納付後退院又ハ死亡シタルトキハ其ノ翌日以後ニ対スル既納ノ入院料ハ之ヲ還付ス

第五條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ院長ハ使用料及手数料ヲ後納セシムルコトヲ得

一　診療ノ結果ニ非ザレバ料金ヲ算定シ難キトキ
二　應急ノ診療ヲ要シ料金ヲ前納シ難キトキ
三　其ノ他院長ニ於テ已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキ

第六條　本規則施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長ノ承認ヲ経テ院長之ヲ定ム

附　則

本規則ハ條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本規則施行ノ際現ニ入院中ニシテ健康保險若ハ國民健康保險ノ保險給付又ハ之ニ代ル可キ給付ヲ受ケザル者ニ対スル入院料及食費薬價料ニ付テハ昭和十八年九月末日迄仍従前ノ規定ニ依ル

●名古屋市集團檢診手數料條例

昭和二十四年四月一日
條例第十九号

第一條　学校、会社、商店、工場その他これに準ずる團体の委託によつて行う集團檢診については、左の範圍内において、市長の定める手数料を徴收する。

一　普通檢査　一人につき　七十円
二　精密檢査　一人につき　四百円

第二條　市長において特別の事由があると認める者に対しては、手数料を減免することができる。

第三條　手数料は、これを前納とする。但し、特別の事由があると認めるときはこれを後納させることができる。

第四條　この條例施行に関して必要な事項は、市長がこれを定める。

附　則

この規則は、昭和二十一年七月一日から、これを適用する。

附　則（昭和二十一年規則第五十一号）

この規則は、昭和二十一年七月一日から、これを適用する。

附　則（昭和二十二年規則第五十三号）

この規則は、昭和二十二年八月二十一日から、これを適用する。

附　則（昭和二十三年規則第二十八号）

この規則は、昭和三十三年七月一日から、これを施行する。

●名古屋市集團檢診手數料條例施行細則

昭和二十四年四月一日
規則第二十号

第一條　集團檢診の委託をしようとする学校、会社、商店、工場その他これに準ずる團体は、その代表者又はこれに準ずる者から市長に申し出て、その承認を受けなければならない。

第二條　名古屋市集團檢診手数料條例第一條の規定による手数料は左の通りとし、申出人からこれを徴收する。

一　普通檢査　一人につき　六十円
二　精密檢査　一人につき　三百円

第三條　学童の檢診をなすときその他特に必要と認めたときは、手数料を減免することができる。

附　則

この規則は、名古屋市集團檢診手数料條例施行の日から、これを施行する。

附　則

この條例は、公布の日から、これを施行する。

●名古屋市保健所條例

昭和二十三年七月一日
條例第三十八号
改正　昭和二四年第六号

第一條　本市に保健所を設置し、その名称、位置及び所管区域を左のように定める。

名称	位置	所管区域
名古屋市千種保健所	千種区若水町二ノ五一	千種区一円
名古屋市東保健所	東区布池町二二	東区一円
名古屋市北保健所	北区元柳原町二	北区一円
名古屋市西保健所	西区天神山町三ノ一三七	西区一円
名古屋市中村保健所	中村区日比津町道下二四	中村区一円
名古屋市中保健所	中区下前津町六一	中区一円
名古屋市昭和保健所	昭和区白金町三ノ一一	昭和区一円
名古屋市瑞穂保健所	瑞穂区瑞穂町四ノ三	瑞穂区一円
名古屋市熱田保健所	熱田区金山町二	熱田区一円
名古屋市中川保健所	中川区八熊町石場二七三〇	中川区一円
名古屋市港保健所	港区東海通四ノ一	港区一円
名古屋市南保健所	南区豊門町一ノ三四	南区一円

前項のうち、中保健所を以て標準保健所とする。

第二條　所長において必要があると認めるときは、支所を設けることができる。

第三條　保健所においては、左の各号の一に該当する場合に限り、使用料又は手数料を徴収する。

一　衛生上の試験檢査その他の業務で特に費用を要するもの。

二　エックス線裝置その他の試験及び檢査に関する施設の利用で特に費用を要するもの

三　結核、性病、癩科疾患その他厚生大臣の指定する疾病に対する治療で特に費用を要するもの

前項の使用料又は手数料は実費とし、市長は事情によりこれを減免することができる。

第四條　この條例施行に関して必要な事項は、市長がこれを定める。

附　則

この條例は、公布の日から、これを施行する。

昭和十四年條例第七号名古屋市保健所條例は、これを廃止する。

●トラホーム治療所規則

昭和四年三月十五日
告示第三十五号

改正　昭和五年第一六四号　七年第二三七号　一六年第一二三号　一八年規則第一〇号　二三年第九二号

第一條　「トラホーム」治療所ハ本市住民ニシテ医療ノ資力乏シキ「トラホーム」患者ノ診療ヲ行フ

第二條　本所ハ往診ハ之ヲ行ハス

第三條　本所ニ於テ診療ヲ受ケントスル者ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ就キ受療資格ノ認定ヲ受ケ別紙様式ノ身元証明書ヲ提出シ所長ノ承認ヲ受クベシ但シ其ノ遑ナキトキハ所長ニ申出テ受療資格ノ認定ヲ受クルコトヲ得

一　区　長

二　保健福祉局長

三　民生委員

第四條　前條ニ依リ診療ノ承認ヲ爲シタル者ニハ診療券ヲ交付ス

第五條　本所ニ於テ行フ診療其ノ他ニ付テハ之ヲ無料トス

第六條　本規則ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ保健福祉局長之ヲ定ム

附　則

本規程ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

別　紙

注　一　診療を受けむとするときは此の証明書を受付へお差出し下さい

二寸

トラホーム治療所受診証患者 身元証明書			
受療者氏名	世帯主住所氏名職業	家族数	交付者職名
職業	区 町 番地	人	
年令	業	月収額	受療者世帯主
当		其他家族	認印
員数		家賃	交付月日
畳		円	昭和 年 月 日

四寸

意

二　受療者資格に疑ありと思料したるときは診療を拒絶することがあります

第二章　防　疫

●名古屋市防疫所條例

昭和十九年七月十六日
條例第十五號

改正　昭和二二年第八号　第三八号　二三年第三七号

第一條　名古屋市防疫所ハ傳染病ノ檢疫予防ヲ行フ

第二條　防疫所ニ医学的檢査並ニ消毒ヲ依頼スルモノニ対シテハ左ノ範圍内ニ於テ市長ノ定ムル手数料ヲ徴收ス

一　檢査料　名古屋市衞生研究所條例第二條第一項第一号ヲ準用ス

二　建物消毒料　床面積十平方米迄　百五十円以内

三　物品消毒料　三十瓩迄　四百円以内

四　特殊消毒料　一件　二百円以内

五　消毒物件ノ集荷並ニ配達料　十五瓩迄　五十円以内

特ニ期日ヲ指定シ又ハ費用ヲ要シ前各号ニ依リ難キトキハ市長ノ定ムル手数料ヲ徴收スルコトアルベシ

第三條　市長特別ノ事由アリト認ムル者ニ対シテハ手数料ヲ減免スルコトヲ得

第四條　手数料ハ之ヲ前納セシム但シ特別ノ事由アルトキハ之ヲ後納セシムルコトヲ得

第五條　既納ノ手数料ハ之ヲ還付セズ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　本條例又ハ本條例ニ基ク規程ニ違反シタル者其ノ他必要アリト認メラルル者ニ対シテハ依頼ヲ拒否シ又ハ承認ヲ取消スコトアルベシ

第七條　本條例施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

名古屋市消毒手数料條例ハ之ヲ廢止ス

●名古屋市防疫所條例施行細則

昭和十九年七月十六日
規則第五十号

改正　昭和二二年第二〇号　第三八号　第五三号　二三年第三〇号　第四七号　第七七号

第一條　名古屋市防疫所ニ医学的檢査並ニ消毒ヲ依頼セントスル者ハ所長ニ願出デ其ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ場合証明書其ノ他必要ナル書類ヲ提出セシムルコトアルベシ

第二條　名古屋市防疫所條例第二條ニ依ル手数料左ノ如シ

一　檢査料

喀痰 糞便 尿	一件ニ付	十円以上五百円以下
血液及血清	一件ニ付	十円以上二百円以下
細菌ノ診定	一件ニ付	二十円以上三百円以下

二　建物消毒料

(一)　普通消毒　床面積十平方米迄		三十円
十平方米ヲ超ユルトキハ三・三平方米迄ヲ増ス毎ニ十四ヲ加フ		
(二)　フオルムアルデヒード消毒	三十立方米迄	百　円
三十立方米ヲ超ユルトキハ十立方米迄ヲ増ス毎ニ三十四ヲ加フ		
(三)　昆虫驅除消毒　床面積十平方米迄		百　円
十平方米ヲ超ユルトキハ三・三平方米迄ヲ増ス毎ニ三十四ヲ加フ		

三　物品消毒料

(一)　蒸氣消毒　十五瓩迄		三十円
十五瓩ヲ超ユルトキハ五瓩迄ヲ増ス毎ニ十四ヲ加フ		
消毒車ニヨル出張消毒ノ場合ハ三十瓩迄三百円トシ三十瓩ヲ超ユルトキハ五瓩迄ヲ増ス毎ニ五十四ヲ加フ		
(二)　瓦斯消毒　十五瓩迄		六十円
十五瓩ヲ超ユルトキハ五瓩迄ヲ増ス毎ニ十五円ヲ加フ		

四　特殊消毒料

(一)　井戸消毒　水量一立方米迄		三十円
一立方米ヲ超ユルトキハ〇・一立方米迄ヲ増ス毎ニ三円ヲ加フ		
(二)　便所消毒　便房	一個	十　円
便壺	一個	十五円
(三)　死体消毒　十二才以上	一体	百五十円
十二才未満	一体	百　円

(四)　D・D・T消毒

人体消毒	一人	三円五十銭
物件消毒	一オンス	四　円
五　消毒物品ノ蒐集又ハ配達料		
十五瓩迄		三十五円
十五瓩ヲ超ユルトキハ十瓩ヲ増ス毎ニ三十円ヲ加フ		

第三條　依頼者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ申請ニ依リ手数料ヲ減免ス

一　一時ニ同種ノモノ多数ヲ依頼スルトキ

二　法令ニ依リ扶助又ハ救恤ヲ受クル者其ノ他無資力者ニシテ其ノ居住地ノ区長又ハ民生委員ノ証明書ヲ提出スルトキ

三　其ノ他所長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第四條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ手数料ヲ後納セシムルコトヲ得

一　消毒ノ結果ニ非ザレバ料金ヲ算定シ難キトキ

二　應急ノ消毒ヲ要シ料金ヲ前納シ難キトキ

三　其ノ他所長ニ於テ已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキ

第五條　市ノ都合ニ依リ承認ヲ取消シタルトキハ既納ノ手数料ハ之ヲ還付ス

第六條　市ガ特ニ設置セル他ノ機関ニ於テ檢査スルヲ適当ト認メタルトキ其ノ他所長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ依頼ヲ拒否シ又ハ承認ヲ取消スコトアルベシ

附　則

本規則ハ名古屋市防疫所條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

名古屋市消毒手数料條例施行細則並ニ城東病院消毒所貸與規程ハ之ヲ廢止ス

附　則（昭和二十二年規則第三十八号）

この規則は、昭和二十二年六月二十日から、これを施行する。

附　則（昭和二十二年規則第五十三号）

この規則は、昭和二十二年八月二十一日から、これを適用する。

附　則（昭和二十三年規則第三十号）

この規則は、昭和二十三年四月十五日から、これを適用する。

附　則（昭和二十三年規則第四十七号）

この規則は、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

第二章　汚物処理

●塵灰処理手数料條例

昭和十七年一月三十一日
條例第一号

改正　昭和一九年第四号

第一條　掃除義務者ノ蒐集シタル塵芥及灰燼ノ運搬、処分ニ付テハ本條例ニ依リ掃除義務者ヨリ手数料ヲ徴収ス

第二條　手数料ノ額ハ一月ニ付十五銭以内ニ於テ市長之ヲ定ム但シ塵芥及灰燼ノ月量百五十瓩ヲ超ユル者ニ対シテハ百五十瓩ヲ超ユル量三十瓩ヲ増ス毎ニ五銭以内ニ於テ市長ノ定ムル額ヲ増徴ス

前項ノ塵芥及灰燼ノ量ハ市長之ヲ認定ス

第三條　手数料ハ市長ノ定ムル所ニ依リ之ヲ前納セシム但シ市長特別ノ事由アリト認ムル者ニ対シテハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　市長必要アリト認ムル区域ノ手数料ニ付テハ前二條ノ規定ニ拘ラズ容器一箇（一箇未満ヲ含ム）ニ付五銭以内ニ於テ徴収スルコトヲ得

前項容器ノ容量ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第五條　前條ニ依ル手数料ハ塵灰処理券ヲ以テ納付スベシ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　第四條ノ規定ニ依ル区域ノ掃除義務者ハ作業者ニ対シ塵灰搬出ノ際所定ノ容器数ニ相当スル塵灰処理券ヲ交付スベシ

掃除義務者前項ノ塵灰処理券ヲ交付セザルトキハ市長ノ認定ニ依ル手数料ヲ徴収ス

第七條　手数料ハ天災、地変其ノ他特別ノ事由アルトキハ之ヲ免除スルコトヲ得

第八條　既ニ交付シタル塵灰処理券ハ現金ト引換ヲ爲サズ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　本條施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ昭和十七年二月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和十九年條例第四号）

本條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ汚物掃除法施行細則第九條ノ規定ニ依ル区域及掃除義務者ヲ除ク

本條例施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

●塵灰処理手数料條例施行規則

昭和十七年一月三十一日
告示第三十七号

改正　昭和一八年第六三号　一九年第八号　二三年第五六号

第一條　塵灰処理手数料條例（以下單ニ條例ト称ス）第二條ノ手数料ハ一月ニ付十五銭トス但シ塵芥及灰燼ノ月量百五十瓩ヲ超ユル者ニ対シテハ百五十瓩ヲ超ユル量三十瓩ヲ増ス毎ニ五銭ヲ増徴ス

第二條　賃貸價格七十円未滿ノ家屋ノ占有者ニ対シテハ所定ノ手数料ノ二分ノ一ヲ減額ス

前項ノ賃貸價格ハ名古屋市市稅條例第三十八條第一項ニ定ムル賃貸價格トス

第三條　月ノ中途ニ於テ家屋ノ賃貸價格ニ付異動ヲ生ジタルニ依リ手数料ノ変更ヲ要スル場合ト雖其ノ月ノ手数料ニ付テハ之ヲ増減セズ

第四條　手数料ハ毎年度左ニ依リ之ヲ徴収スル但シ必要アリト認ムル者ニ対シテハ随時徴収スルコトヲ得

前期　自四月至九月分　納付期日　六月廿五日限

後期　自十月至翌年三月分　納付期日　十二月廿五日限

第五條　手数料納付後其ノ期ノ手数料ニ付過不足ヲ生ジタルトキハ一期毎ニ精算ノ上之ヲ追徴又ハ還付ス但シ過納額ニ付テハ次期ニ納付スベキ手数料ニ充当スルコトヲ得

第六條　條例第四條ノ規定ニ依ル区域ノ手数料ハ容器一箇ニ付五銭トス

前項ノ容器ノ容量ハ二立方尺トス

第七條　條例第五條ノ規定ニ依ル塵芥処理券ノ種類左ノ如シ

一箇券　一枚　五銭

特別一箇券　一枚　無料

第八條　塵芥処理券ハ清掃事務所及市長ノ指定シタル場所ニ於テ掃除義務者ニ対シ現金ト引換ニ之ヲ交付ス

第九條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテハ其ノ申請ニ依リ手数料ヲ免除ス但シ條例第四條ノ規定ニヨル区域ノ者ニ対シテハ特別一箇券ヲ交付ス

一　法令ニ依リ扶助又ハ救恤ヲ受クル者

二　其ノ他市長特ニ必要アリト認メタル者

附　則

本細則ハ塵芥処理手数料條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年度ニ限リ第四條ノ規定ニ拘ラズ二月及三月分ノ手数料ヲ二月二十五日限リ徴収ス

附　則（昭和十九年規則第八号）

本規則ハ塵芥処理手数料條例中改正條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

屎尿汲取手数料條例

昭和十九年三月七日　條例第三号

第一條　本市ハ屎尿ノ汲取運搬ニ関シ汲取便所ノ掃除義務者（以下掃除義務者ト称ス）ヨリ本條例ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ徴収ス

第二條　手数料ハ一樽（一樽未満ヲ含ム）ニ付十五銭以内トス

前項一樽ノ容量ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第三條　手数料ハ屎尿汲取券ヲ以テ之ヲ納付スベシ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四條　掃除義務者ハ汲取人ニ対シ汲取ノ際其ノ樽数ニ相当スル屎尿汲取券ヲ交付スベシ

掃除義務者前項ノ屎尿汲取券ヲ交付セザルトキハ市長ノ認定ニ依ル手数料ヲ徴収ス

第五條　手数料ハ天災、地変其ノ他特別ノ事由アルトキハ之ヲ免除スルコトヲ得

第六條　既ニ交付シタル屎尿汲取券ハ現金ト引換ヲ為サズ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　本條例施行ニ関シ必要アル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス但シ汚物掃除法施行規則第二十二條ノ規定ニ依リ告示サレタル区域及市ガ契約ヲ締結シ屎尿ヲ無償汲取ラシムル地域ヲ除ク

屎尿汲取手数料條例施行規則

昭和十九年三月七日　規則第七号

改正　昭和二十年第八三号

第一條　屎尿汲取手数料條例（以下單ニ條例ト称ス）第二條ノ規定ニ依ル手数料ハ一樽ニ付十銭トス

前項一樽ノ容量ハ一斗六升トス

第二條　特ニ多量ノ汲取ヲ要スルトキ又ハ別段ノ汲取作業ヲ要スルモノ其ノ他市長必要ト認ムルトキハ前條第一項ノ規定ニ拘ラズ別ニ手数料ヲ定メ納額告知書ニ依リ納付セシムルコトアルベシ

第三條　條例第三條ノ規定ニ依ル屎尿汲取券ノ種類左ノ如シ

一樽券　一枚　十銭

特別一樽券　一枚　無料

屎尿汲取券ノ様式ハ別ニ之ヲ定ム

第四條　屎尿汲取券ハ清掃事務所及市長ノ指定シタル場所ニ於テ掃除義務者ニ対シ現金ト引換ニ之ヲ交付ス

第五條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテハ其ノ申請ヲ依リ手数料ヲ免除シ特別一樽券ヲ交付ス

一　法令ニ依リ扶助又ハ救恤ヲ受ケル者

二　其ノ他市長特ニ必要アリト認メタル者

附　則

本細則ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十七年度ニ限リ第五條ノ規定ニ拘ラズ自四月至六月分手数料ヲ五月二十五日限リ徴収ス

附　則

本規則ハ屎尿汲取手数料條例改正條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

汚物処理券取扱規程

昭和十九年三月十二日　達第十四号

改正　昭和二三年第五六号

第一條　屎尿汲取券及塵芥処理券（以下汚物処理券ト称ス）ノ取扱ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條　汚物処理券ハ興農作業部庶務課長（以下課長ト称ス）之ガ管理受拂ヲ爲ス

第三條　清掃事務所長（以下所長ト称ス）ハ毎月所管区域内ニ於ケル翌月分ノ汚物処理券交付予定数ヲ汚物処理券請求書（第一号様式）ニ依リ課長ニ請求シ之ガ交付ヲ受クベシ

第四條　毀損、汚染其ノ他ニ因リ使用ニ耐ヘザル汚物処理券アルトキハ所長ハ無效汚物処理券引換請求書（第二号様式）ニ其ノ券ヲ添付シ課長ニ返納シ再交付ヲ受クベシ

課長無效処理券ノ返納ヲ受ケタルトキハ興農作業部長（以下部長ト称ス）ノ決裁ヲ受ケ物品会計吏ニ合議ノ上燒却又ハ破棄スベシ

第五條　汚物処理券ヲ個人ニ交付スル場合ハ汚物処理券個人交付整理簿（第三号様式）ニ登載スベシ

第六條　削　除

第七條　所長ハ受領シタル現金ヲ所定ノ納付者（第六号様式）ニ依リ即日又ハ翌日市收入役ニ拂込ムベシ

第八條　所長ハ汚物処理ノ際已ムヲ得ザル事情ニ依リ掃除義務者ヨリ汚物処理券ニ代ル証ノ提出アリタル場合ハ直チニ課長ニ報告スベシ

課長ハ前項報告ニ基キ部長ノ決裁ヲ経テ未納者台帳兼收納簿（第七号様式）ニ登載ノ上納額告知書（第八号様式）ヲ発行シ料金ノ納付ヲ爲サシムベシ

第九條　所長ハ屎尿汲取手数料條例施行規則第二條ニ依リ証明書（第九号様式）ニ依ル汲取ヲ爲シタル場合臨時ノモノハ其ノ都度、定期ノモノハ一月分ヲ取纏メ特殊汲取処理量報告書（第十号様式）ヲ提出スベシ

第十條　屎尿汲取手数料條例第六條及塵芥処理手数料條例第八條但書ノ規定ニ依リ汚物処理券返還ノ申出アリタルトキハ所長ハ事情ヲ審査ノ上已ムヲ得ザルト認メタルトキハ還付ノ手続ヲ爲スベシ

第十一條　天災、地変其ノ他特別ノ事由発生シタルトキハ所長ハ直チニ其ノ情況ヲ調査シ料金ノ免除方ヲ部長ニ具申スベシ

前項ノ具申アリタルトキハ部長ハ市長ノ決裁ヲ受ケ免除ノ認定ヲ爲スベシ

第十二條　屎尿汲取手数料條例第六條及塵芥処理手数料條例第八條但書ノ規定ニ依リ汚物処理券返還ノ申出アリタルトキハ所長ハ事情ヲ審査ノ上已ムヲ得ザルト認メタルトキハ還付ノ手続ヲ爲スベシ

第十三條　所長回收汚物処理券ヲ査收シタルトキハ回收汚物処理券整理簿（第十五号様式）ニ登載スベシ

回收汚物処理券ノ保存期間ハ三月トシ其ノ処分ニ関シテハ課長之ヲ指示ス

第十四條　汚物処理券ノ受拂及整理ニハ課長ハ汚物処理券受拂簿（第十六号様式）及還付金整理簿（第十七号様式）ヲ、所長ハ汚物処理券並現金受拂簿（第十八号様式）特別汚物処理券受拂簿（第十九号様式）ヲ備ヘ其ノ收支ヲ明ニスベシ

第十五條　所長ハ毎日現金收入報告書兼徴收日報（第二十一号様式）ヲ作成シ翌日課長ニ提出スベシ

第十六條　所長ハ毎月徴收月報（第二十二号様式）汚物処理券受拂報告書（第二十三号様式）回收汚物処理券報告書（第二十四号様式）及汚物処理手数料免除狀況報告書（第二十五号様式）ヲ作成シ翌月五日迄ニ課長ニ報告スベシ

第十七條　本規程施行ニ関シ必要ナル事項ニ付テハ凡テ部長ノ指揮ニ依ルベシ

附　則

本達ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

様　式　目　次

第一号様式　汚物処理券請求及領收書
第二号様式　無效汚物処理券引換請求及領收書
第三号様式　汚物処理券個人交付整理簿
第四号様式　削　除
第五号様式　削　除
第六号様式　納　付　書
第七号様式　未納者台帳兼收納簿
第八号様式　納額告知書
第九号様式　汲取証明書
第十号様式　特殊汲取処理量報告書
第十一号様式　特殊汲取台帳兼收納簿
第十二号様式　屎尿汲取塵芥処理手数料免除申請書
第十三号様式　屎尿汲取塵芥処理手数料免除承認書
第十四号様式　特別汚物処理券交付票
第十五号様式　回收汚物処理券整理簿
第十六号様式　汚物処理券受拂簿
第十七号様式　還付金整理簿
第十八号様式　汚物処理券並現金受拂簿
第十九号様式　特別汚物処理券受拂簿
第二十号様式　削　除
第廿一号様式　現金收入報告書兼徴收日報
第廿二号様式　汚物処理手数料徴收月報
第廿三号様式　汚物処理券受拂報告書
第廿四号様式　回收汚物処理券報告書
第廿五号様式　汚物処理手数料免除狀況報告書

第一号様式

第　　号　　　　　　　　　　月分

汚物処理券請求及領収書

課長	係長	係員

券名		請求数	現保有数
屎尿汲取券	一標券	枚	枚
	特別一標券		
塵芥処理券	一箇券		
	特別一箇券		
摘要			

上記ノ通請求ス

昭和　年　月　日

区清掃事務所長

上記ノ通領収ス

昭和　年　月　日

区清掃事務所長

第二号様式

第　　号　　　　　　　　　　月分

無效汚物処理券引換請求及領収書

部長	処分 焼却破棄	課長	係長	係員

券名		請求数	事由
屎尿汲取券	一標券	枚	
	特別一標券		
塵芥処理券	一箇券		
	特別一箇券		

上記ノ通請求ス

昭和　年　月　日

区清掃事務所長

上記ノ通領収ス

昭和　年　月　日

区清掃事務所長

第三号様式

汚物処理券個人交付整理簿

交付年月日	屎尿汲取券			塵芥処理券			金額合計	住所氏名
	一標券	金額	特別一標券	一箇券	金額	特別一箇券		
	枚	円	枚	枚	円	枚	円	

第四号様式　削除

第五号様式　削除

第六号様式

原符　1

振替貯金口座 名古屋特壱番	名古屋市清掃事務所
昭和　年度	普通
使用料手数料	手数料
汚物処理手数料	納

金　千　百　拾　円　銭

領収日附印

納付書　1

振替貯金口座 名古屋特壱番	番号	名古屋市清掃事務所
昭和　年度	普通	使用料手数料
手数料	汚物処理手数料	納

金　千　百　拾　円　銭

内訳	千	百	拾	円	銭
屎尿汲取手数料					
塵芥処理手数料					

但

右納付候也

領収日附印

納金取扱時間　平日午後三時限…土曜日午後二時限

領収証書　1

振替貯金口座 名古屋特壱番	名古屋市清掃事務所
昭和　年度	普通
使用料手数料	手数料
汚物処理手数料金	納

金　千　百　拾　円　銭

屎尿汲取額手数料　塵芥処理手数料

右　但　領収ス

名古屋市収入役

本領収証ハ市区役所取扱銀行ノ領収月日印押捺ニヨリ効力ヲ生ズ

名古屋市収入役之印

領収日附印

第八号様式

原符　1

振替貯金口座 名古屋特壱番	名古屋市　区　町　丁目　番地　殿
昭和　年度	普通
使用料手数料	手数料
汚物処理手数料	納

金　千　百　拾　円　銭

屎尿汲取手数料　塵芥処理手数料

加入者　名古屋市収入役

備考

日計　口数　金額（萬　千　百　十　円　十　銭）

領収日附印

●納期限内ハ各区役所内銀行取扱所ニ於テモ取扱ヒマス

納額告知書　1

振替貯金口座 名古屋特壱番	番号	名古屋市　区　町　丁目　番地　殿
昭和　年度	普通	使用料手数料
手数料	汚物処理手数料	納

金　千　百　拾　円　銭

内訳	千	百	拾	円	銭
屎尿汲取手数料					
塵芥処理手数料					

右　昭和　年度　月分

但　昭和　年　月　日限本市内郵便局又ハ名古屋市収入役ヘ納付

昭和　年　月　日

名古屋市長

愛知県名古屋市長印

領収日附印

納金取扱時間　市、区役所　午後三時限―土曜日午後二時限　郵便局　午後四時限―土曜日午後三時限

領収証書　1

振替貯金口座 名古屋特壱番	名古屋市　区　町　丁目　番地　殿
昭和　年度	普通
使用料手数料	手数料
汚物処理手数料	納

金　千　百　拾　円　銭

屎尿汲取手数料　塵芥処理手数料

右　領収　名古屋市収入役

本領収証ハ市内郵便局又ハ取扱銀行ノ領収月日印押捺ニヨリ効力ヲ生ズ

名古屋市収入役之印

領収日附印

●納期限ヲ誤ラヌ様御納メ下サイ

第七号様式

未納者台帳兼収納簿

決裁 月日	番号	納額告知書 発行指定 月日	期限	汚物処理手数料 尿尿汲取手数料 処理量(樽)	金額	塵芥処理手数料 処理量(簡)	金額	受付月日	摘要	住所氏名 区町 丁目 番地 名

第九号様式

第　　号

尿尿汲取証明書控

		樽

月　　日

第　　号

住所　　区　　町　　丁目　　番地
会社工場其他
責任者氏名　　印

尿尿汲取証明書

		樽

月　　日

名古屋市

注意
一、本券ハ尿尿汲取ノ際樽数御記入ノ上汲取人ニ御渡シ下サイ
二、樽数ハ汲取料金ノ基礎トナルモノニ付正確ニ墨書願ヒマス

第十号様式

興農作業部庶務課長　　殿

昭和　　年　　月　　日

区清掃事務所長

特殊汲取処理量報告書

（区）　　月分

番号	汲取回数 回	汲取樽数 樽	料金 円	住所	氏名

主任

上記ノ通報告候也

第十一号様式

		人員 常任	出通	入通	一ケ月推定排出量
連区 町		人	人	人	石
区町丁目番地	便所数 箇所	便槽数	便槽容量 石	便房	

世帯主

職業	氏名	電話番号	摘要

月別	汲取樽数	金額	告知書発行月日	納付月日	備考
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					

第十三号様式

第　　号

屎尿汲取 塵芥処理 手数料免除承認書

住所　連区　区　町　町　丁目　番地

氏名

免除期間　自昭和　年　月　日　至昭和　年　月　日

一ケ月屎尿券	枚
一ケ月塵芥分	枚

昭和　年　月　日

名古屋市長

注意
一、本書ヲ他人ニ譲渡又ハ貸與シナイ様願ヒマス
二、毎月券受取ノ際本書及印ヲ御持参下サイ
三、作業ノ際本書ノ提示ヲ求メラレタ時ハ御見セ願ヒマス

第十二号様式

屎尿汲取 塵芥処理 手数料免除申請書

連区　区　町　町　丁目　番地

職業　氏名　㊞

扶助又ハ救護	家族数		免除ヲ要スル理由
	常住	人	
	出通	人	
	入通	人	

右之通ニ付名古屋市屎尿汲取手数料條例施行規則第六條並ニ塵芥処理手数料條例施行規則第十條ニ依リ手数料免除相成度此段及申請候也

昭和　年　月　日

名古屋市長　殿

右申請者ハ施行規則適用者ニ相違ナキコトヲ証ス

名古屋市　区長

第　　号

調査			
屎尿	一ケ月処理量	斗　升	
塵芥	蒐集回数 容器数 排出量	回 箇 立方尺	
一ケ月交付数	枚	枚	
意見			
事務所長			
清掃監視			

第十四号様式

原簿第　号　連区　区　町

特別汚物処理券交付票

住所	町　丁目　番地	氏名	
世帯人員	人	一ケ月汲取量	樽
一ケ月塵芥量	立方尺	昭和　年　月　日ヨリ	

年月日	特別汚物処理券交付数 特別一樽券	特別一箇券	受領印	摘要
	枚	枚		

※本票ハ町別ニ整理スルコト
原簿番号ハ手数料免除者台帳番号ニ依ル

第十七号様式

還付金整理簿

課長 係長 係	還付命令月日	還付命令番号	返納汚物処理券 屎尿汲取券	塵芥処理券	計 枚数	金額	還付請求月日	拂戻月日	事由	住所氏名 町名
										区 町 丁目 番地
										区 町 丁目 番地
										区 町 丁目 番地
										区 町 丁目 番地
										区 町 丁目 番地

第十號様式

回収汚物処理券整理簿

年月日	尿尿汲取券				塵芥処理券			摘要
	一樽券	特一樽別券	換算数	汲取数	一箇券	特一箇別券	換算数	

第十九号様式

汚物処理券受拂簿

年月日	摘要	受入				拂出				差引殘				無効券				摘要
		尿尿汲取券		塵芥処理券		尿尿汲取券		塵芥処理券		尿尿汲取券		塵芥処理券		尿尿汲取券		塵芥処理券		
		一樽券	特一樽別券	一個券	特一箇別券	一樽券	特一樽別券	一個券	特一箇別券	一樽券	特一樽別券	一個券	特一箇別券	一樽券	特一樽別券	一個券	特一箇別券	
		枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	

第十六号様式

第十八号様式

第十章　保健　第三節　汚物処理

第十九号

第二十一号様式

興農作業部庶務課長

昭和　年　殿　月　日

区清掃事務所長

現金収入報告書兼徴収日報

（　区　月　日収入分）

年度	経済	款	項	目
昭和　年度	普経常	使用料	手数料	汚物処理手数料
附記種別	拂込額			拂込番号
尿尿汲取手数料	円			第　号
塵芥処理手数料				拂込月日
計				月　日

扱別	件数	金額
尿尿汲取券	枚	円
塵芥処理券	枚	円
計		
特別券		
摘要		

主任

上記ノ通報告候也

第二十一号様式

興農作業部庶務課長　殿

昭和　年　月　日

区清掃事務所長

汚物処理手数料徴収月報

分月　（区）

種別 扱別	件数 本月中	件数 累計	拂込額 本月中	拂込額 累計	内訳 尿尿汲取手数料 本月中	尿尿汲取手数料 累計	塵芥処理手数料 本月中	塵芥処理手数料 累計
			円	円	円	円	円	円
計								
特別券			摘要					

主任

上記ノ通報告候也

第二十五号様式

興農作業部庶務課長　　殿

昭和　年　月　日

区清掃事務所長

汚物処理手数料免除状況報告書

（区）　月分

種別		生活保護法 戸数	生活保護法 枚数	其ノ他 戸数	其ノ他 枚数	計 戸数	計 枚数
屎尿汲取手数料	本月中						
	累計						
塵芥処理手数料	本月中						
	累計						
計	本月中						
	累計						
摘要							

上記ノ通報告及候也　　主任

●塵芥処理手数料及屎尿汲取手数料徴収事務規程

昭和十八年四月二十七日達第二十五号

改正　昭和二三年第五六號

第一條　塵芥処理手数料及屎尿汲取手数料（以下手数料ト称ス）ノ徴収事務ハ本規程ノ定ムル所ニ依ルベシ

第二條　興農作業部ニ徴収兼収納簿其ノ他ノ帳簿ヲ設ケ異動報告、諸願届其他ノ資料ニ依リ其ノ都度徴収ニ関シ必要ナル事項ヲ登載シ徴収ノ基礎ト爲スト共ニ調定及収納ヲ整理スベシ

第三條　徴収額算定ニ際シ徴収額全額ニ付銭位未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ之ヲ切捨ツ

第四條　納額告知書ハ徴収兼収納簿ニ依リ之ヲ作成シ指定納期限前十日迄ニ之ヲ納入又ハ代理人ニ交付スベシ

但シ随時納入ヲ要スルトキハ期限ヲ定メ納額告知書ヲ作成シ之ヲ納入又ハ代納人ニ交付スベシ

第五條　手数料ヲ指定期限迄ニ納付セザル者アルトキハ徴収兼収納簿ヨ

第二十三号様式

興農作業部庶務課長　　殿

昭和　年　月　日

区清掃事務所長

汚物処理券受拂報告書

（区）　月分

種別		受入数 本月中	受入数 累計	交付数 本月中 町	交付数 本月中 個人	交付数 本月中 計	交付数 累計 町	交付数 累計 個人	交付数 累計 計	現在保管数
屎尿汲取券	一樽券	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	特別一樽券			／			／			
	計									
塵芥処理券	一箇券									
	特別一箇券			／			／			
	計									
合計										
摘要	無効券 一樽券	枚								
	無効券 特別一樽券	枚								
	無効券 一箇券	枚								
	無効券 特別一箇券	枚								

上記ノ通報告候也　　主任

第二十四号様式

興農作業部庶務課長　　殿

昭和　年　月　日

区清掃事務所長　　印

回収汚物処理券報告書

（区）　月分

種別		交付枚数 本月中交付	交付枚数 交付累計	回収枚数 本月中回収	回収枚数 回収累計	回収券換算処理量	実処理量	差引	掃除義務者手持数 区計	掃除義務者手持数 一戸当
屎尿汲取券	一樽券					樽	樽			
	特別一樽券					樽	樽			
	計					樽	樽			
塵芥処理券	一箇券					車	車			
	特別一箇券					車	車			
	計					車	車			
備考	屎尿直営区域		戸							
	塵芥直営区域		戸							

上記ノ通報告候也　　主任

◎汲取証明其他ニ依ル処理量ハ実処理量欄ニ朱記ノコト

リ滞納額整理簿ニ轉記シ滞納額ノ整理ヲ爲スベシ

第六條　督促狀ハ前條ノ整理簿ニ依リ期限ヲ指定シテ之ヲ發付スベシ

第七條　名古屋市会計規程第三十八條ノ規定ニ依ル收入事務員督促手數料滞納処分費及滞納金ヲ領收セントスルトキハ領收証ニ領收月日ヲ記入シ自己ノ認印ヲ押捺シテ納入又ハ代納人ニ交付スベシ

第八條　收入事務員前後ノ規定ニ依リ現金ヲ領收シタルトキハ納付書ニ依リ市收入役ニ納付スルト共ニ現金收入報告ヲ興農作業部長ニ提出スベシ

第九條　本規程ニ依ル帳簿書類ハ十記様式ニ依リ調製スベシ

第十條　市税賦課徴收事務規程第二十二條、第三十一條乃至第三十四條、第三十八條、第三十九條、第四十四條乃至第八十二條、第八十六條乃至第八十九條及第九十一條乃至第九十三條ノ規定ハ手數料ノ徴收ニ付之ヲ準用ス

附　則

本規程ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

手數料徴收員規程ハ之ヲ廢止ス

様式目次

第一号様式　徴收兼收納簿
第二号様式　納額告知書
第三号様式　過誤納額還付整理簿
第四号様式　滞納額整理簿
第五号様式　督促狀発行簿
第六号様式　督促狀
第七号様式　納付書
第八号様式　領收証
第九号様式　現金出納簿兼領收証用紙受拂簿
第十号様式　現金領收証用紙交付簿
第十一号様式　現金收入報告
第十二号様式　徴收及滞納処分嘱託整理簿
第十三号様式　欠損処分簿
第十四号様式　欠損調書

第一号様式　（表）

家屋所在地		徴收種別			
聯区　町		下水処分別	賃貸価格別		
区町丁目番地		賃貸価格			
		昭和　年	昭和　年	昭和　年	昭和　年

居住者			
職業	氏名	摘要	

便壺便房及手数料金											排出量及手数料金							
箇所数	区分	便壺 数	便壺 容量	便房 数	手数料徴收個数	一ヶ月手数料金			区分	容器数	一ヶ月排出量	徴收規定区分	超過分	一ヶ月手数料金			
			石			円					瓩			円			
箇所	尿								塵芥								
	尿								灰燼								
	計								計								

年度	区分	尿徴收額	尿徴收金	塵灰徴收額	塵灰徴收金	納付月日	摘要
		円		円			
昭和年度	前期						
	後期						
昭和年度	前期						
	後期						
昭和年度	前期						
	後期						
昭和年度	前期						
	後期						
昭和年度	前期						
	後期						

（裏）

摘要

屎尿	
報告月日	事項

塵芥	
報告月日	事項

第二号様式

原符 1

振替貯金口座 名古屋特号 番
名古屋市 区 町 丁目 番地
殿 納
昭和 年度 普通 使用料手数料 手数料
屎尿汲取手数料 塵芥処理手数料
金 千 百 拾 円 拾 銭
何種何額手数料
何額手数料
加入者 名古屋収入役
備考
計 日 口数
金額 萬 千 百 十 円 十 銭
領収日附印

※納期限内ハ各区役所内銀行取扱所ニ於テモ取扱ヒマス

納額告知書 1

振替貯金口座番号 名古屋特号 番
名古屋市 区 町 丁目 番地
殿 納
昭和 年度 普通 使用料手数料 手数料
屎尿汲取手数料 塵芥処理手数料
金 千 百 拾 円 拾 銭
内訳 千 百 拾 円 拾 銭
何種何額手数料
何額手数料
右 但昭和 年度前期（ 月分）
限本市内郵便局
又ハ名古屋市収入役ヘ納付
名古屋市長 氏 名
愛知県名古屋市長印
領収日附印
帳号 台番
町名

現金取扱時間
郵便局 午後四時限－土曜日午後三時限
市、区役所 午後三時半限－土曜日午後二時限

領収証書 1

振替貯金口座 名古屋特号 番
名古屋市 区 町 丁目 番地
殿 納
昭和 年度 普通 使用料手数料 手数料
屎尿汲取手数料 塵芥処理手数料
金 千 百 拾 円 拾 銭
何種何額手数料
何額手数料
右領収
名古屋市収入役 氏 名
名古屋市収入役之印
本領収証ハ貯金局本市内郵便局又ハ取扱銀行ノ領収月日押捺ニヨリ効力ヲ生ス
領収日附印

※指定期限ガ過ギマスト手数料ヲ徴収セラレマスカラ納期限ヲ誤ラヌ様御納メ下サイ

第三号様式

過誤納額還付整理簿

- 課長　係長
- 番号
- 年度　期別
- 科目
- 過誤算出ノ基礎：納手数料　金額
- 納付済手数料　金額
- 納付年月日
- 更正手数料
- 還付請求月日
- 拂戻月日
- 摘要
- 住所氏名

屎尿汲取手数料　塵芥処理　〃屎尿汲取　〃塵芥処理　〃屎尿汲取　〃塵芥処理　〃屎尿汲取　〃塵芥処理

第四号様式

滞納額整理簿

- 納額告知書：番号　発行月日　指定期限
- 督促状：番号　発行月日　指定期限
- 科目
- 滞納金額
- 督促手数料
- 滞納処分費
- 領収月日
- 顛末
- 住所氏名：区　町　丁目　番地

屎尿汲取手数料　〃塵芥処理　〃屎尿汲取　〃塵芥処理　〃屎尿汲取　〃塵芥処理　〃屎尿汲取　〃塵芥処理

〃　〃　〃

第五号様式

督促状発行簿

- 部長　課長　主任
- 納額告知書：番号　発行月日　指定期間
- 督促状：番号　発行月日　指定期間
- 年度　期別
- 科目
- 滞納金額
- 督促手数料
- 事由
- 住所氏名：区　町　丁目　番地

屎尿汲取手数料　塵芥処理　〃屎尿汲取　〃塵芥処理　〃屎尿汲取　〃塵芥処理　〃屎尿汲取　〃塵芥処理

円　円　円　円　円　円　円　円

第六号様式

番　号　第簿原　区

督促状

第　　号

名古屋市　　区　　町　　丁目　　番地

納

昭和　　年度

使用料手数料

手数料

屎尿汲取手数料　塵芥処理手数料

金　　百　　拾　　円　　拾　　銭　　期分

内訳　屎尿汲取手数料　　額　塵芥処理手数料　　額

一金　　督促手数料

一金　　増手数料

右昭和　年　月　日限名古屋市収入役ヘ納付スベシ

若シ右期限ヲ過ギ完納セザルトキハ其ノ財産差押ノ処分ヲ為スベシ

昭和　　年　　月　　日

名古屋市長　　氏　　名　　印

書　証　収　領　（現）

右	金	昭和	名古屋市	名古屋市	番号
領収	千 百 拾 円	年度	区		
名古屋市収入役		普通	町		
氏名		使用料手数料	丁目		
	銭	手数料	番地		
印附日収領		塵芥処理手数料	何	来納	
		尿汲取手数料			
		督促手数料			
		何種何額手数料			
		市税其他督促手数料			

納金取扱時間　平日午後三時半限｜土曜日午後二時限

書　付

内訳	金	昭和	名古屋市	名古屋市	番号
尿汲取手数料	千 百 拾 円	年度	区		
塵芥処理手数料		普通	町		
督促手数料		使用料手数料	丁目		
何種何額手数料	銭	手数料	番地		
市税其他督促手数料		塵芥処理手数料	何	来納	
印附日収領		尿汲取手数料			
		督促手数料			
		何種何額手数料			
		市税其他督促手数料			

右　但　元昭和　年度　分　納付候也

第七号様式ノ一

符　原　（現）

金	昭和	名古屋市	名古屋市
千 百 拾 円	年度	区	
	普通	町	
	使用料手数料	丁目	
銭	手数料	番地	
	塵芥処理手数料	何	来納
	尿汲取手数料		
	督促手数料		
	何種何額手数料		
	市税其他督促手数料		
	印附日収領		

書　証　収　領　（過）

右	金	昭和	名古屋市	名古屋市	番号
領収	千 百 拾 円	年度	区		
名古屋市収入役		雑収入	町		
氏名		過年度収入	丁目		
	銭	税外収入	番地	来納	
印附日収領		新規調定分	何		

納金取扱時間　平日午後三時半限｜土曜日午後二時限

書　付

内訳	金	昭和	名古屋市	名古屋市	番号
尿汲取手数料	千 百 拾 円	年度	区		
塵芥処理手数料		雑収入	町		
督促手数料		過年度収入	丁目		
何種何額手数料	銭	税外収入	番地	来納	
市税其他督促手数料		新規調定分	何		
印附日収領					

右　但　元昭和　年度　分　納付候也

第七号様式ノ二

符　原　（過）

金	昭和	名古屋市	名古屋市
千 百 拾 円	年度	区	
	雑収入	町	
	過年度収入	丁目	
銭	税外収入	番地	来納
	新規調定分	何	
	何種何額手数料（塵芥）		
	市税其他督促手数料		
	印附日収領		

第八号様式

第　　号

名古屋市　　区　　町　　丁目　　番地

殿

領収証

金	円　銭	昭和　年度　期分	塵芥処理手数料
金		昭和　年度　期分	尿尿汲取手数料
金		督促手数料	
金		増手数料	

上記金額領収候也

昭和　年　月　日

名古屋市興農作業部区出張所　収入事務員

備考　1本領収証ハ複写式トス
2本書ハ一冊百枚綴トス

ス　ト効無ハノモノキヲナ印ノ員務事収領ニ書証収領本

自昭和　年度
至昭和　年度

現金出納簿

兼

領収証用紙受拂簿

興農作業部区出張所

（自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日）

（自昭和　年　月　日
至昭和　年　月　日）

第九号様式

年月日	摘要	受	拂	残	領収証用紙受拂 課長	係長	受番号	受枚数	拂	残	備考
		円	円	円							

第十号様式

現金領収証用紙交付簿

課長	係長	係主任	年月日	摘要	受高	番号	枚数	交付高	番号	枚数	残高	番号	枚数	受領者氏名印

第十一号様式

現金領収報告

部長	課長	係長	主任

(甲)

第　号　　現金領収報告書

年度	科目	附記	金額	証紙枚数	摘要
	屎尿汲取手数料	甲種全額手数料			
	同	甲種半額手数料			
	同	乙種全額手数料			
	同	乙種半額手数料			
	塵芥処理手数料	全額手数料			
	同	半額手数料			
	督促手数料	市税其他督促手数料			
	税外収入	新規調定分			
	同	繰越分			
計					

上記ノ通リ領収ニ付報告候也

昭和　年　月　日

興農作業部　　区出張所

上記合計金額領収済ナル事ヲ証ス

第十二号様式

徴収及滞納処分嘱託整理簿

部長	課長	主任	年度	期別	科目	滞納金額	督促手数料	嘱託番号	嘱託月日	嘱託先	現住所氏名	摘要
					屎尿汲取手数料							
					塵芥処理手数料							
					屎尿汲取手数料							
					塵芥処理手数料							
					屎尿汲取手数料							
					塵芥処理手数料							
					屎尿汲取手数料							
					塵芥処理手数料							
					屎尿汲取手数料							
					塵芥処理手数料							
					屎尿汲取手数料							
					塵芥処理手数料							
					屎尿汲取手数料							
					塵芥処理手数料							

第十三号様式

欠損処分簿

部長	課長	主任	年度	期別	科目	滞納金額	督促手数料	住所	氏名	収入役	備考
					屎尿汲取手数料						
					塵芥処理手数料						
					屎尿汲取手数料						
					塵芥処理手数料						
					屎尿汲取手数料						
					塵芥処理手数料						
					屎尿汲取手数料						
					塵芥処理手数料						
					屎尿汲取手数料						
					塵芥処理手数料						
					屎尿汲取手数料						
					塵芥処理手数料						
					屎尿汲取手数料						
					塵芥処理手数料						

現金領収報告書内訳用紙

(乙)

年度	期分	内訳	徴収台帳種別番号	町綴名番号	氏名	領収金額 区分	手数料	督促手数料	計	摘要	原簿整理
						屎尿					
						塵芥					
						屎尿					
						塵芥					
						屎尿					
						塵芥					
						屎尿					
						塵芥					
						屎尿					
						塵芥					
						屎尿					
						塵芥					
						屎尿					
						塵芥					

第十四号様式

欠　損　調　書

告知書番号	年度	期別	科目	滞納金額	督促手数料	嘱託月日	住所	氏名	事由
			尿汲取手数料						
			塵芥処理手数料						
			尿汲取手数料						
			塵芥処理手数料						
			尿汲取手数料						
			塵芥処理手数料						
			尿汲取手数料						
			塵芥処理手数料						
			尿汲取手数料						
			塵芥処理手数料						
			尿汲取手数料						
			塵芥処理手数料						

右事由ニ依リ缺損相成可然哉

●名古屋市清掃事務所の名稱位置及び管轄區域

昭和二十三年五月五日
告示第六十号

改正　昭和二三年第六二号、二四年第九号

名称	位置	管轄区域
名古屋市千種区清掃事務所	名古屋市千種区役所構内	名古屋市千種区一円
〃	〃昭和区村田町四丁目二九番地	昭和区一円
〃	〃東区役所構内	東区一円
〃	〃北区下飯田町孤向四九番地	北区一円
〃	〃西区押切町三丁目三〇番地	西区一円
〃	〃中村区役所構内	中村区一円
〃	〃中区役所構内	中区一円
〃	〃熱田区森後町一丁目十八番地	熱田区一円
〃	〃瑞穂区田光町二五番地	瑞穂区一円
〃	〃南区千竈通リ二丁目七番地	南区一円
〃	〃港区役所構内	港区一円
〃	〃中村区水主町三丁目七番地	中川区一円

●屎尿汲取券及塵芥処理券ノ様式

昭和十九年三月十一日
告示第六十号

改正　昭和一九年第一七二号

なお、これに伴い道路清掃作業事務所並びに同出張所の名称、位置及び管轄区域は、これを廃止する。

第四章　衛生研究所その他

名古屋市衛生研究所條例

昭和十九年七月十五日
條例第十四号

改正　昭和二二年第一二号、第三八号

第一條　名古屋市衛生研究所ハ衛生ノ研究並ニ指導ヲ爲ス

第二條　衛生研究所ニ試験研究等ヲ依頼セントスル者ニ対シテハ左ノ範囲内ニ於テ市長ノ定ムル手数料ヲ徴収ス

一　検査料	一件	八百円以内
二　製作料	一件	八百円以内
三　文書料	一件	百五十円以内

特ニ期日ヲ指定シ又ハ費用ヲ要シ前各号ニ依リ難キ場合ノ手数料ニ付テハ其ノ都度市長之ヲ定ム

第三條　市長ハ適当ト認ムル者ニ対シ一日百円以内ノ使用料ヲ徴収シテ衛生研究所ノ設備ノ一部ヲ使用セシムルコトヲ得

第四條　市長特別ノ事由アリト認ムル者ニ対シテハ使用料及手数料ヲ減免スルコトヲ得

第五條　使用料及手数料ハ之ヲ前納セシム但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ後納セシムルコトヲ得

第六條　既納ノ使用料及手数料ハ特別ノ事由アル場合ノ外之ヲ還付セズ

第七條　供試品ハ特別ノ事由アル場合ノ外之ヲ還付セズ

第八條　衛生研究所ノ使用ニ関シ必要アルトキハ入所者ノ数等ヲ制限シ又ハ退所ヲ命ズルコトアルベシ

第九條　本條例又ハ本條例ニ基ク規程ニ違反シタル者其ノ他必要アリト認メラルル者ニ対シテハ依頼及使用ヲ拒否シ又ハ停止シ若ハ其ノ承認ヲ取消スコトアルベシ

第十條　衛生研究所ハ衛生上必要ナル薬剤其ノ他ヲ製作シ別ニ市長ノ定ムル價格ヲ以テ賣拂フコトヲ得

第十一條　本條例施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

衛生試験所手数料條例ハ之ヲ廃止ス

名古屋市衛生研究所條例施行細則

昭和十九年七月十五日
規則第四十九号

改正　昭和二一年第二四号、二二年第二〇号、第五三号、二三年七一号

第一條　名古屋市衛生研究所（以下研究所ト称ス）ニ試験研究等ヲ依頼セントスルモノハ依頼書ニ供試品ヲ添ヘ願出ヅベシ但シ供試品変敗シ易キ場合其ノ他必要ト認ムルトキハ別ニ期日ヲ指定シテ提出セシム

第二條　研究所ハ供試品不可抗力ノ爲毀損又ハ滅失シタル場合ハ其ノ責ニ任ゼズ

第三條　名古屋市衛生研究所條例（以下條例ト称ス）第二條ニ依ル手数料左ノ如シ

一　検査料		
医学的検査		
喀痰 糞便 尿		十円以上五百円以下
細菌ノ診定		二十円以上三百円以下
組織検査		百円以上三百円以下
血液及血清		十円以上二百円以下
健康診断		二十円以上百五十円以下
レントゲン線應用検査		二十円以上五百円以下
胃内容物検査		百円以上三百円以下
胃腦脊髄液検査		
理学的検査		
飲食物		百円以上三百五十円以下
薬品		百円以上五百円以下
消毒薬殺菌殺虫剤等		三百円以上七百五十円以下
水及氷雪		百円以上五百円以下
鉱泉及鉱物		百五十円以上七百円以下
油類		二百五十円以上五百円以下
環境衛生		五十円以上七百円以下
肥料		百円以上三百円以下
体温器検査		五十円
裁判所関係諸品ノ検査		二百円以上五百円以下
栄養学的検査		
栄養学的検査		三百円以上八百円以下
献立	一食ニ付	五十円以上二百円以下
検査済封緘料		二百円以上八百円以下
二　製作料		
ワクチン類		十円以上八百円以下
培養基類		二十円以上五十円以下
試薬類		十円以上三百円以下
消毒薬類		九十円以上百五十円以下
三　文書料		
邦文成績書及鑑定書謄本	二十円	
飜訳文	一枚ニ付 二百円	
成績書附属文書謄本	一枚ニ付 六十円以上百五十円以下	
レントゲン写眞焼付	一枚ニ付 六十円以上百五十円以下	
普通証明書	一通ニ付 二十円	
質疑回答	一件ニ付 二十円	

第四條　依頼事務ノ爲職員ノ出張ヲ要スル場合ニ於テハ本市ノ旅費ニ関スル規程ニ依ル旅費並ニ試験用器具運搬費等ヲ依頼者ニ於テ負担スベシ

第五條　條例第三條ニ依リ設備ノ一部ヲ使用セントスルモノハ設備使用願ヲ提出スベシ

前項ニ依ル設備使用料左ノ如シ但シ附属器具電氣水道及調味料等ハ設

備使用者ノ負担トス

一　講　堂　書間　百円　夜間　百円
二　研究室　一日　百円
三　栄養講習室　一回　百円

設備使用者ハ凡テ所長ノ指揮ヲ受クベシ

第六條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ使用料及手数料ヲ減免ス

一　一時ニ同種多数ノ事項ヲ依頼スルトキ
二　本市職員、市立学校、幼稚園、図書館ノ職員並ニ其ノ他之ニ準ズル者ノ任用採用等ノ為普通身体検査ヲ行フトキ
三　法令ニ依リ扶助又ハ救恤ヲ受クル者其ノ他無資力者ニシテ其ノ居住地ノ区長又ハ民生委員ノ証明書ヲ提出スルトキ
四　其ノ他所長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第七條　官公署、公共團体ノ依頼又ハ使用ニ係ルトキ其ノ他所長ニ於テ特ニ必要ト認ムルトキハ使用料及手数料ヲ後納セシムルコトヲ得

第八條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ使用料及手数料ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルベシ

一　研究所ノ都合ニ依リ依頼事項ヲ処理シ得ザルニ至リタルトキ又ハ処理ニ着手前依頼ノ取消又ハ変更ヲ願出タルトキ
二　設備使用開始前ニ許可ノ取消又ハ変更ヲ願出デ相当ノ理由アリト認ムルトキ
三　不可抗力ニ依リ設備ノ使用不可能トナリタルトキ
四　其ノ他所長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第九條　研究所ニ於テ検査ヲナシタル物品及同種ノモノニ付テハ其ノ容器包紙等ニ研究所ノ保証又ハ試験済ノ表示ナシ或ハ廣告掲示ヲ為スコトヲ得

前項ノ場合試験成績ヲ表示スルトキハ其ノ成績書ノ全文ヲ記載スベシ

第十條　條例第十條ニ依ル製作品売拂價格ハ其ノ都度市長ノ決裁ヲ経テ所長之ヲ定ム

第十一條　本細則施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長ノ決裁ヲ経テ所長之ヲ定ム

附　則

本規則ハ名古屋市衛生研究所條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

名古屋市保健婦講習所規則

昭和二十一年三月二十三日
規則第十二号

改正　昭和二三年第二〇号、二三年第八三号

第一章　總　則

第一條　名古屋市保健婦講習所（以下本所ト称ス）ハ保健婦ニ必要ナル学術ノ教授臨床看護ノ実習及臨地訓練ヲ施シ併テ品性ノ陶冶ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二條　本所ニ左ノ部ヲ置ク

一　第一部
二　第二部

第三條　本所ノ修業年限ハ第一部ヲ二年第二部ヲ六月トス

第四條　本所ノ生徒定員ハ第一部百人第二部五十人トス

第二章　職　員

第五條　本所ニ所長、養成主任、講師、生徒監、指導員、幹事其ノ他必要ナル職員ヲ置ク

第六條　所長ハ所務ヲ掌理シ所属員ヲ指揮監督ス

養成主任ハ所長ノ指揮ヲ承ケ教務ヲ掌リ所長事故アルトキハ之ヲ代理ス

講師ハ所長ノ指揮ヲ承ケ担任学科ノ教授並ニ生徒訓育ヲ掌ル

生徒監ハ所長ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育並ニ監督ヲ掌ル

指導員ハ所長ノ命ヲ承ケ生徒ノ演習ヲ指導ス

幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第七條　所長ハ左ニ掲グル事項ニ関シテハ之ヲ市長ニ報告スベシ

一　生徒ノ募集、入所、退所及卒業ニ関スル事項
二　褒賞及懲戒ニ関スル事項

第三章　學年、學期及休講日

第八條　第一部第一学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終リ左ノ三期ニ分ツ

第一期　自四月一日　至八月三十一日
第二期　自九月一日　至十二月三十一日
第三期　自一月一日　至三月三十一日

第一部第二学年ハ四月一日ニ始リ九月三十日ヲ以テ終リ左ノ二期ニ分ツ

第一期　自四月一日　至六月三十日
第二期　自七月一日　至九月三十日

第二部ハ分チテ左ノ二期トス

前期　自四月一日　至六月三十日及自十月一日　至十二月三十一日
後期　自七月一日　至九月三十日及自一月一日　至三月三十一日

第九條　休講日ハ左ノ如シ但シ必要ニ應シ実習及臨地訓練ヲ為スコトアルベシ

國民ノ祝日
日曜日
夏期　自八月一日　至八月三十一日
冬期　自十二月二十五日　至翌年一月七日
臨時休講日ハ所長其ノ都度之ヲ定ム

第四章　學科、課程及授業時數

第十條　学科目及授業時数ハ別表ニ依ル但シ所長必要ト認ムルトキハ時宜ニ依リ時数ヲ増減シ又ハ所定以外ノ科目ニ付聽講セシムルコトアルベシ

第十一條　臨床看護ノ実習及臨地訓練ハ本市ノ病院、保健所其ノ他必要ナル場所ニ於テ之ヲ行フ

第五章　入　所

第十二條　本所ノ入所期ハ第一部ニ在リテハ第一学年第一期、第二部ニ在リテハ前期ノ始トス

第十三條　本所ニ入所セントスル者ハ身体健全、品行方正ナル女子ニシテ第一部ニ在リテハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者及之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者タルコト

一　高等女学校卒業者

二　専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者

三　右規程ニ依リ無試験検定ノ指定ヲ受ケタル者

第二部ニ在リテハ看護婦ノ資格ニ有スル者タルコト

第十四條　本所ニ入所セントスル者ハ入所願（第一号様式）ニ左ノ書類及入所検定料金十五円ヲ添ヘ指定期日迄ニ提出スベシ

一　履歴書

二　第一部ニ在リテハ高等女学校長又ハ指定学校長ノ卒業証明書（又ハ卒業見込証明書）若ハ専門学校入学者試験検定合格証明書写、第二部ニ在リテハ看護婦免許状写

三　所長ニ於テ特ニ指示シタル書類

第十五條　入所セントスル者ニ対シテハ体格検査及人物考査ヲ行フ

第十六條　入所セントスル者定員ヲ超過シタルトキハ前條ノ外選抜試験ヲ行フ試験科目ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十七條　入所ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日迄ニ保証人連署ノ在所保証書（第二号様式）及戸籍抄本又ハ戸籍記載事項証明書ヲ提出スベシ

第十八條　入所者ハ本所々定ノ宣誓ヲ為シ生徒名簿ニ署名スベシ

第六章　欠席、休所及退所

第二十一條　疾病其ノ他事故ニ因リ欠席セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ速ニ届出ツベシ但シ疾病ニ因リ欠席一週間以上ニ及ブトキハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第二十二條　疾病其ノ他ノ事故ニ因リ引続キ三月以上修業ヲ中止セントスル者ハ保証人連署ノ上願出デ所長ノ許可ヲ得テ一年以内休所スルコトヲ得但シ疾病ニ因ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第二十三條　休所期間内ニ於テ疾病其ノ他ノ事故止ミタルガ為復所セントスルトキ其ノ旨届出ツベシ

第二十四條　疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退所セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ノ上願出ツベシ但シ疾病ニ因ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第二十五條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ退所ヲ命スルコトアルベシ

一　性行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認メタルモノ

二　学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタルモノ

三　正当ノ事由ナクシテ一月以上欠席シタル者

四　出欠常ナラザル者

第七章　學　費

第二十六條　授業料ハ左ニ依リ納付スベシ

授業料ハ左ニ依リ納付スベシ

第一部

第一学年

第一回	四月	百十円
第二回	九月	百十円
第三回	一月	八十円

第二学年

第一回	四月	百十円
第二回	九月	百十円
第三回	一月	八十円

第二部

第一回	四月又ハ十月	八十円
第二回	七月又ハ一月	七十円

第二十七條　品行方正、学業優秀ニシテ学費ニ乏シキ生徒ニ対シテハ授業料ヲ免除スルコトアルベシ

第八章　試験及卒業

第二十八條　試験ハ左ノ区別ニ依リ之ヲ行フ

学期試験

卒業試験

試験ハ既習ノ学科目及実地ニ付之ヲ行フ

第二十九條　試験ノ成績ハ各学科目毎ニ一百点ヲ以テ満点トス

第三十條　卒業ノ成績ハ各学期試験ノ点数ヲ平均シタルモノトス

第三十一條　前條ノ成績ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ卒業ヘルコトヲ得ス

一　全科目ノ平均点数六十点未満ナルトキ

二　一科目ノ点数四十点未満ナルトキ

第三十二條　所定授業日数又ハ実習日数三分ノ一以上欠席シタル者ハ卒業スルコトヲ得ス

第三十三條　疾病其ノ他ノ事故ニ因リ試験定日ニ出席シ難キトキハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ヲ以テ予メ届出ツベシ但シ疾病ニ因ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第三十四條　前條ノ場合所長已ムヲ得ザルモノト認メタルトキハ追試験ヲ行フコトアルベシ其ノ期日ハ所長之ヲ定ム

第三十五條　卒業試験ニ合格シタル者ニ対シテハ卒業証書（第三号様式）ヲ授與ス

第九章　賞　罰

第三十六條　成績優秀、操行善良ニシテ克ク他ノ生徒ノ模範タルニ足ルト認メタル者ハ之ヲ褒賞スルコトアルベシ

第三十七條　規則命令ニ違反シタル者及生徒ノ本分ニ悖ル行為アリト認メタル者ハ其ノ軽重ニ從ヒ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ之ヲ分チテ譴責、停学及退所トス

第三十八條　本規則ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ所長之ヲ定ム

附　則

本規則ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

学科課程及授業時間表　（第一部）

区分	科目	摘要	第一学年	第二学年
講義	生理学	実験ヲ含ム	三〇	
	解剖学	同	二〇	
	病理学細菌学	同	三〇	
	衛生統計学		二〇	
	栄養学調理方法	食品衛生基礎栄養学病食健康人食ヲ含ム	五〇	三〇
	臨床検査方法	各科	二〇	
	産科学助産方法			三〇
	一般看護学看護方法	綳帯術医療器具機械取扱法	九〇	
	救急処置法及消毒方法	教室内実務ヲ含ム	二〇	
	薬物調剤学		二〇	
	母性衛生			二〇
	乳幼児衛生	保育離乳食ヲ含ム	五〇	
	勤労衛生		二〇	
	保健婦業務	保健婦ノ使命、保健婦規則指導		八〇
	教育学	方法事例取扱方法等教授法ヲ含ム	二〇	
	健康教育			二〇
	社会学		二〇	
	心理学	一般心理児童心理ヲ含ム	三〇	
	環境衛生	都市農村衛生ヲ含ム	二〇	
	学校衛生			二〇
	急性傳染病予防大意		三〇	
	慢性傳染病予防大意		三〇	
	結核予防大意		三〇	
	寄生虫病及地方病予防大意			二〇
	優生学及精神衛生			二〇
	人口問題			一〇
	体力及測定		二〇	
	体育鍛練	体育衛生体操指導法ヲ含ム	三〇	
	衛生行政	衛生法規ヲ含ム		二〇
	社会事業		二〇	
	社会保険		二〇	
	婦道		三〇	
	家政経済生活指導			三〇
	音樂		三〇	
	計		七一〇	三〇〇
見学		訓練ニ必要ナル施設其ノ他ノ見学	五〇	
臨床看護実習	内科		二〇〇	
	外科		一四〇	
	産婦人科	助産実習ヲ含ム		二〇〇
	小児科		二〇〇	
	傳染病		五〇	
	眼科		四〇	
	皮膚科		四〇	
	耳鼻科		二〇	
	精神科		一〇	
	計		七〇〇	二〇〇
演習		個別指導実習（結核及乳幼児ヲ主トス）、集團指導実習、共同炊事実習、学校衛生実習、勤労衛生実習、保育所実習其他保健婦業務ノ実習		八〇〇
総計			一四六〇	一三〇〇

学科課程及授業時間表　（第二部）

区分	科目	時間数	摘要
講義	生理学	一〇	実験ヲ含ム
	衛生統計学	一〇	
	調理方法栄養学	三〇	食品衛生基礎栄養学病人食保健食ヲ含ム
	助産方法産科学	一〇	
	母性衛生	一〇	
	乳幼児衛生	二〇	保育離乳食ヲ含ム
	勤労衛生	一〇	
	環境衛生	一〇	
	学校衛生	一〇	
	急性傳染病予防大意	一〇	
	慢性傳染病予防大意	一〇	
	結核予防大意	二〇	

寄生虫病及地方病予防大意	一〇	
優生学及精神衛生	一〇	
人口問題	一〇	
体力及測定	一〇	
体育鍛練	一〇	体育衛生体操指導法ヲ含ム
衛生行政	一〇	衛生法規ヲ含ム
社会事業	五	
社会保険	一〇	
保健婦業務	三〇	保健婦使命保健婦規則指導方法事例取扱方法
教育学	一〇	教授法ヲ含ム
健康教育	一〇	
心理学	一〇	一般心理児童心理ヲ含ム
婦道	一〇	
家政経済生活指導	二〇	
音楽	一〇	
社会学	一〇	
計	三四五	

外科講義	三〇	
見学	三〇	
演習	六〇〇	個別指導集團指導、共同炊事保育所学校衛生、勤労衛生、保健婦業務実習
合計	一、〇〇五	

（第一号様式）

入所願

私儀

貴所ニ入所致度候間御許可相成度関係書類相添此段相願候也

昭和　年　月　日

本籍地
現住所
戸主ノ姓名職業
戸主トノ続柄
氏　　名㊞

名古屋市保健婦講習所長　殿

（第二号様式）

在所保証書

私儀

貴所ニ入所許可相成候ニ付テハ御規則等遵守スルハ勿論本人ニ関スル事件ハ一切保証人ニ於テ引受可申候仍テ保証書届出候也

昭和　年　月　日

本籍
現住所
戸主トノ続柄　氏　　名㊞　生年月日

本籍
現住所
職業本人トノ続柄
保証人　氏　　名㊞

本籍
現住所
職業本人トノ続柄
保証人　氏　　名㊞

（第三号様式）

卒業証書

所印

都道府縣　氏　　名　生年月日

第十類　保　健　第四章　衛生研究所その他

右者本所所定ノ課程ヲ修メ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス

昭和　年　月　日

名古屋市保健婦講習所長　位勲学位　氏　　名㊞

（割印）　第　号

●名古屋市榮養士養成所規則

昭和二十一年六月二十四日規則第四十九号

改正　昭和二三年第二〇号、二三年第八三号

第一章　總　則

第一條　名古屋市榮養士養成所（以下本所ト称ス）ハ女子ニ榮養指導ニ関スル教育ヲ施シ併テ品性ノ陶冶ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二條　本所ノ修業年限ハ一年トス

第三條　本所ノ生徒定員ハ七十人トス

第二章　職　員

第四條　本所ニ所長、副所長、養成主任、講師、生徒監、指導員、幹事及其ノ他必要ナル職員ヲ置ク

第五條　所長ハ所務ヲ掌理シ所属員ヲ指揮監督ス

副所長ハ所長ヲ補佐シ所長事故アルトキハ之ヲ代理ス

養成主任ハ所長ノ指揮ヲ承ケ教務ヲ掌ル

講師ハ所長ノ指揮ヲ承ケ担任学科ノ教授並ニ生徒ノ訓育ヲ掌ル

生徒監ハ所長ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育並ニ監督ヲ掌ル
指導員ハ所長ノ命ヲ承ケ生徒ノ演習ヲ指導ス
幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ従事ス

第六條　所長ハ左ニ掲クル事項ニ関シテハ之ヲ市長ニ報告スベシ
一　生徒ノ募集、入所、退所及卒業ニ関スル事項
二　褒賞及懲戒ニ関スル事項

第三章　學年、學期及休講日

第七條　学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ヲ以テ終リ左ノ三学期ニ分ツ

第一学期	自四月一日	至八月三十一日
第二学期	自九月一日	至十二月三十一日
第三学期	自一月一日	至三月三十一日

第八條　休講日ハ左ノ如シ但シ必要ニ應シ演習ヲ課シ又ハ実地訓練ヲ行フコトアルベシ
國民ノ祝日
日曜日
夏期　自八月一日　至八月三十一日
冬期　自十二月二十五日　至翌年一月七日
臨時休講日ハ所長其ノ都度之ヲ定ム

第四章　學科、課程及授業時數

第九條　学科目及授業時数ハ別表ニ依ル但シ所長必要ト認ムルトキハ時宜ニ依リ時数ヲ増減シ又ハ所定以外ノ科目ニ付聽講セシムルコトアルベシ

第五章　入　所

第十條　入所期ハ第一学期ノ始トス

第十一條　本所ニ入所セントスル者ハ身体健全、品行方正ナル女子ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者又ハ之ト同等以上ノ学力ヲ有スル者タルコトヲ要ス
一　高等女学校卒業者
二　専門学校入学者検定規程ニ依ル試験検定合格者
三　右規程ニ依リ無試験検定ノ指定ヲ受ケタルモノ

第十二條　本所ニ入所セントスル者ハ入所願（第一号様式）ニ左ノ書類及入所検定料十五円ヲ添ヘ指定期日迄ニ提出スベシ
一　履歴書
二　高等女学校長又ハ指定学校長ノ卒業証明書（又ハ卒業見込証明書）若ハ専門学校入学者試験検定合格証明書写
三　所長ニ於テ特ニ指示シタル書類

第十三條　本所ニ入所セントスル者ニ対シテハ体格檢査及人物考査ヲ行フ

第十四條　本所ニ入所セントスル者定員ヲ超過シタルトキハ前條ノ外高等女学校卒業程度ニ依リ選抜試験ヲ行フ試験科目ハ其ノ都度之ヲ定ム

第十五條　本所ニ入所ヲ許可セラレタル者ハ指定ノ期日迄ニ保証人二名連署ノ在所保証書（第二号様式）及戸籍抄本又ハ戸籍記載事項証明書ヲ提出スベシ

第十六條　入所者ハ本所所定ノ宣誓ヲ爲シ生徒名簿ニ署名スベシ

第十七條　保証人ハ成年ニシテ独立ノ生計ヲ営ム者タルヲ要ス
保証人ハ生徒在所中ニ於ケル一切ノ事件ニ付其ノ責ニ任スベシ
保証人ヲ変更セントスルトキハ直ニ届出デ所長ノ承認ヲ受クベシ

第十八條　生徒並ニ保証人ノ身上ニ異動ヲ生ジ又ハ住所ヲ轉シタルトキハ直ニ届出ツベシ

第六章　缺席、休所及退所

第十九條　疾病其ノ他ノ事故ニ因リ缺席セントスル者ハ其ノ事由ヲ具シ速ニ届出ツベシ但シ疾病ニ因リ缺席一週間以上ニ及ブトキハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第二十條　疾病其ノ他事故ニ依リ引続キ三月以上修業ヲ中止セントスル者ハ保証人連署ノ上願出デ所長ノ許可ヲ得テ一年以内休所スルコトヲ得但シ疾病ニ因ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第二十一條　休所期間内ニ於テ疾病其ノ他ノ事故止ミタルガ爲復所セントスルトキハ其ノ旨届出ツベシ

第二十二條　疾病其ノ他ノ事故ニ因リ退所セントスルトキハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ノ上願出ツベシ但シ疾病ニ因ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第二十三條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ退所ヲ命ズルコトアルベシ
一　性行不良ニシテ改悛ノ見込ナシト認メタル者
二　学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者
三　正当ノ事由ナクシテ一月以上欠席シタル者
四　出欠常ナラザル者

第七章　學　資

第二十四條　授業料ハ左ノ通リ之ヲ納付スベシ

第一回	四月	二百二十円
第二回	九月	二百二十円
第三回	一月	百六十円

第二十五條　削除

第二十六條　品行方正学業優秀ニシテ学費ニ乏シキ生徒ニ対シテハ授業料ヲ免除スルコトアルベシ

第八章　試驗及卒業

第二十七條　試験ハ之ヲ分チテ学期試験及卒業試験トス
試験ハ既習ノ学科目及実地ニ付之ヲ行フ

第二十八條　試験ノ成績ハ各学科目毎ニ百点ヲ以テ満点トス

第二十九條　卒業ノ成績ハ各学期試験及卒業試験ノ点数ヲ平均シタルモノトス

第三十條　前條ノ成績ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ卒業スルコトヲ得ズ
一　全科目ノ平均点数六十点未満ナルトキ
二　一科目ノ点数四十点未満ナルトキ

第三十一條　所定ノ授業日数又ハ実習日数三分ノ一以上欠席シタル者ハ卒業スルコトヲ得ズ

第三十二條　疾病其ノ他ノ事故ニ依リ試験定日ニ出席シ難キトキハ其ノ事由ヲ具シ保証人連署ヲ以テ予メ届出ヅベシ但シ疾病ニ因ルトキハ医師ノ診断書ヲ添付スベシ

第三十三條　前條ノ場合所長已ムヲ得サルモノト認メタルトキハ追試驗ヲ受ケシムルコトアルベシ其ノ期日ハ所長之ヲ定ム
追試驗ニ於テハ其ノ成績評点ヨリ一割ヲ減ジタルモノヲ以テ其ノ成績

評点トス

第三十四條　卒業試験ニ合格シタル者ニ対シテハ卒業証書（第三号様式）ヲ授與ス

第三十五條　卒業証書ヲ授與セラレタル者ハ栄養士ト称スルコトヲ得

第九章　賞　罰

第三十六條　成績優秀、操行善良ニシテ克ク他ノ生徒ノ模範タルニ足ルト認メタル者ハ之ヲ褒賞スルコトアルベシ

第三十七條　規則命令ニ違反シタル者及生徒ノ本分ニ悖ル行爲アリト認メタル者ハ其ノ軽重ニ從ヒ之ヲ懲戒ス

懲戒ハ之ヲ分チテ譴責、停学及退所トス

附　則

本規則ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ適用ス

本規則ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ所長之ヲ定ム

名古屋市立千種看護婦養成所規則

昭和十八年九月二十八日
規則第二十四号

改正　昭和一九年第六七、二三年第八三

第一章　總　則

第一條　名古屋市立千種看護婦養成所ハ看護婦ニ必要ナル知識及技能ヲ教授シ併セテ品性ノ陶冶ヲ図ルヲ以テ目的トス

第二條　本所ハ名古屋市千種区覚王山通一丁目二番地ニ之ヲ置ク

第二章　職　員

第四條　本所ニ所長、養成主任、講師、生徒監、幹事及指導員其ノ他必要ナル職員及補助員ヲ置ク

第五條　所長ハ名古屋市立城東病院長ヲ以テ之ニ充ツ

養成主任、講師、生徒監、幹事及指導員ハ本市職員中ヨリ所長之ヲ委嘱ス但シ必要ニ依リ別ニ講師ヲ嘱託スルコトアルベシ

第六條　所長ハ所務ヲ掌理シ所属員ヲ指揮監督ス

養成主任ハ所長ノ指揮ヲ承ケ教務ヲ掌ル

講師ハ所長ノ指揮ヲ承ケ担任学科ノ教授ヲ掌ル

生徒監ハ所長ノ指揮ヲ承ケ生徒ノ訓育並ニ監督ヲ掌ル

幹事ハ上司ノ命ヲ承ケ事務ニ從事ス

指導員ハ所長ノ命ヲ承ケ生徒ノ実習ヲ指導ス

第三章　學年、學期及休講日

第七條　学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第八條　学年ヲ分チテ左ノ二学期トス

第一学期	自四月一日	至九月三十日
第二学期	自十月一日	至翌年三月三十一日

第九條　休講日ハ左ノ如シ但シ休講日ト雖モ必要ニ應ジ実習訓練ヲ課スルコトアルベシ

國民ノ祝日

日曜日

夏期　自八月一日　至八月三十一日

冬期　自十二月二十五日　至翌年一月七日

臨時休講日ハ所長其ノ都度之ヲ定ム

第四章　學科課程及毎週授業時數

第十條　学科課程及毎週授業時数ハ別表ノ如シ但シ所長必要ト認ムルトキハ時宜ニ依リ時数ヲ増減シ又ハ所定以外ノ科目ニ付聽講セシムルコトアルベシ

第十一條　第一学年ハ主トシテ学科ヲ授ケ併セテ実習ヲ修得セシム

第二学年ハ主トシテ実習ヲ爲サシメ併セテ学科ヲ授ク

第十二條　所長必要アリト認メタルトキハ生徒ヲシテ名古屋市立病院ノ外來及病室其ノ他必要ナ箇所ニ於テ学科ノ應用及実習ヲ爲サシムルコトアルベシ

第五章　入所及退所

第十三條　入所期ハ毎学年ノ始トス

募集期日並ニ人員等ハ其ノ都度所長之ヲ定ム

第十四條　本所ニ入所セントスル者ハ左ノ各号ヲ具備スル者タルベシ

一　國民学校高等科修了又ハ高等女学校二年以上ノ課程ヲ修了シタル者

二　年齢満二十歳以下ノ女子ニシテ配偶者ナキ者

三　身体健全、性質善良、品行方正ナル者

第十五條　入所志願者ハ左ノ書類ヲ指定期日迄ニ提出スベシ

一　志願書（第一号様式）

二　履歴書（自筆）

三　写眞（名刺判無台紙トシ願書提出前五月以内ニ撮影シタル無帽半身正面姿ニシテ裏面ニ氏名生年月日及撮影年月日ヲ記入シタルモノ）

四　所長ニ於テ特ニ指示シタル書類

第十六條　入所志願者ニハ総テ体格檢査及人物考査ヲ行フ

第十七條　入所志願者募集人員ヲ超過シタルトキハ前條ノ外國民学校高等科修了程度ニ依リ詮衡試験ヲ行フ其ノ学科目ハ其ノ都度所長之ヲ定ム

第十八條　入所ヲ許可セラレタル者ハ指定期日迄ニ保証人連署ノ誓約書（第二号様式）、戸籍謄本及身元証明書ヲ提出スベシ

第十九條　保証人ハ二名トシ本人修業中ニ於ケル一切ノ事件ニ付其ノ責ニ任ジ得ベキ成年ニシテ第二保証人ハ父兄又ハ之ニ代ルベキ保證者トシ第二保証人ハ名古屋市内ニ居住シ独立ノ生計ヲ営ミ身元確実ナル者タルベシ

保証人其ノ任ニ堪ヘズト認メタルトキハ其ノ変更ヲ命ズルコトアルベシ

第二十條　保証人ノ身上ニ異動ヲ生ジ又ハ変更セントスル場合ハ直ニ届出デ承認ヲ受クベシ

第二十一條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニハ退所ヲ命ズルコトアルベシ

一　性行不良ニシテ改善ノ見込ナシト認メタル者

二　学力劣等ニシテ成業ノ見込ナシト認メタル者

三　傷痍疾病ノ爲欠課三月以上ニ及ビ卒業ノ見込ナシト認メタル者

第六章　試驗及卒業

第二十二條　試驗ヲ分チテ臨時試驗、学期試驗及卒業試驗トス

臨時試験ハ臨時ニ学期試験ハ各学期末ニ当該学期中ニ履修シタル学科目ニ付之ヲ行フ

卒業試験ハ看護婦規則ニ依ル試験科目ニ付之ヲ行フ

第二十三條　生徒ノ進級ハ其ノ学年成績ヲ考査シテ之ヲ定メ卒業ハ各学年ノ成績ヲ審査シテ之ヲ定ム

第二十四條　正当ノ事由ニ依リ試験ヲ受クルコト能ハザル者ニ対シテハ追試験ヲ行フ但シ必要アリト認ムルトキハ所長ノ認定ニ依リ合否ヲ決スルコトアルベシ

第二十五條　試験ノ評点ハ各学科目毎ニ百点ヲ以テ満点トス

第二十六條　学年ノ成績左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ原級ニ止ム

一　全学科目ノ平均点数六十点未満ナルトキ

二　一学科目ノ点数四十点未満ナルトキ

三　全学科目ノ三分ノ一以上ガ六十点未満ナルトキ

第二十七條　所定ノ授業時数ノ三分ノ一以上欠席シタル者ハ原級ニ止ム但シ所長ニ於テ学術優秀ナリト認メタル者ハ特ニ進級セシムルコトアルベシ

第二十八條　本所規定ノ課程ヲ卒ヘタル者ニ対シテハ卒業証書（第三号様式）ヲ授與ス

第七章　義務

第二十九條　生徒ハ卒業後引続キ満二年名古屋市立病院又ハ本市保健並ニ医療施設ニ勤務スルノ義務ヲ有ス但シ其ノ必要ナキトキハ其ノ限リニ在ラズ

第三十條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ対シテハ修業中支給シタル諸給與金ノ全部又ハ一部ヲ弁償セシムルコトアルベシ

一　第二十一條第一号ニ依リ退所ヲ命ジタル者

二　自己ノ都合ニ依リ退所シタル者

三　第二十九條ノ義務ヲ履行セザル者

第八章　補　則

第三十一條　本規則施行ニ関シ必要ナル事項ハ所長之ヲ定ム

附　則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十八年度ノ入所期ハ所長之ヲ定ム

附　則

本規則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

学科課程及毎週授業時數

学科目	第一学年		第二学年	
	第一学期	第二学期	第一学期	第二学期
修身	一	一	一	一
公民科	一	一	一	一
國語	一	一	一	一
医用外國語	一	一	一	一
家事礼法	一	一	一	一
体操	二	二	二	二
解剖及生理学大意	二			
薬物及調剤学大意	二			
細菌及衛生学大意	二			
一般看護法		一		
看護法各論		一		
治療介補		一		
繃帯学		一		
患者運搬法		一		
医療器械取扱法		一		
傳染病及寄生蟲病学大意		一		
消毒法		一		
手術介補		一		
救急法		一		
乳幼兒衛生		一		
母性衛生		一		
社会衛生		一		
栄養学大意		一		
医事法規				一
看護実習				三〇
合計	四二	四二	四二	四〇

第一号様式

入所願

私儀

今般貴所ヘ入所致度ニ付御許可相成度別紙自筆履歴書其ノ他関係書類相添ヘ此段奉願候也

昭和　年　月　日

本籍地

現住所

戸主姓名　　戸主職業

戸主トノ続柄

名古屋市立千種看護婦養成所長　殿

第二号様式

収入印紙

誓約書

今般貴所ニ入所御許可相成候ニ就テハ御規則等遵守可致ハ勿論御指示ノ事項ハ決シテ違背仕間敷特ニ卒業後満二年間名古屋市ニ勤

務可仕候

万一規則ニ依リ修業中ノ費用ノ返還ヲ命ゼラレ候節ハ左記保証人連帯責任ヲ以テ直ニ弁償可仕且本人ニ関スル事件ハ一切保証人ニ於テ引受貴所ニ御迷惑相掛申間敷候仍テ保証人連署ノ上誓約候也

昭和　年　月　日

本籍地
現住所　　氏　　名印
　　年　月　日生

本籍地
現住所
職業及本人トノ関係
保証人　氏　　名印
　　年　月　日生

本籍地
現住所
職業及本人トノ関係
保証人　氏　　名印
　　年　月　日生

名古屋市立千種看護婦養成所長　殿

第三号様式

卒業証書

何縣
何　某
年　月　日生

右者本所所定ノ学術科ヲ履修シ正ニ其ノ業ヲ卒ヘタリ仍テ之ヲ証ス

昭和　年　月　日
名古屋市立千種看護婦養成所長位勲学位博　氏　名印

（履歴書記載例）

履歴書

本籍地
現住所　戸主姓名及其ノ職業（右側ニ読仮名ヲ附ス）
　　戸主トノ続柄　氏　名
　　年　月　日生
学業（学校名入退学及修業ノ年月日在学中ノ者ハ其ノ学年等）
一　昭和　年　月　日　○○○○○学校ニ入学
一　昭和　年　月　日　○○○○○（学校卒業又ハ卒業ノ見込）
職業（自己ノ従事シタル職業ヲ記スベシ）
一　昭和　年　月　日　○○○所○○○○ヲ命セラレ日給○○○円○○○銭

賞罰

一　昭和　年　月　日　○○○○○
右之通相違無之候也
昭和　年　月　日
右
氏　　名印

（身元証明書例）

証明書

本籍地
氏　　名
年　月　日生

一　刑罰ヲ受ケタルコトナシ
一　破産若ハ家資分産ノ宣告又ハ身代限ノ処分ヲ受ケタルコトナシ
一　禁治産、準禁治産ノ宣告ヲ受ケタルコトナシ

右証明候也

昭和　年　月　日
市町村長　　印

名古屋市立保育専門學園規則

昭和二十三年十月七日
規則第八十七号

第一章　總　則

第一條　名古屋市立保育専門学園（以下学園という。）は、保母の養成施設であつて、児童福祉施設において、児童の保育に従事しようとする女子に対し、必要な知識及び技能を授けることを以て目的とする。

第二條　学園の修業年限は、二箇年とする。

第三條　学園の生徒定員は、百人とする。

第二章　職　員

第四條　学園に園長、教諭、講師及び職員若干人を置く。

第五條　園長は、園務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
教諭は、園長の指揮を受け、教務並びに生徒の訓育及び監督にあたる。
講師は、園長の指揮を受け、担任学科の教授並びに生徒の訓育にあたる。

第六條　園長に事故があるときは、上席の職員がその職務を代理する。

第七條　園長は、左に掲げる事項については、これを市長に報告しなければならない。
一　生徒の募集、入学、退学及び卒業に関すること。
二　生徒の表彰及び懲戒に関すること。

第三章　學年、學期及び休講日

第三條　学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

第八條　学年を分けて左の三学期とする。

第一学期　四月一日から八月三十一日まで

第二学期　九月一日から十二月三十一日まで

第三学期　一月一日から三月三十一日まで

第九條　休講日は、左の通りとする。但し、休講日でも必要に應じて実習を課することがある。

一　國民の祝日

二　日曜日

三　本学園創立記念日　十月一日

四　春季休講日　三月二十二日から四月二日まで

五　夏季休講日　七月二十一日から八月三十一日まで

六　冬季休講日　十二月二十五日から翌年一月七日まで

臨時休講日は、園長がその都度、これを定める。

第四章　修業科目及び授業時間数

第十條　修業科目及び授業時間数は、左の通りとする。

一　第一学年においては、別表の学科につき、所定の時間数以上を修めるものとする。

二　第二学年においては、保育、育児、看護、栄養、音楽、お話、絵画、製作等に関する研究及び実習を、園長の指定する児童福祉施設病院又は保健所等において、保母実習生として行う。

第五章　入學、退學及び休學

第十一條　学園の入学期日は、毎学年の始めとする。

第十二條　学園に入学しようとする者は、身体健全、品行方正の女子であつて、左の各号の一に該当する者でなければならない。

一　学校教育法による高等学校を卒業した者又は文部大臣において、これと同等以上の学力を有すると認めた者

二　前号に掲げる者の外、厚生大臣において適当な資格を有すると認めた者

第十三條　入学志願者は、入学願（第一号様式）に左の書類を添え、指定期日までに差し出さなければならない。

一　履歴書

二　高等学校長（旧制高等女学校長を含む。）又は指定学校長の卒業証明書（又は卒業見込証明書）若しくは専門学校入学者試験検定合格証の写

三　園長において特に指示した書類

第十四條　入学志願者に対しては、すべて体格検査及び人物考査を行う。

第十五條　入学志願者が定員を超過したときは、前條の外、高等学校卒業程度による試験を行い、入学者を選抜する。

第十六條　入学を許可せられた者は、保証人一人を定め、指定の期日までに、保証人の在学保証書（第二号様式）及び戸籍抄本又は戸籍記載事項証明書を差し出さなければならない。

指定の期日までに正当の事由がなく、前項の手続をしない者は、入学の許可を取り消すことがある。

第十七條　保証人は、成年者で、且つ、独立の生計を営む者であつて、生徒在学中のすべての事件についてその責を負うものとする。

保証人を変更しようとするときは、直ちにその旨を届け出て、園長の承認を受けなければならない。

第十八條　生徒又は保証人の身上に異動を生じ、又は住所を変更したときは、直ちにその旨を園長に届け出なければならない。

第十九條　病氣その他の事故により欠席しようとする者は、その事由を具し、速やかに園長に届け出なければならない。但し、病氣に因り欠席一週間以上に及ぶときは、医師の診断書を添えなければならない。

第二十條　病氣その他の事故により、引き続き三箇月以上修業を中止しようとする者は、その事由を具して、保証人連署の上、願い出で、園長の許可を得て、休学することができる。但し、病氣に因るときは、医師の診断書を添えなければならない。

第二十一條　休学期間内において、病氣その他の事故がやんだため、復学しようとするときは、その旨を届け出なければならない。

第二十二條　病氣その他やむを得ない事故により退学しようとするときは、その事由を具して、保証人連署の上、園長に願い出なければならない。但し、病氣に因るときは、医師の診断書を添えなければならない。

第二十三條　左の各号の一に該当する者は、退学を命ずることがある。

一　性行不良で改悟の見込がないと認めた者

二　学力劣等で成業の見込がないと認めた者

三　正当の事由がなく引き続き一箇月以上欠席した者

四　出席が常でない者

第六章　試驗及び卒業

第二十四條　試験は、学期試験及び臨時試験とし、学期試験は、学期毎に、これを行い、臨時試験は、必要に應じ、これを行う。

第二十五條　学期試験は、既修の学科目及び実地について学期末にこれを行う。

第二十六條　学期試験の成績は、各学科目ごとに百点を以て満点とする。

第二十七條　学年の成績は、各学期試験の点数を平均したものとする。

第二十八條　卒業の成績は、第二学年の成績による。

第二十九條　学年又は卒業の成績が、左の各号の一に該当するときは、進級又は卒業することができない。

一　全科目の平均点数が六十点未満のとき。

二　一以上の科目の点数が四十点未満のとき。

三　全学科目の三分の一以上の科目が六十点未満のとき。

第三十條　所定の授業日数又は実習日数の三分の一以上欠席した者は、原級に止める。

第三十一條　病氣その他の事故に因り、試験日に出席できないときは、その事由を具して保証人連署の上、予め届け出なければならない。但し、病氣に因るときは、医師の診断書を添えなければならない。

第三十二條　前條の場合において、園長がやむを得ないものと認めたときは、追試験を受けさせることができる。

追試験の期日は、その都度、園長がこれを定める。

追試験においては、その成績評点から一割を減じたものを以てその成績評点とする。

第三十三條　学園所定の課程を修了した者に対しては、卒業証書（第三

号様式）を授與する。

第三十四條　学園を卒業した者は、卒業後本市の兒童福祉施設において二箇年間勤務しなければならない。但し、奨学金を辞退若しくは返納した者は、この限りでない。

第七章　學費及び奨學金

第三十五條　入学料及び授業料は、無料とする。

第三十六條　生徒に対しては、必要に應じ　園長の定めるところにより奨学金を支給することがある。

第八章　賞　罰

第三十七條　成績優秀、操行善良であつて、他の生徒の模範となる者はこれを表彰することがある。

第三十八條　この規則又はこの規則に基いて園長の定めるところに違背した者及び生徒の本分に背く行爲があると認めた者は、その輕重に從い、これを懲戒する。

懲戒は、これを分けて、けん責、停学及び退学とする。

補　則

第三十九條　この規則の施行に関して必要な事項は、園長がこれを定める。

附　則

この規則は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

名古屋市保母養成所規則は、これを廃止する。

別表

	科目	一箇年一週間配当時間	配当時間
1	倫理	四〇	一
2	教育学及び教育心理学	四〇	一
3	保育理論	一六〇	四
4	兒童心理学及び精神衛生学	一六〇	三
5	生理学及び保健衛生学	八〇	二
6	栄養学	四〇	一
7	育兒法	四〇	一
8	小兒病学	四〇	一
9	看護学	四〇	一
10	社会事業一般	四〇	一
11	ケース・ワーク	四〇	一
12	グループ・ワーク	四〇	一
13	自然研究及び社会研究	八〇	二
14	音樂	二〇〇	五
15	リズム	八〇	二
16	遊戯	八〇	二
17	お話	四〇	一
18	絵画	四〇	一
19	製作	四〇	一
20	英語	四〇	一
	小計	一、三六〇	
21	兒童福祉に関する法令（特別講義）	六	
	計	一、三六六	

（第一号様式）

入　学　願

貴学園に入学致したいから御許可下さいますよう関係書類を添えてお願い致します。

昭和　年　月　日

本籍地

現住所

氏　　名㊞

生年月日

名古屋市立保育専門学園長　殿

（第二号様式）

在学保証書

本籍地

現住所

本人氏　　名

生年月日

右はこのたび貴学園に入学を許可になりましたについては、御規則等を固く守らせますと共に在学中の一切の事件は、私において引き受けます。

昭和　年　月　日

本籍地

現住所

職業

本人との続柄又は関係

保証人氏　　名㊞

生年月日

名古屋市立保育専門学園長　殿

（第三号様式）

園印

卒業証書

都道府縣

氏　　名

生年月日

右の者本学園所定の課程を卒業したことを証する。

昭和　年　月　日

名古屋市立保育専門学園長　氏　名　印

名古屋市墓地及葬斎場使用條例

大正三年二月四日
條例第一號

改正　大正三年第九号、四年第一号、第二号、八年第二号
一四年第六号、昭和三年第九号ノ二、四年第一号、
六年第五号、一〇年第七号、一一年第一〇号、第一二
八号、一二年第三八号、一三年第一三号、第七号

第一條　墓地及葬斎場ヲ使用セムトスル者ハ所長ニ願出テ其ノ承認ヲ受クヘシ

前項ニ於テ葬斎場トハ火葬場、葬儀場及其ノ附属施設物タル遺骸保管室、休憩室、葬儀自動車、焼却所等ヲ謂フ　以下同シ

第二條　墓地及葬斎場使用ノ承認ヲ受ケタル者ハ左ノ区別ニ依リ使用料ヲ納付スヘシ

一　墓地　別表ニ定ムル所ニ依ル

二　火葬場

遺骸　一体　千円以内

但シ大火炉使用ノ場合ハ五十円ヲ増徴ス

三　葬儀自動車
一台一回　八百五十円以内

四　遺骸保管室
一棺一日　百円以内

五　焼却場
斃獣一頭　千円以内

第三條　市長ハ特別ノ事由アリト認ムルトキハ前條ノ使用料ヲ減免スルコトヲ得

第四條　市長ハ必要アリト認ムルトキハ墓地及葬斎場ヲ他ノ用途ニ使用ノ許可ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル使用料ニ関シテハ市長之ヲ定ム

第五條　市長ハ墓地及葬斎場ノ使用ニ関シ管理上必要ナル制限ヲ為スノ外使用ノ承認若ハ許可ニ付必要ト認ムル條件ヲ附シ又ハ負担ヲ命ズルコトヲ得

第六條　使用料ハ承認若ハ許可ノ際之ヲ前納セシム　但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條　既納使用料ハ之ヲ還付セズ　但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ市長ハ既納使用料ノ全部若ハ一部ヲ還付スルコトヲ得

一　使用承認ヲ受ケタル墓地ヲ使用前予メ市長ノ承認ヲ受ケ返地シタルトキ

二　第八條第一号ニ該当シタルトキ

三　其ノ他市長ニ於テ必要アリト認メタルトキ

第八條　左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ市長ハ使用ノ承認又ハ許可ヲ取消シ使用ヲ禁止シ又ハ使用箇所ノ変更其ノ他必要ナル処置ヲ命ズルコトヲ得

一　管理上支障アリト認メタルトキ

二　本條例又ハ本條例ニ基ク規程ニ違反シタルトキ

三　使用承認又ハ許可ノ條件ニ違反シタルトキ

四　公益上其ノ他市長ニ於テ必要アリト認メタルトキ

第九條　本條例ニ定ムルモノノ外墓地及葬斎場ノ管理並本條例ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例施行ノ日ハ市長之ヲ定ム（昭和十年五月二十八日告示第二百六十号ヲ以テ昭和十年六月一日ヨリ施行）

従前ノ規定ニ依リ墓地ノ使用許可ヲ得タルモノハ本條例ニ依ル墓地ノ使用承認ヲ受ケタルモノト看做ス

墓地及葬斎場ノ使用ニシテ本條例施行前ヨリ継続スル場合ノ使用料ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル　但シ別表第四号ノ規定ニ該当スル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

附　則（昭和二十三年條例第十三号）

この條例は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

別表

一　墓地使用料表

面積	単位	一等地	二等地	三等地	四等地	五等地
一平方米ニ付	円	一	一	一	一	一
二〃	一平方米ニ付	一	一	一	一	一
三〃	一平方米ニ付	六、〇〇	四、〇〇	二、〇〇	一、一〇	一、〇五
四〃	一平方米ニ付	六、三五	四、三五	二、一〇	一、一五	一、〇六
五〃	一平方米ニ付	七、〇〇	四、六〇	二、一四	一、一七	一、〇七
六〃	一平方米ニ付	七、三五	四、九〇	二、二〇	一、二〇	一、一五
七〃	一平方米ニ付	八、〇〇	五、一〇	二、二〇	一、二〇	一、一五
八〃	一平方米ニ付	八、三五	五、五〇	二、三〇	一、二五	一、一八
九〃	一平方米ニ付	九、〇〇	五、八〇	二、三〇	一、二八	一、一九
一〇〃	一平方米ニ付	九、五〇	六、一〇	二、四〇	一、二九	一、二五

二、使用面積十平方米以上一平方米ヲ超ユル毎ニ使用料単位ハ一平方米ニ付一等地ニ在リテハ五十銭、二等地ニ在リテハ三十銭、三等地ニ在リテハ二十銭、四等地ニ在リテハ十銭、五等地ニ在リテハ五銭ヲ追増ス

三、市長ノ定メタル地割ノ為一平方米未満ノ端数ヲ生ジタルトキハ其ノ親地ノ標準ニ依リ使用料額ヲ算定ス

四、拡張使用ニ対スル使用料ニ関シテハ市長之ヲ定ム

●名古屋市墓地及葬斎場使用條例施行細則

大正三年二月十二日
告示第十號

改正　大正三年第九九号、昭和一〇年第二〇四号、第二九四号、一八年第六二号、二一年規則第二三号、第六〇号、二二年第二〇号、第五三号、二三年第二一号、第二四号、第二〇一号

第一條　墓地及葬斎場ノ使用承認又ハ許可ヲ願出デムトスルモノハ別記様式（第一号、第二号、第三号）ニ依ル願書ヲ墓地及葬斎場事務所長（以下所長ト称ス）ニ提出スベシ

第二條　墓地ハ本市ニ本籍若ハ住所ヲ有スルモノニ限リ之ガ使用ヲ承認シ其ノ使用面積ハ左ノ範囲内トス　但シ特別ノ事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一	一等地及二等地	三平方米以上　百平方米以内
二 三	等地	三平方米以上　五十平方米以内
三・四	等地	一平方米以上　二十平方米以内
四 五	等地	一平方米以上　十平方米以内

墓地ノ位置ハ使用者之ヲ選定スルコトヲ得　但シ市長必要アリト認ムル場合ハ位置及面積ノ指定ヲ爲スコトアルベシ

第三條　墓地使用ノ承認ヲ爲シタルトキハ別記様式（第四号）ニ依ル使用券ヲ交付ス

第四條　葬斎場使用料ハ左ノ通トス

一　火葬場

寝棺

特別炉（大火炉）	八百円
大人炉（十二歳以上）	七百円
小人炉（十二歳未満）	六百円

座棺

特別炉（大火炉）	七百円
大人炉（十二歳以上）	六百円
小人炉（十二歳未満）	四百円
死流産児	三百円

二　葬儀自動車

北区、西区、中村区、中川区、港区	一台一回　八百円
南区、東区、中区、熱田区	一台一回　七百円
瑞穂区、昭和区、千種区	一台一回　六百円

三　遺骸保管室

一棺一日（二十四時間以内）	六十円

四　焼却場

斃獣

牛、馬又ハ之ト同等大ノモノ	一頭	八百円
羊、豚又ハ之ト同等大ノモノ	一頭	六百円
犬又ハ之ト同等大ノモノ	一頭	二百円
猫、幼犬又ハ之ト同等大ノモノ	一頭	百円

第五條　市内ニ在ル寺院等ニシテ其ノ墓地改廃等ノ爲一時ニ百平方米以上、墓石一基ニ付四平方米未満ノ墓地ヲ使用スル場合ニ限リ其ノ位置、等級、面積ヲ指定シ使用料ヲ左ノ通減額ス　面積ニ関シ制限外ノ使用ヲ爲ス場合ト雖市長特別ノ事由アリト認ムルトキ亦同ジ

二	等地	一平方米ニ付　四円八十銭
三	等地	一平方米ニ付　二円五十銭
四	等地	一平方米ニ付　一円五十銭
五	等地	一平方米ニ付　七十五銭

第六條　墓地ヲ拡張使用セムトスルモノハ使用券ヲ添ヘ市長ニ願出テ其ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テハ左ノ各号ニ依リ使用料ヲ徴収ス　但シ前條ニ依ル使用ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

一　同等位ニシテ接続地ナルトキハ前後ノ面積ヲ合算シ條例別表第一号及第二号ノ標準ニ依リ既納使用料ノ不足額ヲ徴収ス

二　同等位ニシテ接続セサルトキハ前後ノ面積ヲ合算シ條例別表第一号及第二号ノ標準ニ依リ拡張地ニ対スル使用料ヲ徴収ス

三　前後ノ等位異ナルトキハ其ノ面積ヲ合算シ條例別表第一号及第二号ノ標準ニ依リ拡張地ニ属スル等位ニ依リ計算シ拡張地ニ対スル使用料ヲ徴収ス

第七條　條例第四号ニ依ル墓地及葬斎場ノ使用ハ其ノ位置ヲ指定シ二百平方米ノ範囲内トス

前項ノ場合ニ於ケル使用料ハ左ノ範囲内ニ於テ市長其ノ都度之ヲ定ム

土地	一平方米ニ付	月額三銭以上　十銭以内
建物	一平方米ニ付	月額三十銭以上　二円以内

第八條　墓地使用者市内ニ住所ヲ有セサルトキハ市内ニ代理人ヲ定メ連署ノ上届出ツヘシ其ノ之ヲ変更シタルトキ亦同シ

第九條　墓地使用者墓碑、石垣、柵欄、囲障等ノ施設若ハ埋葬ヲ爲サムトスルトキハ使用券ヲ爲シ市長ノ指揮ヲ受クベシ

第十條　墓地使用者ハ常ニ其ノ使用区域ヲ清掃シ墳墓其ノ他ニシテ危険顛倒ノ虞アルトキハ直ニ修理ヲ加フベシ

使用者前項ノ義務ヲ履行セザルトキ又ハ継承者ナキニ至リタルトキハ其ノ使用ヲ取消シ墳墓アルトキハ之ヲ六等地ニ改葬スルコトアルベシ

第十一條　火葬場使用者ハ所長ノ指定セル日時ニ遺骨、遺物ノ引取ヲ爲スベシ

前項ノ日時ニ遺骨、遺物ノ引取ヲ爲ササルトキハ市長ニ於テ仮埋葬ニ付シ其ノ費用ヲ徴収スルコトアルベシ

遺骨、遺物ノ引取後ニ於ケル残骨灰ハ適宜処分スルモ異議ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十二條　遺骸保管室ノ使用ハ一遺骸ニ付二日ヲ超ユルコトヲ得ス　但シ市長ニ於テ已ムヲ得サル事由アリト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十三條　條例第七條但書ノ規定ニ依ル還付額ハ左ノ各号ニ依ル

一　第一号ノ場合ハ返地面積ニ應ジ既納使用料ノ半額

二　第二号及第三号ノ場合ハ其ノ都度事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

使用中ノ墓地ヲ改葬等ノ爲返地スルモノハ原形ニ復スベシ

第十四條　墓地使用者使用券ヲ毀損若ハ亡失シタルトキ又ハ記載事項ニ変更アリタルトキハ書替又ハ再交付ノ請求ヲ爲スベシ　但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ戸籍抄本又ハ寄留抄本ヲ添附スベシ

一　相続ニ依リ墓地使用ヲ継続セムトスルトキ

二　改氏名シタルトキ

三　本籍地又ハ住所ニ異動アリタルトキ

第十五條　墓地使用ハ相続ニ依ル外他人ニ承継セシムルコトヲ得ス但シ寺院等ニ名義ノ変更ヲ要スル場合ハ連名ニヨリ相続人ナキ場合ハ親族ヨリ其ノ事由ヲ具シ市長ニ願出テ特ニ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十六條　本市住民ニシテ墓地又ハ葬斎場ノ使用料ヲ納付スルノ資力ナシト認ムル者ニ対シテハ墓地ニ在リテハ六等地一平方米以内ヲ使用セシメ、火葬場ニ在リテハ座棺炉ヲ、葬儀場ニ在リテハ第五種一回ヲ、葬儀自動車ニ在リテハ霊柩用一回一台ノ使用ノ場合ニ限リ其ノ使用料ノ免除ヲ爲スコトアルベシ

免除ノ願出ニハ区長ノ証明書ヲ添附スベシ

第十七條　本細則施行ニ関シ必要ナル規定ハ市長ノ認定ヲ経テ所長之ヲ定ム

附　則

本細則ハ名古屋市墓地及葬斎場使用條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二十二年規則第五十三号）

この規則は、昭和二十二年八月二十一日から、これを適用する。

附　則（昭和二十三年規則第二十一号）

この規則は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

附　則（昭和二十三年規則第二十四号）

この規則は、昭和二十三年四月二日から、これを適用する。

第一号様式

八事墓地使用願　（寺院等ニアリテハ住職及信徒総代ノ連署ヲ以テ願出スベシ）

墓地予定図番号　第　号　等地　平方米

等位及面積　等地　円　銭

使用料　金　円　銭

右使用御許可相成度候也

昭和　年　月　日

本籍
住所
名

名古屋市長　殿

第二号様式

八事火葬場並葬儀自動車使用願

死亡者氏名年齢	
使用年月日	昭和　年　月　日　午　時
大人、小人及死流産児ノ別	
棺ノ種別	寝棺、座棺
遺骸保管室	寝棺、座棺
葬儀自動車	台
使用料	円　銭
出棺場所及目標	

右使用御許可相成度候也

追而火葬骨揚ヶ後ノ残骨灰ハ御市ニ於テ適宜御処理相願度申添候

住所
氏名
死者トノ続柄

名古屋市長　殿

第三号様式

八事墓地及葬斎場土地建物使用願

一、使用ノ目的
一、使用ノ場所並ニ面積
一、使　用　料
一、使用許可ノ期間

右ノ通リ使用御許可相成度保証人連署ノ上此段御願申上候

昭和　年　月　日

住所
氏名
住所
保証人

名古屋市長　殿

第四号様式

墓地使用者		墓地	
氏名	本籍住所	墓籍番号	番号　第　号　等地　第　号

使用券		使用面積	等地　平方米
摘要		使用料	金　円　銭
		許可年月日	年　月　日
		代理人住所氏名	

墓地使用許可條件

名古屋市墓地及葬斎場使用條例並ニ名古屋市墓地及葬斎場使用條例施行細則ヲ遵守スルモノトス

注　意

一、墓地使用権ハ相続ニ因ル場合及寺院等ニ名儀変更ノ場合ノ外他人ニ移轉スルコトヲ得ズ相続ニ依リ墓地使用権ヲ継承セントスルモノハ其ノ事由ヲ具シ戸籍抄本ヲ添ヘ使用券ノ書換ヲ請求スベシ使用者ノ改氏名若ハ本籍住所ニ異動アリタルトキ亦同ジ

二、墓地使用券ヲ毀損亡失シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ書替若ハ再下付ヲ請求スベシ

三、墓地使用者ハ各自其ノ使用区域内ヲ掃除シ墳墓並ニ附属建物又ハ樹木等危険顕什ノ虞アルトキハ直ニ修理ヲ加フベシ

四、墓地使用ノ際ハ其ノ都度使用券ヲ墓地事務員ニ呈示スベシ

第十一類　社会福祉

五、墓地ニ碑墓石垣柵欄囲障ヲ設ケントスルトキハ墓地事務員ニ申出デ指揮ヲ受クベシ

埋葬者	埋火葬認許証番号	死亡ノ日時	埋火葬日時	死亡者住所氏名年令	備考
		午年月日時	午年月日時		
		午年月日時	午年月日時		
		午年月日時	午年月日時		
		午年月日時	午年月日時		
		午年月日時	午年月日時		
		午年月日時	午年月日時		
		午年月日時	午年月日時		

第十一類　社會福祉

第一章　保　護

●民生委員手当支給規則

昭和二十一年十二月十一日
規則第七十五号

第一條　民生委員には、生活保護法による職務を行ふに必要なる費用として、年額二百円の手当を支給する。

第二條　前條の手当は、その金額を毎年三月末に支給する。

第三條　あらたに就任した者は、その月分より、退職若しくは死亡した者は、その月までの分を各月割をもつて支給する。

附　則

この規則は、昭和二十一年十月一日から、これを適用する。

方面委員手当支給規程は、これを廃止する。

●生活保護法取扱規則

昭和二十一年十月一日
告示第百十八号

改正　昭和二二年社則第七七号　二三年第八三号

第一條　生活保護法による保護を受けんとするときは、本人又は親族その他の縁故者は、別記第一号様式による申請書を、その居住地担任の民生委員を経て、所轄区長に提出しなければならない。

第二條　民生委員前條の申請書を受理したときは、実情調査の上別記第二号様式による生活保護調書を作成し、本人を入院せしめる必要があるときは診断書を添へて、申請書と共に所轄区長に進達しなければならない。

民生委員が保護の必要があるものと認めるときは、第一條の規定による申請がない場合でも、前項の規定に準じて所轄区長に意見を具申しなければならない。

第三條　区長は、第一條の申請書を受理し、又は前條第二項の規定による意見の具申があつたときは、実情調査の上保護の要否を決定しなければならない。

第四條　区長は、保護の要否を決定したときは、その旨申請者に通知しなければならない。

区長は、前項の通知をしたときは、生活保護法施行細則（以下單に細則といふ。）第一條に定める保護台帳を作成しなければならない。

第五條　左の場合においては、民生委員は直ちに区長に意見を具申しなければならない。

一　保護の廃止、停止若しくは変更をなし、又は勤労その他生計の維持について指示をする必要があるとき。
二　保護を受ける者に資力があるにもかかはらず保護をなしたとき。
三　保護を受ける者が死亡した場合において葬祭を行ふ者がないとき。

第六條　区長は、保護の廃止、停止若しくは変更又は勤労その他生計の維持について指示したとき、並びに保護に要した費用を徴收し若しくはその償還を命じ又は充当したときは、速かに申請者に通知しなければならない。

第七條　区長は、生活扶助のため給與する金銭又は物品は、当月分を七日迄に、生業扶助及び葬祭扶助のため支給する金品は、その都度保護を受ける者又は申請者に交付しなければならない。

医療又は助産のため支出する費用は、医師、歯科医師、薬剤師又は助産婦に交付しなければならない。

第八條　生活扶助のため給與する金銭又は物品を受けようとする者は、毎月三日迄に当月分を区長に請求しなければならない。

第九條　保護を受ける者が死亡した場合において葬祭を行つた者が葬祭費の支給を受けようとするときは、申請書に葬祭費の額を証する書類を添へ、その居住地担任の民生委員を経て、区長に提出しなければならない。

第十條　区長は、前條の申請書を受理したときは、葬祭費支給の要否を決定し、支給の手続をしなければならない。

第十一條　保護を受ける者が死亡した場合において葬祭を行ふ者がないときは、区長が、これを行はなければならない。

第十二條　左の場合においては、保護を受ける者は、直ちにその旨を居住地担任の民生委員を経て、区長に届け出でなければならない。
一　居住地又は現在地に異動があつたとき。
二　世帯の構成に異動があつたとき又は收支の状況に著しい異動があつたとき。

保護を受ける者が死亡したときは、同じ世帯にある者は、直ちにその旨を区長に届け出でなければならない。

第十三條　保護を受ける者が左の各号の一に該当するときは、区長は保護をなさないことができる。
一　生活保護法又は生活保護法に基いて発する命令により区長又は保護施設の長がなした処分又は指示に從はないとき。
二　正当な理由がなく保護に関する検診又は調査を拒んだとき。

第十四條　区長は、毎年度十月五日迄にその前月迄の六箇月間の、四月十日迄にその一箇年間の保護状況を細則第六條に定める様式により市長に報告しなければならない。

第十五條　区長は、保護に要する費用が縣の負担となるべき者の保護をなしたとき又は收容保護並びに生業扶助をなしたときは、その旨市長へ報告しなければならない。

区長が前項の保護の廃止、停止又は変更をなしたときは、直ちにその旨を市長へ報告しなければならない。

附　則

この規程は、生活保護法施行の日から、これを施行する。

救護法取扱規程、母子保護法取扱規程、医療保護法取扱規程、軍事扶助法取扱規程及び戦時災害保護法事務取扱規程は、これを廃止する。

別　記

第一号様式

生活保護申請書

要援護者

本籍地	居住地又は現在地	氏名	生年月日	居住の始期	職業	保護の種類	保護を必要とする理由

右生活保護法により保護して下さるよう申請致します。

年　月　日

申請者現住所

名古屋市　区長　氏　名　殿

氏　名　㊞

続柄（本人又は親族縁故者）

第二号様式

生活保護調書

本籍地	居住地又は現在地

世帯主

保護を受ける者及びその世帯の構成

氏名	世帯主との続柄	生年月日	性別	教育	職業

保護の種類（法第十二條）	保護の程度	保護の方法	保護の開始、廃止及び変更年月日	居住の始

保護を受ける者及びその收支

收支	内訳		金額
收入	勤労收入	親族等の仕送り	円　銭
支出	飲食物費	住居費	円　銭
租税	公課		

備考

世帯の状況		
見込月額	訳	私人の救助金品
		その他
	訳	被服費
		光熱費
		医療費
		教育修養費
		その他
		世帯の構成員一日当支出額
資産及び負債		
扶養義務者の能力		
保護を必要とする理由		

右の通り調査し意見を具申致します。

年　月　日

民生委員　氏　　名　㊞

名古屋市　区長　氏　名　殿

●名古屋市生活保護施設規則

昭和二十一年十月二十一日
規　則　第　六　十　七　号

改正　昭和二一年第六九号　第七四号　二二年第八号　第五一号　二三年第五七号

第一條　生活の保護を要する状態にある者の収容保護については、別に定めがある場合の外、この規則の定めるところによる。

第二條　この規則において名古屋市生活保護施設とは、左に掲げる施設をいふ。

一　瑞　穂　寮
二　若　葉　寮
三　名　古　屋　寮
四　若　松　寮
五　豊　川　母　子　寮
六　植　田　寮
七　東　郊　寮
八　上　野　寮
九　蘇　鉄　寮
十　船　見　寮

第三條　前條の施設とは、左の各号の一に該当する者を収容させる。

一　生活保護法により収容保護を要する者
二　市長において特に必要と認めた者

第四條　寮長は、左の各号の一に該当するものと認めたときは、収容を拒否し又は退寮させることができる

一　能力があるにもかかはらず勤労の意思のない者、勤労を怠る者、その他生計の維持に努めない者
二　素行不良な者
三　市長又は寮長がなした処分又は指示に従はない者。
四　正当の理由がなく保護に関する検診又は調査を拒んだとき。
五　在寮者の親族中扶養の義務ある資力者が判明し又は急迫の事情がやんだとき。
六　在寮者が定数に充ちたとき。

第五條　寮長は、前條に規定する場合を除く外、収容の必要がなくなつたとき又は他の寮に収容することが適当であると認めたときは、随時退寮させることができる。

第六條　寮長は、在寮者に対し適当な作業を行はせることができる。

第七條　寮長は、在寮者に対し年三回以上の健康診断を行はればならない。

第八條　この規則の施行について必要な細則は、別にこれを定める。

附　則

この規則は、昭和二十一年十月一日から、これを適用する。

東山寮規程、名古屋市草薙寮規程、名古屋市母子及妊婦疎開施設條例施行細則及び名古屋市若葉寮規程は、これを廃止する。

附　則（昭和二十一年規則第六十九号）

この規則は、昭和二十一年十一月十五日から、これを施行する。

附　則（昭和二十一年規則第七十四号）

この規則は、昭和二十一年十二月二日から、これを施行する。

附　則（昭和二十二年規則第八号）

この規則は、昭和二十二年二月二十日から、これを施行する。

附　則（昭和二十二年規則第五十一号）

この規則は、昭和二十二年四月二十六日から、これを適用する。但し、蘇鉄寮については、昭和二十二年七月二十日から、これを適用する。

●名古屋市社会館條例

昭和十九年三月三十一日
條　例　第　八　号

改正　昭和二〇年第六号　二一年第一四号　第二七号　二二年第一〇号　二三年第五六号

第一條　名古屋市社会館ハ隣保共同ノ精神ニ基キ市民ノ勤労精神ノ昂揚教化並ニ福利増進ヲ図ル

第二條　社会館ヲ使用スル者ニ対シテハ左ノ範囲内ニ於テ市長ノ定ムル使用料ヲ徴収ス

一　講　堂	一　回	三百円以内
二　日本間	一　回	百五十円以内
三　集会室	一　回	百　円　以　内
四　児童寮	一人一月	五　円　以　内
五　特殊備品	一　回	二十円以内

特ニ費用ヲ要シ前各号ニ依リ難キトキハ市長ノ定ムル使用料ヲ徴収スルコトアルベシ

第三條　市長特別ノ事由アリト認ムル者ニ対シテハ使用料ヲ減免スルコトヲ得

第四條　使用料ハ之ヲ前納セシムル但シ特別ノ事由アルトキハ之ヲ後納セシムルコトヲ得

第五條　既納ノ使用料ハ之ヲ還付セズ但シ特別ノ事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第六條　必要アルトキハ社会館ノ使用ニ関シ入場者ノ数ヲ制限シ又ハ退

場ヲ命ズルコトアルベシ

第七條　本條例又ハ本條例ニ基ク規定ニ違反シタル者其ノ他必要アリト認メラルル者ニ対シテハ使用ヲ拒否シ又ハ停止シ若ハ使用ノ承認ヲ取消スコトアルベシ

第八條　社会館ニ於ケル乳幼児ノ保育ニ関シテハ名古屋市保育園規則、授産ニ関シテハ名古屋市授産場規則ヲ準用ス

第九條　本條例施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ昭和十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

名古屋市海上従業員休憩所使用條例及名古屋市水上児童寮條例ハ之ヲ廃止ス

附　則　（昭和二十年條例第六号）

本條例ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

名古屋市社会館條例施行細則

昭和十九年三月三十一日
規則第十八号

改正　昭和二十一年第三号　第五九号　二二年第二〇号　第五三号

第一條　社会館ヲ使用セントスル者ハ館長ニ願出デ其ノ承認ヲ受クベシ

前項ノ場合証明書其ノ他必要ナル書類ヲ提出セシメ且身元調査ヲ為スコトアルベシ

使用承認ニ付管理上必要ナル條件ヲ附スコトアルベシ

第二條　社会館児童寮ニ入寮シ得ル者ハ水上労務者ノ児童其ノ他館長ニ於テ必要アリト認ムル者ニ限ル

第三條　保護者其ノ児童ヲ入寮セシメントスルトキハ身元引受人ヲ立テ館長ニ願出デ其ノ承認ヲ受クベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ親族其ノ他関係者ヨリ之ヲ為スコトヲ得

第四條　社会館條例第二條ニ依ル使用料左ノ如シ

一	講堂	晝間	百円	夜間　百五十円
		晝夜間	二百五十円	
二	日本間	晝間	五十円	夜間　八十円
		晝夜間	百三十円	
三	集会室	晝間	四十円	夜間　六十円
		晝夜間	百円	
四	児童寮	一人一月	五円以上	二十円以下
五	特殊備品	一回		

入場料及会費等ヲ徴スルモノニ対シテハ前項第一号ノ使用料ヲ夫々五十円増徴ス

晝間トハ午前九時ヨリ午後四時迄、夜間トハ午後五時ヨリ午後十時迄ヲ謂フ

第五條　在寮者ニ対シテハ其ノ保護者ノ申出ニ依リ食事ヲ給ス

前項ノ場合ニ於テハ一人三食ニ付六十銭以内ニ於テ別ニ定ムル食費ヲ前納スルモノトス

第六條　入寮者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ使用料ヲ減免スルコトアルベシ

一　同一世帯ニシテ二人以上ノ在寮者ヲ擁スルトキ

二　入寮セザルコト十日以上ニ及ビ館長ニ於テ正当ノ事由アリト認ムルトキ

三　月ノ中途ニ於テ入寮シタルトキ

四　其ノ他館長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第七條　使用者故意又ハ過失ニ因リ施設又ハ附属設備ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ館長ノ定ムル所ニ従ヒ其ノ損害ヲ賠償スベシ

第八條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ既納ノ使用料ハ之ヲ還付ス

一　使用者ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ因リ使用スルコト能ハザルトキ

二　市ノ都合ニ依リ使用ノ承認ヲ取消シタルトキ

三　使用期日前三日迄ニ使用ノ承認ノ取消ヲ申出デ館長ニ於テ相当ノ事由アリト認ムルトキ

第九條　使用者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ入場ヲ制限シ又ハ退場ヲ命ズルコトアルベシ

一　泥酔セルトキ及之ニ類スルトキ

二　兇器、劇薬其ノ他危険物ヲ所持スト認メラルルトキ

三　其ノ他館長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第十條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ使用ヲ拒否シ又ハ停止シ若ハ承認ヲ取消スコトアルベシ

一　収容定員ニ満チタルトキ

二　入寮ノ必要ヲ認メザルトキ

三　使用者ニシテ公安又ハ風紀ヲ紊シ若ハ他人ニ迷惑ヲ與フル等ノ行為アリト認メラルルトキ

四　使用者ニシテ施設又ハ附属設備ヲ滅失若ハ毀損スル虞アリト認メラルルトキ

五　使用者ニシテ特ニ市ニ設置セル施設又ハ設備ヲ使用スルヲ適当ト認メラルルトキ

六　其ノ他館長ニ於テ必要アリト認ムルトキ

第十一條　社会館ニ於ケル授産ニ関シテハ名古屋市授産場規則ヲ準用ス

附　則

本規則ハ條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

名古屋市海上従業員休憩所使用條例施行規則及名古屋市水上児童寮條例施行細則ハ之ヲ廃止ス

附　則　（昭和二十二年第五十三号）

この規則は、昭和二十二年八月二十一日から、これを適用する。

名古屋市授産場規則

昭和二十一年六月二十四日
規則第四十八号

改正　昭和二三年第五五号

第一條　名古屋市授産場は、市民に簡易な手工業の技能を授け併せて生活資金の一部を収得させることを目的とする。

第二條　作業をなさんとする者は、左の各号に当る者であつて市長の承認を要する。

一　名古屋市内に居住する者
二　年齢満十五歳以上で身体強健な者
三　少額所得者

第三條　作業はすべて授産場で行ふ。但し、特別の事由があれば、場外でも作業をすることができる。

第四條　作業者は、係員の指示により作業に従事するものとする。

第五條　作業者には作業に必要な材料を支給する。但し、特別の作業においては自己の材料をもつて作業に従事させることがある。

第六條　作業者に対する賃金は、出來高若しくは作業時間に應じてこれを支拂ふ。

第七條　作業者の賃金收得税が特に低額であるときは、一定の期間にかぎり市長の定める補給金を支給することがある。

第八條　作業者が故意又は過失によつて、設備材料若しくは製品を滅失、毀損したときは、その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第九條　作業者にして左の各号の一に該当するときは、作業の承認を取消すことがある。

一　場内の統制又は風紀を紊したとき。
二　欠勤三十日以上又は無届欠勤五日以上に及んだとき。
三　その他市長において必要と認めたとき。

第十條　授産場は、製作又は加工の委託を受ける。

委託をしようとする者は、所定の申込書（別記様式）を提出して、市長の承認を受けなければならない。

第十一條　委託者は、製作又は加工に要する工賃を前納しなければならない。但し特別の事由があるときは、後納することができる。

第十二條　天災地変その他已むを得ない事由により委託物件が滅失又は毀損したときは、市はその責を負はない。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別にこれを定める。

この規則は、授産講習会にもこれを適用する。

附　則（昭和二十三年規則第五十五号）

この規則は、昭和二十三年七月一日から、これを適用する。

別記

委託申込書

現住所
氏名　　私儀

今般左記により御市　授産場に製作加工の委託をしたいと思いますので御許可下さるようお願い致します。

追つて御許可の上は御市授産場規則を確く遵守することを誓約致します。

記

一、品種
一、工費
昭和　年　月　日

名古屋市長　殿

右　氏　名　印

名古屋市保育園規則

昭和二十二年四月十七日
規則第二十四号

第一條　名古屋市保育園は、左の各号の一に該当する者の乳幼児で小学校就学の始期に達するまでの者を保育する。

一　生活保護法により保護を受けている者
二　生活の保護を要する状態にある者
三　その他市長において特に必要と認めた者

第二條　入園させようとするときは、保護者から市長に申し出でその承認を受けなければならない。

第三條　保育料は無料とする。但し、市長が必要と認めた者に対しては、実費を負担させることがある。

第四條　園児の身上に異動を生じたときは、保護者はすぐにその旨を市長に届け出なければならない。

第五條　左の各号の一に該当するときは、その入園を拒否し又は退園を命ずることがある。

一　收容定員に満ちたとき。
二　傳染病又は悪質の疾患を有するとき。
三　他の園児に悪感化を及ぼすおそれがあると認めたとき。
四　その他市長が必要と認めたとき。

附　則

この規則は、昭和二十二年五月一日から、これを適用する。

名古屋市保育園條例施行細則は、これを廃止する。

名古屋市草薙寮規則

昭和二十二年八月十八日
規則第五十二号
改正　昭和二三年第八三号

第一條　草薙寮は、左の各号の一に該当する者を入寮させる。

一　特殊婦人で、警察吏員から引渡を受けた者
二　轉落のおそれある女で、かつ生活の拠りどころのない者
三　その他市長において特に保護する必要があると認めた者

第二條　寮長は、左の各号の一に該当するものと認めたときは、入寮を拒否し又は退寮させることができる。

一　能力があるにもかかわらず勤労の意志のない者、勤労を怠る者、その他生計の維持に努めない者
二　市長若しくは寮長がした処分又は指示に従わない者
三　正当の理由がなく保護に関する検診又は調査を拒む者
四　在寮者が定数に充ちたとき。

第三條　寮長は、前條に規定する場合を除くほか、收容の必要がなくなつたとき、又は他の寮に收容することが適当であると認めたときは、随時退寮させることができる。

第四條　寮長は、在寮者に対し適当な作業に就かせることができる。

第五條　寮長は、在寮者に対し適宜に健康診断を行わなければならない。

第六條　この規則の施行について必要な細則は、別にこれを定める。

附　則

この規則は、昭和二十二年四月二十六日から、これを適用する。

名古屋市生活保護施設規則第二條二の草薙寮を削除する。

第二章　福　利

●市設住宅條例

昭和十七年四月一日
條例第十三號

改正　昭和二二年第二一號　二三年第二〇號　四八年ノ一

第一條　市設住宅ヲ使用セントスル者ハ市長ノ承認ヲ受クベシ

第二條　住宅ノ使用ハ中産以下ノ者ニシテ市長ノ適当ト認メタル者ニ限リ之ヲ承認ス

第三條　使用ノ承認ヲ受ケタル者ハ承認ノ日ヨリ五日以内ニ使用料三月分ニ相当スル保証金並保証人連署ノ請書ヲ差出スベシ但シ簡易住宅ノ場合ニ在リテハ保証金ヲ要セズ

保証人ハ本市内ニ居住シ相当ノ資産又ハ信用ヲ有スル者タルコトヲ要シ使用者ト連帯シテ其ノ責ニ任ズルモノトス

第四條　市長特ニ必要アリト認メタル者ニ対シテハ保証金ヲ減免スルコトヲ得

第五條　使用料ハ一戸ニ付一月二十円以上九百円以内ノ範囲ニ於テ市長之ヲ定ム但シ市長特ニ必要アリト認メタル者ニ対シテハ之ヲ減免スルコトヲ得

前項ノ使用料ハ毎月五日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ簡易住宅ニ付テハ市長ノ定ムル期間ノ使用料ヲ前納スベシ

月ノ中途ニ於テ使用ノ承認ヲ受ケタル者ハ其ノ際使用料ヲ納付スルモノトス

第六條　左ノ費用ハ使用者ノ負担トス

一　電燈、瓦斯、水道、下水道ノ使用ニ要スル費用

二　襖及障子張替並硝子嵌替（全額）、畳表替及裏返（半額）ニ要スル費用

三　屎尿、塵芥処分ニ要スル費用

第七條　使用者ハ左ノ行為ヲ為スコトヲ得ズ

一　住宅ヲ他人ニ貸與シ又ハ其ノ使用権ヲ譲渡スルコト

二　住宅ヲ毀損汚染スベキ家内工業ヲ営ムコト

三　住宅ノ外観ヲ損シ又ハ比隣ノ迷惑トナルベキ行為ヲ為スコト

四　市長ノ承認ヲ得ズシテ地形ノ変更、樹木ノ移植又ハ建築模様替若ハ増設ヲ為スコト

五　市長ノ承認ヲ得ズシテ家族及使用人以外ノ者ヲ同居セシムルコト

第八條　使用者建物又ハ備付物件ヲ滅失若ハ毀損シタルトキハ市長ノ命ズル所ニ従ヒ遅滞ナク之ヲ補塡シ又ハ損害ヲ賠償スルコトヲ要ス

前條第四号ノ行為アリタルトキ亦同ジ

第九條　左ノ場合ニ於テ市長ハ何時ニテモ使用ノ承認ヲ取消スコトヲ得

一　使用料ヲ滞納シタルトキ

二　本條例若ハ本條例ニ基ク規定ニ違背シタリト認ムルトキ

三　本市ニ於テ必要アルトキ

前項ノ場合ニ於テ損害ヲ生ズルコトアルモ本市ハ其ノ責ニ任ゼズ

第十條　使用者住宅ノ使用ヲ廃止セントスルトキハ五日前ニ市長ニ届出デ建物其ノ他備付物件ノ検査ヲ受クベシ

前項ノ場合ニ於テ滅失又ハ毀損セルモノアルトキハ退去前ニ之ヲ原形ニ復シ又ハ其ノ費用ヲ賠償スベシ

第十一條　市長ニ於テ管理上必要ト認ムルトキハ随時屋内ノ檢査ヲ爲シ又ハ使用者ニ対シ指示ヲ爲スコトアルベシ

第十二條　本條例施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

第十三條　本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十四條　市設住宅貸與規程ハ之ヲ廢止ス

本條例施行ノ際現ニ市設住宅貸與規程ニ依リ其ノ使用ヲ承認セラレタル者ハ本條例ニ依リ承認ヲ受ケタルモノト看做ス

附　則（昭和二十一年條例第二十一号）

この條例は、昭和二十一年四月二十六日から、これを適用する。

附　則（昭和二十三年條例第二十号）

この條例は、昭和二十三年四月一日から、これを施行する。

●市設住宅條例施行細則

昭和十七年四月一日
告示第百三十号

改正　昭和二一年規則第五六号　二三年第二〇号　二四年第一五号

第一條　住宅使用ノ承認ヲ受ケントヌル者ハ住宅使用願ヲ提出スベシ

第二條　使用ノ承認ヲ受ケタル者ハ借宅証書及誓約書ヲ提出スベシ

第三條　居住者ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ都度之ヲ届出ヅベシ

第四條　使用料ハ左ノ通トシ細部ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

簡易及普通住宅　一箇月　二十円以上　百　円以下
庶民住宅　〃　百　円以上　九百円以下

月ノ中途ニ於テ使用承認ヲ受ケタルトキハ其ノ日ヨリ退去ヲ爲シタルトキハ其ノ日迄各日割ヲ以テ其ノ月ノ使用料ヲ計算ス但シ一円未満ノ端数アルトキハ其ノ端数ハ之ヲ切捨ツ

第五條　保証人死亡シ又ハ資格ヲ喪失シタルトキハ使用者ハ速ニ之ニ代ルベキ保証人ヲ立ツベシ

保証人ニシテ住所ヲ変更シタルトキハ使用者之ヲ届出ヅベシ

第六條　保証金ハ使用者退去ノトキ又ハ市長ニ於テ其ノ必要ヲ認メザルニ至リタルトキハ之ヲ還付ス但シ延滞使用料又ハ賠償額ニ付テハ市長ハ保証金ヨリ控除スルコトヲ得

第七條　本細則ハ市設住宅條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第八條　市設住宅貸與規程施行細則ハ之ヲ廢止ス

附　則（昭和二十一年規則第五十六号）

この規則は、昭和二十一年五月十日から、これを適用する。

附　則（昭和二十四年規則第十五号）

この規則は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。但し、第四條第一項の改正規定は、昭和二十三年八月一日から、これを適用する。

●市設住宅管理人規則

昭和二十二年十月二十九日
規則第六十八号

改正　昭和二四年第九号　第一七号

第一條　市設住宅の管理のため管理人を置く。

管理人の管理すべき住宅及び戸数は、そのたびごとにこれを定める。

第二條　管理人は、官吏、吏員若しくはこれに準ずる者、又は身元が確実であつて適当と認めた者について、市長がこれを委嘱する。

第三條　管理人の任期は一年とし、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。但し、再任することを妨げない。

管理人を任期中解職したときの後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

第四條　管理人は、左の場合に、市長がこれを解職する。

一　本人から辞任の申出があつたとき。

二　管理人が疾病のため任務の遂行に支障があるとき、又は死亡したとき。

三　その他市長において不適当と認めたとき。

第五條　管理人は、住宅部管理課長の指示監督に服し、左の事務を処理しなければならない。

一　納額告知書の配付
二　使用料の集金及び納付
三　使用料納付状況の報告
四　その他管理上必要な事項

管理人の服務については、別にこれを定める。

第六條　管理人が使用料を集金したときは、別記様式の使用料仮領収書を使用者に交付し、納額告知書を添えて速かに納付の手続をしなければならない。

第七條　管理人は、領収証書又は金員を亡失したときは、直に住宅部管理課長に届け出なければならない。

金員を亡失したときは、管理人はその損害を賠償しなければならない。但し、避けることのできない事故にもとづいたときは、この限りでない。

第八條　管理人には管理手当を支給する。その支給時期及びその手当額は、別にこれを定める。

第九條　管理人は、この規則に定めるものの外、市設住宅條例及び同施行細則の規定に基いて管理しなければならない。

附　則

この規則は、昭和二十二年十月一日から、これを適用する。

附　則（昭和二十四年規則第九号）

この規則は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

附　則（昭和二十四年規則第十七号）

この規則は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

別記様式省略

●市設住宅使用料徴収事務規程

昭和十七年四月一日
達第十五号

改正　昭和二三年第五六号

第一條　住宅部ニ第一号様式ノ徴収兼収納簿ヲ設ケ徴収ニ関シ必要ナル事項ヲ登記シ徴収ノ基礎トナスト共ニ調定及収納ヲ整理スベシ

第二條　納額告知書ハ前條ノ徴収兼収納簿ニ依リ之ヲ作成シ毎月納期前三日目迄ニ第二号様式ノ納額告知書ヲ納入ニ交付スベシ

随時納入ヲ要スルトキハ相当期日ヲ定メ納額告知書ヲ作成シ之ヲ納入ニ交付スベシ

第三條　市税賦課徴収事務規程第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十一條乃至第三十四條、第四十三條乃至第八十二條及第九十一條乃至第九十三條ノ規程ハ住宅使用料ノ徴収ニ付之ヲ準用ス

附　則

本規程ハ昭和十七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス市設住宅賃貸料徴収手続ハ之ヲ廢止ス但シ昭和十六年度以前ノ賃貸料ニ付テハ仍従前ノ例ニ依ル

（第一号様式）

家屋所在種別番号	使用料収入月別	異動月日及事由	使用者名
使用料	告知書番号		
第　号	調定月日		
第　号			
第　号			
第　号			

備考　月ノ中途ニ於テ新ニ使用承認ヲ爲シタルトキハ日割使用料ヲ当該月ノ欄ニ記入スルモノトス
告知書ノ番号ハ同一家屋ニ対シテハ使用者異動スルモ最初付シタル番号ヲ付スルモノトス

（第二号様式）

原符

振替貯金口座番号	名古屋市 番 号	納	領収附記
昭和年度	経済別		
	款		
	項		
	目		
	附記		

金

領収証

振替貯金口座番号	名古屋市 番 号	領収附記
昭和年度	経済別	
	款	
	項	
	目	
	附記	

金　但シ本年度　月分住宅使用料
右領収
名古屋市収入役　氏　名　印

納額告知書

振替貯金口座番号	名古屋市 番 号	納	領収附記
昭和年度	経済別		
	款		
	項		
	目		
	附記		

金
右　但シ本年度　限リ本市内郵便局又ハ名古屋市収入役ヘ納付　月分住宅使用料
名古屋市長　氏　名　印

名古屋市分譲住宅規程

昭和十八年十二月一日
規則第二十八号

第一條　分譲住宅ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ之ヲ供給ス
本規程ニ於テ住宅ト称スルハ居住ノ用ニ供スル建物（附属設備ヲ含ム）及其ノ敷地ヲ謂フ

第二條　分譲住宅ノ供給ハ左ノ資格ヲ有スル者ニ付市長適当ト認メタル者ニ限リ之ヲ承認ス

一　本市内ニ居住家屋ヲ所有セザル者
二　本市内ニ於テ一定ノ職業ニ従事スル者

第三條　住宅供給ノ承認ヲ受ケタル者（以下単ニ受給者ト称ス）ハ承認ノ日ヨリ五日以内ニ住宅料二月分ニ相当スル保証金ト共ニ保証人連署ノ請書ヲ提出スベシ
保証人ハ本市内ニ居住シ相当ノ資産又ハ信用ヲ有スル者タルコトヲ要シ受給者ト連帯シテ其ノ責ニ任ズルモノトス

第四條　市長特別ノ事情アリト認ムル者ニ対シテハ保証金ノ額ヲ減免シ又ハ保証人ヲ立ツル義務ヲ免除スルコトヲ得

第五條　住宅料ハ左ノ金額ヲ合算シタルモノヲ標準トシテ市長之ヲ定ム
一　建築費（設備費ヲ含ム）年賦償還ノ方法ニ依リ算出シタル金額ノ　月額
二　土地代（敷地費ヲ含ム）年賦償還ノ方法ニ依リ算出シタル金額ノ　月額
三　火災保険料ノ月額

四　共同施設物ノ維持費ノ月額
五　管理ニ要スル費用ノ月額

第六條　住宅料ハ毎月五日迄ニ之ヲ納付スベシ但シ該期日以後供給ノ承認ヲ受ケタルトキハ其ノ際之ヲ納付スベシ
受給者前項ノ期限迄ニ住宅料ヲ納付セザルトキハ日歩四銭ノ延滞利息ヲ徴収ス

第七條　既納ノ住宅料ハ之ヲ還付セズ
住宅料ノ納付期間ハ十九年トス
前項ノ期間ハ市長ノ許可ヲ得テ之ヲ短縮シ住宅料ヲ繰上納付スルコトヲ得

第八條　納付期間内住宅料ヲ完全ニ納付シタル者ハ当該住宅ノ所有権ヲ取得ス
所有権移転ニ必要ナル費用ハ取得者ノ負担トス

第九條　住宅ノ修繕費用ハ受給者ノ負担トス
受給者修繕ヲ爲サヾルトキハ市長之ヲ命ジ又ハ受給者ニ代ツテ之ヲ執行シ其ノ費用ヲ徴収スルコトヲ得

第十條　受給者ハ市長ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得ズ
一　住宅受給ノ権利義務ヲ他人ニ譲渡スルコト
二　住宅ノ居住ヲ目的外ニ使用スルコト
三　建物ノ模様替其ノ他工作ヲ加フルコト

第十一條　受給者ハ住宅ヲ他人ニ貸與シ若ハ其ノ使用権ヲ他人ニ譲渡シ又ハ担保ニ供スルコトヲ得ズ

第十二條　受給者其ノ責ニ帰スベキ事由ニ因リ住宅ヲ滅失毀損シタルトキハ直ニ之ヲ原形ニ復シ又ハ之ニ要スル費用ヲ賠償スベシ

第十三條　左ノ場合ニ於テハ市長ハ承認ヲ取消シ直ニ住宅ノ返還ヲ求ムルコトヲ得

一　住宅料ヲ滞納シタルトキ

二　本規程並ニ之ニ基ク規程ニ違背シタルトキ

第十四條　受給者其ノ住宅ヲ返還セントスルトキハ五日前ニ市長ニ申出デ其ノ検査ヲ受クベシ

第十五條　市長ニ於テ管理上必要アリト認ムルトキハ随時住宅ノ検査ヲ為シ又ハ受給者ニ対シ指示ヲ為スコトアルベシ

第十六條　本規程施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●名古屋市公益質屋條例

昭和三年二月十五日條例第七号

改正　昭和一四年第六号　一六年第五号

第一條　本市公益質屋ハ公益質屋法及本條例ノ定ムル所ニ依リ本市在住者ニ対シ物品ヲ質トシテ資金ノ貸與ヲナス

第二條　質物ハ市長ニ於テ適当ト認ムルモノニ限ル

第三條　市ハ質置主ニ於テ其ノ物品ヲ質入シ得ベキ権利ヲ有スルコトヲ確認スル為質置主ヲシテ必要ナル証明ヲ為サシムルコトヲ得

第四條　貸付金額ハ質物ニ付市長ニ於テ為ス評價額ノ十分ノ七以下トシ一口二十円、一世帯百円以内ニ於テ之ヲ定ム但シ市長ニ於テ生業資金ニ充当スルモノト認メタルトキハ一口百円、一世帯五百円以内トス

第五條　貸付利率ハ一月ニ付百分ノ一・二五以内ニ於テ市長之ヲ定ム

第六條　流質期限ハ四月トス但シ市長ニ於テ特別ノ事由アリト認メタル者ニ限リ之ヲ延長スルコトヲ得

第七條　質札又ハ通帳ヲ持参シタル者ニ其ノ質物ヲ返還シタル為質置主ニ損害ヲ生ズルコトアルモ本市ハ其ノ責ニ任ゼズ

第八條　質物カ遺失物又ハ盗品ニシテ警察官署ノ徴収ヲ受ケタルトキハ市長ハ其ノ質物ニ対スル貸付金額ノ返還ヲ質置主ニ請求スルコトヲ得但シ質置主ニ於テ相当ノ物品ヲ更ニ提供シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　天災地変其ノ他本市ノ責ニ帰スベカラザル事由ニ因リ質物滅失又ハ毀損シタルトキハ本市ハ其責ニ任ゼズ但シ滅失ノ場合ハ其債権ノ全部ヲ毀損ノ場合ハ其ノ債権ノ全部又ハ一部ヲ抛棄ス債権ノ一部ヲ抛棄スル場合ニ於ケル抛棄金額ハ市長之ヲ定ム

第十條　本條例施行ノ為必要ナル細則ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●名古屋市公益質屋條例施行細則

昭和三年二月十五日告示第百四十二号

改正　昭和七年第三一五号　一二年第六八一号　一四年第四七四号　一六年第一七号

第一條　貸付利率ハ一月ニ付百分ノ一・二五トス但シ特別ノ事情アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在ラス

第二條　本市公益質屋ノ取扱時間及休日左ノ如シ但シ時宜ニ依リ之ヲ変更スルコトアルヘシ

一　取扱時間　毎日午前九時ヨリ午後七時迄

一　休　日　日曜日

第三條　貸付ヲ受ケムトスル者ハ質物提示ノ上其ノ住所、職業、氏名及借受希望金額ヲ申出ツヘシ

第四條　質物ハ左ノ各号ノ一ニ該当セサル物ニ限ル

一　臓物其ノ他質入シ得ヘキ権利ニ疑アル物

二　伝染病毒汚染ノ疑アル物

三　評價ノ容易ナラサル物

四　動物其ノ他保管ノ容易ナラサル物

五　保管中著シク変質又ハ減價ノ虞アル物

六　悪臭ヲ発シ又ハ他ノ質物ニ障害ヲ與フル虞アル物

七　其ノ他取扱上不適当ト認ムル物

第五條　入質申込ノ際提示ノ質物ハ身元其ノ他調査中一時之ヲ仮預リトナスコトアルヘシ

第六條　公益質屋法施行規則第十三條第一項ノ保証人ハ本市内ニ在住シ相当身元確実ナル者タルコトヲ要ス其ノ請求書ハ附録第一号様式ニ依ルヘシ

附　則

本細則ハ名古屋市公益質屋條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（附録第一号様式）

再交付請求書

借入金額	質物	借入年月日	毀損亡失年月日	番号
金		昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	第　号

右名古屋市　公益質屋へ質置ノ際御交付相成候通帳亡失質札毀損致候ニ付再交付相成度若シ亡失通帳質札後日発見ノ節ハ直チニ返戻可致尚又万一他人ニ於テ亡失通帳質札ヲ以テ其ノ権利ヲ主張スル等ノコト有之場合ハ万事拙者及保証人ニ於テ引受ケ解決ノ上貴市ニ対シテハ毫モ御迷惑相掛ケ申間敷為後日連署ヲ以テ一札仍テ如件

昭和　年　月　日

住所
質置主
住所
保証人

名古屋市長　殿

●名古屋市公益質屋執務内規

昭和三年三月十二日
達第十八号

第一章　通　則

第一條　本内規ニ於テハ左ノ上欄諸規定ハ之ヲ下欄ノ如ク略称ス

公益質屋法	法
同法ニ依リ準用ノ質屋取締法	準法
同法施行規則	法規則
同法施行細則	法細則
名古屋市公益質屋條例	條例
同條例施行細則	細則

第二條　公益質屋ニ関スル法令、條例及細則ニ依ル事務ハ本内規ノ定ムル所ニ依リ当該主任ニ於テ之カ取扱ヒヲ担任スヘシ但シ事ノ異例ニ属シ若ハ規定ノ解釈上疑義ニ渉リ又ハ重要ト認ムル事項ニ付テハ上司ノ指揮ヲ受クヘシ

第二章　入質並貸付ニ關スル取扱方

第三條　入質申込ヲ受ケタル場合ニ於テハ其ノ申込人ニ対シ左ノ各号ノ取扱ヲ爲スヘシ

一　細則第三條ノ規定ニ依リ入質物ノ提示ヲ受ケ申出事項ヲ聽取シ尚本人又ハ同一世帶内ノ者ニシテ現ニ本市公益質屋ニ入質ノ有無其他必要ナル事項ノ口供ヲ求ムルコト

二　申込人カ労働下宿ニ寄宿セル者ナルトキハ之ヲ準法第四條ノ住所不詳ノ者ト看做スコト但シ下宿主人等ニ於テ相当期間定宿セルモノナルコトヲ証明シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第四條　質トシテ受クヘキ物ハ準法第三條、同第四條、同第七條及細則第四條ノ規定ニ抵触セサル物品並ニ無記名債券トス但シ債券ヲ質ニ取ラムトスルトキハ其ノ利札ニ注意シ利札不足ノ場合ハ之ヲ質札又ハ通帳ニ附記スヘシ

第五條　條例第四條ノ規定ニ依ル質物ノ評價ハ入質物提示ノ際各一點毎ニ付市價ノ変動少キ物ハ時價ニ依リ市價ノ変動多キ物ハ之ヲ斟酌シ以テ違算ナキヲ期スヘシ

第六條　提示質物ノ檢査ハ最モ嚴密ニ之ヲ行ヒ苟モ評價ニ影響スト認ムル瑕疵ハ之ヲ入質申込人ニ告知スヘシ

第七條　提示質物ノ評價終リタルトキハ細則第一條ニヨリ貸付金額ヲ決定ノ上之ヲ入質申込人ニ告知スヘシ細則第一條後段ニヨル特別ノ事情ニヨリ制限ヲ越ヘテ貸付セントスル場合ハ上司ノ決裁ヲ受クヘシ

第八條　入質申込人初度ナルトキハ附錄第一号様式ノ調査票ニ依リ実地ニ就キ身元其他ヲ調査シ入質申込ノ際ノ申出事項ニ相違ナキヤ又ハ貸付支障ノ有無ヲ考究スヘシ二回以上申込ノ場合ニ於テ疑問アルトキ亦同シ但シ身元其他明カナルトキハ実地調査ヲ省略スルコトヲ妨ケス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ調査票ニ記載スヘシ

調査票ハ氏名ヲ「イロハ」別ニ分類整理シテ檢索ニ便シ二回以上入質申込アリタルトキハ亦之ヲ考査資料ト爲スヘシ

第九條　細則第五條ノ規定ニ依リ提示質物仮預リノ場合ハ入質申込人ニ対シ附錄第二号様式ノ仮預リ証ヲ交付スヘシ

第十條　第四條乃至第八條ノ規定ニ依リ貸付ニ支障ナシト認メタルトキハ準法第五條第二項、法規則第十二條及法細則第十條ノ規定ニ依ル取扱ヲ爲スヘシ此ノ場合前條ノ取扱ヲ爲シタル者ヨリ仮預リ証ヲ返付セシムルコトヲ要ス

第十一條　法細則第十條ノ質札ハ其ノ上方ニ附錄第三号様式ノ原符ヲ設ケ質札発行ノ都度同一事項ヲ之ニ記入スヘシ

質札及通帳ノ文字ハ之ヲ改竄スヘカラス若シ訂正、挿入又ハ削除ノ場合ハ其ノ旨適当ノ余白ニ附記シ取扱者調印スヘシ

第三章　入質中ノ取扱方

第十二條　條例第六條ノ流質期限ハ貸付ノ日ヨリ起算シテ四月トス

第十三條　流質期限十日以内ニ切迫シタル質置主ニ対シテハ附錄第四号様式ノ注意書ヲ発スヘシ但シ特別ノ申出又ハ口頭注意ニ依リ其ノ期限ヲ了知セル者ニ対シテハ此限ニアラス

第十四條　流質期限経過ノ場合ハ其ノ質置主ニ対シ附錄第五号様式ノ通知書ヲ発シ又ハ其家宅ニ就キ質受ヲ懇諭スヘシ相当期間経過ノ後必要ト認ムルトキハ之ヲ繰リ返シ行フコトヲ得

第十五條　質置主ヨリ流質期限ノ延長ヲ申出其ノ利子ヲ納付シタルトキハ之ニ対シ流質期限ノ日ヨリ更ニ四月以内ノ延長ヲ承認スルコトヲ得

第十六條　質置主ヨリ質札又ハ通帳ノ亡失届出アリタルトキハ之ヲ調査シ法規則第十三條並細則第六條ニヨリ取扱ヲナスヘシ此ノ場合質札又ハ通帳ヲ再交付セントスルトキハ其ノ適当トスル箇所ニ再発行ノ旨及其年月日ヲ朱書スヘシ

第十七條　質物滅失又ハ毀損シタルトキハ速ニ其ノ原因並損害程度ヲ詳記シ本市ノ責ニ帰スヘキヤ否ヤノ意見ヲ付シ上司ノ指揮ヲ受クヘシ

第十八條　前條報告ニ対シ本市責任ノ有無及條例第九條後段ノ債権抛棄金額若ハ損害賠償額ニ付決定通知アリタルトキハ其ノ必要ト認ムル事項ヲ質置主ニ通知スヘシ

第四章　質物還付ニ關スル取扱方

第十九條　準法第十條ノ規定ニ依リ質物受戻ノ質置主ニ対シテハ其ノ質札ハ之ヲ引揚ケ通帳ニハ其ノ旨記入シ之ヲ交付スヘシ

第二十條　法第十條及法規則第五條ノ規定ニ依リ一部弁済アリタル爲質物ノ一部ヲ返還スヘキ場合ハ当該貸付元金ノ外利子相当額ヲモ弁済アリタルトキ並質物ノ分割可能ニシテ支障ナシト認ムルトキニ限ルヘシ

質物ノ一部還付ノ場合ハ質札又ハ通帳ニ其旨記入シテ交付スルコトヲ要ス

第五章　流質物處分ニ關スル取扱方

第二十一條　流質物ハ流質期限経過後二月目末日ニ於テ既往最初ノ一箇月分ヲ取纏メ毎月之ヲ処分スルモノトス但シ臨時処分ヲ必要トスル物ハ其都度之ヲ爲スモノトス

第二十二條　流質物処分方法ヲ分チテ賣却及廃棄トス

第二十三條　賣却ヲ要スル流質物ハ其ノ品名員数評價額、不回収貸付元利金回収不能ニ終リタル経過及賣却予定期日（報告ノ日ヨリ十日以後ニ定ムルヲ適ス）ヲ具シ遅滞ナク之ヲ報告スヘシ

前項ノ不回収貸付金利子ハ賣却予定日迄ノモノヲ計上スヘシ

第二十四條　前條報告ニ対シ賣却決定ノ通達ヲ受ケタルトキハ左ノ方法ヲ以テ賣却予定價額ヲ定ムヘシ

他ノ質屋主任一名ノ立会ヲ求メ之ト共ニ各自ノ認ムル時價ニ依リ記名入札ヲ爲シテ得タル平均價額

第二十五條　流質物ノ返還カ第二十三條ノ規定ニ依ル報告後ナルトキハ速ニ之ヲ報告シ上司ノ指揮ヲ受クヘシ

第二十六條　流質物賣却ニ関スル市公告ニ依リ入札ノ場所カ質屋ナルトキハ当該質屋ニ於テ法第十一條第一項ノ規定ニ依リ一般競爭入札ニ付スヘシ

第二十七條　一般競爭入札ノ結果予定價格ニ達セサルトキハ其ノ日ヨリ三日以内ニ指名競爭入札ニ付スヘシ

第二十八條　指名競爭入札ニ付スヘキ場合ニ於ケル入札者ハ適宜之ヲ選定スヘシ

第二十九條　一般又ハ指名競爭入札ニ依リ流質物ヲ賣却シ得サルトキハ速ニ之ヲ報告スヘシ此ノ場合随意契約ニ依ルヲ利益ナリト認メ且適当ノ買受希望者アルトキハ共ニ之ヲ報告スヘシ

第三十條　第二十四條ノ規定ニ依ル賣却價格予定ノ場合及第二十六條、第二十七條ノ規定ニ依ル入札ノ場合ニ於テハ本廳出張員ノ立会ノ下ニ之ヲ行フコトヲ要ス

第三十一條　法規則第八條ノ規定ニ依リ廃棄ヲ必要ト認ムル流質物ヲ生シタルトキハ第二十三條ノ例ニヨリ之ヲ報告シ指揮ヲ受クヘシ

第六章　繿册其事務取扱方

第三十二條　貸付ヲ爲サムトスルトキハ先ツ附錄第六号様式ノ貸付傳票ニ記入シ之ヲ以テ質物貼付札ノ調製貸付原簿ヘノ轉載其ノ他関係簿册整理ノ用ニ供スヘシ

第三十三條　貸付元利金ノ回収アリタルトキハ先ツ附錄第七号様式ノ収入傳票ニ記入シ之ヲ以テ貸付原簿其他関係簿整理ノ用ニ供スヘシ流質物賣却代ノ収入アリタルトキ亦同シ

第三十四條　貸付資金ハ附錄第八号様式ノ請求書ニ依リ約七日間ニ於ケル所要見込額ヲ具シ之ヲ請求スヘシ

第三十五條　法第十三條ノ残余金ハ流質物賣却後附錄第九号様式ニヨリ之ヲ請求スルト共ニ遅滞ナク附錄第十号ノ様式ニヨリ質置主ニ通知スヘシ

第三十六條　現金簿册其ノ他重要ナル書類ハ常ニ之ヲ金庫又ハ鎖鑰アル災害予防装置物内ニ保管スヘシ

第三十七條　金庫及倉庫ノ鎖鑰ハ主任ニ於テ保管シ其ノ責ニ任スヘシ

第三十八條　貸付回収元金利子其ノ他ノ収入金アリタルトキハ各予算収入別ニ取纏メ本市所定ノ納付書ニヨリ直接市金庫ニ拂込ムヘシ

第三十九條　貸付成績ハ前日分ヲ毎日報告スヘシ

第四十條　準法第十四條乃至第十六條ノ規定ニヨリ警察官署ヘ届出ヲ爲シ及ヒ同官署ノ処分アリタルトキハ其都度速ニ之ヲ報告スヘシ

準法第十五條第二項ノ規定ニ依リ警察官ヨリ交付アリタル領置証書ハ之ヲ保存シ置クヘシ

附　則

本内規ハ條例及細則施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一号様式

調査票

名	
所	
住宅	
居住年数	
家族員数	
生活及事業状況	
調査年月日	
備考	

1、必ず由格シ無如ア闇ヨ状項ヲ理性入有フニテノ活事入ルノ記ノ扱者ヤ入生考借スル人等科テ正ル記1、参ハト込評前物不サシ及ヘ要申世尚賦キラ出ト

第二号様式ノ一

第　号　仮預リ証

一、
一、
一、

右希望ニ依リ物品入質確定マデ仮ニ御預リ申候也

昭和　年　月　日　名古屋市〇〇公益質屋

名古屋市　区　町　番地

殿

○注意　本書ハ入質確定ノトキ又ハ不成立ノ爲現品引取リノ際返却セラレタシ

若シ本書紛失ノ場合ハ入質確定ノトキハ無効トシ現金引受ノトキハ調査完了迄現品ヲ引渡サザル事アルヘシ

第二号様式ノ二

第十一類　社会福祉　第二章　福　利

第三号様式

質札原符	主務者印		
第　号	質入昭和　年　月　日		
質置所	住所		
通知場所			
主	氏名		
貸付金額	質物		
計			

以下質札

ミシン入

認可金額	1. 2. 3. 4.		
貸出承			
評価額	1. 2. 3. 4.		
質置主氏名			
年齢			
業職			
世帯主氏名			

第　号　仮預リ物控

一　二　三　四

右物品入質申込ニ付仮預リヲ爲ス

昭和　年　月　日

名古屋市〇〇公益質屋

区　町　番地

殿

第四号様式　用紙ハ赤紙トス

注　意　書

予て入質せられある左記の品物の流質期限は來る　月　日で切れますから其日迄に御受出し下さい。尤も都合上期限延長の御希望ならば同日迄に利子を御持參の上御相談下さい。其際質札も御持參を願います。

右前以て御注意申し上ます。

年　月　日　　名古屋市　公益質屋

殿

一、　点

一、此貸出金額金　円　銭也

第五号様式　用紙ハ青紙トス

通　知　書

予て質入れせられある左記の品物は既に去る　月　日で流質期限が切れましたが今の内ならば御受出し又は期限延長の御希望に應する事ができますから元利金又は利子御持參の上御相談下さい。若し何等の御申出なきときは適宜流質処分を致すことになります。

右御通知申上ます。

年　月　日　　名古屋市　公益質屋

殿

一、　点

一、此貸出金額金　円　銭也

第六号様式

貸　付　傳　票

原簿第　号　　年　月　日　　質屋

職業　　住所

質置主　　通知場所

摘　要	貸出金額
	円

質　物　内　訳

質物	点数	評価	質物	点数	評価

第七号様式

収　入　傳　票

質屋

原簿第　号　　質置主

出日貸月	付金貸元	付間貸期	摘　要	収入金 収回元金	利子	計
計						

第八号様式　前渡金請求書

一金

右請求候也

年　月　日　　○○公益質屋

書記　氏　　名㊞

市　長　宛

前回迄ノ受高	
貸付済高	
残　高	
前渡請求高	
備　考	自　月　日 至　月　日　所要見込

第九号様式　○○公益質屋残余金請求書

一金

但　月　日流質物ノ賣却ニ依ル残余金質置主　何　某　外何名分

右御渡シ相成度此段及請求候也

年　月　日　　○○公益質屋

書記　氏　　名㊞

市　長　宛

第十号様式

通　知　書

先に買入せられた品物は流質となりましたので今般賣却致ました処元利金を差引いた外に左の金額の残余がありました。

一金

右金員は公益質屋法の規定に依つて買置主にお渡しすることになつて居りますから当質舗迄受取りにお越しになれば現金をお渡致します。

追而お越の節は必ず印鑑、質札又は通帳と此の通知書をお持ち下さい。

年　月　日

名古屋市　○○公益質屋

宛

名古屋市市民結婚式場使用條例

昭和二十二年十一月一日
條例第四十三号

改正　昭和二三年第二三号　二四年第一七号

第一條　名古屋市市民結婚式場を使用しようとするときは、この條例に定める使用料を納めなければならない。

第二條　使用料は、左の通りとする。

一	式場料	一回につき　三百円以内
二	被露宴席料	一回につき　三百円以内
三	衣裳貸與料	
	男子	一回につき　五百円以内
	女子	一回につき　千円以内

第三條　既納の使用料は、これを還付しない。但し、市長において相当の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することがある。

第四條　市長は、特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

第五條　使用に際して、建物その他の物件を破損し、又は滅失した者は、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

第六條　市長は、建物の維持管理のためその他必要があると認めるときは、使用を許可しないことがある。

第七條　この條例施行に関して必要な事項は、市長がこれを定める。

附　則

この條例は、公布の日から、これを施行する。

名古屋市市民結婚式場使用條例施行細則

昭和二十二年十一月一日
規則第六十九号

改正　昭和二四年第二五号

第一條　名古屋市市民結婚式場（以下結婚式場という。）を使用しようとする者は、別記様式の申込書に必要事項を記入の上、市長に提出して許可を受けなければならない。

第二條　結婚式場は、毎週火曜日、木曜日、土曜日、日曜日及び祝祭日の午前九時より午後四時までの間において使用を許可する。

第三條　使用料は、申込と同時にこれを納めなければならない。

第四條　使用料は、左の通りとする。

一	式場料	一回につき　三百円
二	被露宴席料	一回につき　百円
三	衣裳貸與料	
	男子用	一回につき　三百円
	女子用甲	一回につき　千円
	乙	一回につき　八百円
	丙	一回につき　五百円
	丁	一回につき　三百円

第五條　結婚式場では、左の事項を禁止する。

一　建物その他の物件を汚損すること。

二　公共の礼儀を破り又は風俗を乱す言動をなすこと。

三　その他市長において支障があると認めること。

附　則

この規則は、名古屋市市民結婚式場使用條例施行の日から、これを施行する。

別記

名古屋市市民結婚式場使用申込書

		住所	氏名	
新郎				
新婦				
媒人				
使用日時	昭和　年　月　日　午前／午後　時　分			
希望	衣裳	男子用　要／否	披露宴　要／否	写眞　要／否　着付　要／否
		女子用　要／否		
参列者	婿方	名	合計	名
	嫁方	名		

昭和　年　月　日

申込者　住所

氏名

名古屋市長殿

備考

一、氏名にふりがなをつけること。

二、衣裳貸與、披露宴の必要あるとき、写眞、着付のあつせんを希望の御方は、希望欄の該当事項に○印をつけること。

三、着付希望の御方は一時間半前に、参列の御方は三十分前にお集りのこと。

四、着付希望の御方は二日前までに、山口町電停前美粧師福岡すう方へお立寄りを願うと結構です。

五、衣裳貸與御希望の方は、下着類及び足袋着用願います。

第三章　災害救助

●名古屋市災害救助隊規則

昭和二十三年七月十九日
規則第五十二号

改正　昭和二三年第九二号

第一章　總　則

第一條　本市に名古屋市災害救助隊（以下市救助隊という。）を置き、区に区災害救助隊（以下区救助隊という。）を置く。

第二條　市救助隊及び区救助隊は、非常災害に際して愛知縣災害救助隊及び救助作業関係者との緊密な連絡、團結の下に、罹災市民の迅速適確な救助を行うことを目的とする。

第二章　市救助隊

第三條　市救助隊の構成員は、左の通りとする。

隊　長　若干人
副隊長　若干人
隊　付　若干人
部　長　若干人
隊　員　若干人

隊長は、市長がこれに当る。

副隊長は、助役を以てこれに充てる。

隊付は、市の職員、市内関係官公署の職員及び学識経験者の中から、市長がこれを命じ、又は委嘱する。

部長は、局部課長及び消防局長の中から、市長がこれを命ずる。

隊員は、市職従業員、消防局員その他災害救助に関係ある者の中から、市長がこれを命じ、又は委嘱する。

第四條　隊長は、市救助隊を統轄し、部下を指揮監督する。

副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。

隊付は、救助計画の樹立並びに実施につき隊長を補佐する。

部長は、隊長の命を受けて部務を処理する。

隊員は、上司の命を受けて各々担当の業務に従事する。

第五條　市救助隊に部制を設け、概ね次の事項を分掌する。

総　務　部

一　市救助隊の編成並びに運営に関する事項
二　予算経理に関する事項
三　災害用緊急物資の輸送並びに事前計画に関する事項
四　情報の收集に関する事項
五　各種團体との連絡調整に関する事項
六　他の部の所管に属しない事項

厚　生　部

一　應急救助一般に関する事項
二　区救助隊の編成並びに運営に関する事項
三　医療防疫に関する事項

四　多発死体の埋火葬供養に関する事項
五　非常清掃に関する事項

消　防　部
一　消防に関する事項

経　済　部
一　救助物資に関する事項

建　築　部
一　応急救助施設、設備等の仮設並びに修理その他関係技術に関する事項

収容施設部
一　罹災者収容施設に関する事項

土　木　部
一　道路、橋梁、築堤等の応急修理、その他関係技術に関する事項

水　道　部
一　上水、下水道に関する事項
二　非常給水に関する事項

学　校　部
一　学生生徒の応援派遣に関する事項
二　学用品の給与に関する事項

交　通　部
一　災害時の市民交通に関する事項
二　交通施設の応急修理に関する事項

第六條　市警察局は、警察法の定めるところに基き、別動隊として市救助隊に協力するとともに、災害地の警備、罹災者の救出、避難及び輸送用自動車の確保等に従事し、情報を提供するものとする。

第七條　市救助隊の機構は、別表一の通りとする。

第三章　區救助隊

第八條　区救助隊の構成員は、左の通りとする。

隊　長
副隊長
隊付　若干人
係　長　若干人
隊　員　若干人

隊長は、区長を以てこれに充てる。
副隊長は、区総務課長を、係長は区のその他の課長を以てこれに充てる。
隊員は、区職員その他災害救助に関係ある者の中から、区長がこれを命じ、又は委嘱する。

第九條　隊長は、区救助隊を統轄し、市救助隊長の命を受けて救助その他緊急措置の実施に当る。
副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故があるときは、その職務を代理する。
隊付は、救助計画の樹立並びに実施につき隊長を補佐する。
係長は、隊長の命を受けて担当の業務を処理する。
隊員は、上司の命を受けて各々担当の業務に従事する。

第十條　区救助隊に係制を設け概ね左の事項を分掌する。

総務厚生係
一　救助に関する綜合的企画運営に関する事項
二　市救助隊及び関係方面との連絡に関する事項
三　各係の綜合、連絡、統制に関する事項
四　予算経理に関する事項
五　救助隊の訓練に関する事項
六　応急救助一般に関する事項
七　情報の収集に関する事項
八　各種團体との連絡調整に関する事項
九　他の係の所管に属しない事項

経　済　係
一　救助物資に関する事項

葬　祭　係
一　多発死体の埋火葬供養に関する事項
二　葬祭用品に関する事項

清　掃　係
一　非常清掃に関する事項

輸　送　係
一　災害用緊急諸物資の輸送並びに事前計画に関する事項

衛　生　係
一　医療防疫に関する事項

収　容　係
一　罹災者収容及び収容施設に関する事項

第十一條　警察署及び消防署は、別動隊として区救助隊に協力するとともに、災害地の警備、罹災者の救出、避難及び消防等に従事し、情報を提供するものとする。

第十二條　区救助隊の機構は、別表二の通りとする。

第四章　補　則

第十三條　市救助隊並びに区救助隊に関し必要な事項は、市救助隊長がこれを定める。

附　則

この規則は、昭和二十三年七月十日から、これを適用する。

別表　一

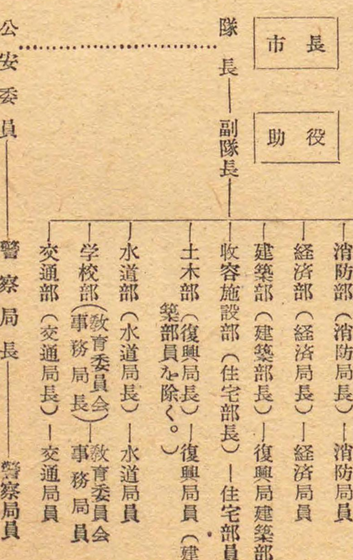

隊付
市会議長、副議長、厚生委員会委員長、民生委員代表、宗教團体代表、小中学校長代表、高等学校及び専門学校校長代表、大学学長代表、婦人会長代表、医師会名市支部長、土木業者代表、金融界代表、薬剤師名市支部長、看護婦会名古屋支部長、貨物自動車事業者代表、日本通運名古屋支店長、燃料林業者代表、名古屋商工会議所会頭、中部日本新聞社長、愛知縣経済産組合代表、名古屋放送局長、名古屋鉄道株式会社社長、内務省土木出張所長、名古屋自動車事務所長、名古屋鉄道局関係職員、名古屋逓信局関係職員、名古屋海運局関係職員、名古屋商工局関係職員、農林省名古屋木炭事務所長、農林省愛知資材調整事務所長

別表　二

……警察署長――警察署職員
……消防署長――消防署職員
隊付
区内縣市会議員、農業協同組合代表、食糧配給公團支所長、民生委員理事、宗教團体代表、区内小中学校長代表、高等学校及び専門学校長代表、大学々長、消防團長、婦人会長その他学識経験者

隊長――副隊長――
区長
総務課長
- 総務厚生係（厚生課長）―総務課員、厚生課員、会計係員、民生委員
- 経済係（経済課長）―経済課員
- 葬祭係（社会教育課長）―社会教育課員、佛教会員
- 清掃係（興農作業部事務所長又は出張所長）―興農作業部事務所職員又は出張所職員
- 輸送係（税務課長）―税務課員、区内運搬運輸業者
- 衛生係（保健所長）―保健所職員、医師、歯科医師、看護婦、薬剤師、助産婦、保健委員
- 收容係（戸籍学事課長）―戸籍学事課員、学校職員

●災害救助法事務取扱規程

昭和二十三年七月十日
達第三十五号

第一條　災害救助法（以下法という。）による事務の取扱については、別に定がある場合を除く外、この規程の定めるところによる。

第二條　区長は、法の救助を必要と認める災害が発生したときは、直ちにその状況を第一号様式により市長に報告し、その指示を受け、救助をなさなければならない。但し、事態が急迫して市長の指示を待つ暇のないときは、直ちに救助の実施に着手するとゝもに、その旨を市長に報告し、その後の処置について指示をこわなければならない。

区長は、前項の報告に引き続き、逐次、その推移状況を報告しなければならない。

第三條　区長は、法の救助を必要と認める災害にかゝった者があるときは、第二号様式による罹災者台帳に登録するとゝもに、第三号様式による罹災証明書を、登録番号を附して直ちに交付するものとする。

第四條　区長は、第二條の規定による救助（炊出を除く。）を受けようとする者に対しては、第四号様式による救助願二通を提出せしめなければならない。但し、その暇のないときは、直ちに救助を開始するとゝもに、速かに前項の手続をなさしめるものとする。

第五條　区長は、前條の願書を受理し、救助をなしたときは、罹災者台帳に登載するとゝもに、罹災証明書にその旨を記入しなければならない。但し、被服、寝具その他生活必需品、学用品及び生業に必要な資金、器具又は資料を給與若しくは貸與した場合は、第五号様式による領收書を徴するものとする。

第六條　区長は、救助を行うため特に必要があると認めたときは、法第二十四條乃至第二十六條の規定に基く公用令書の交付を市長に申請することができる。但し、第二十五條の規定により救助の業務に協力せしめようとする場合において、公用令書の交付を待つ暇がないと認めたときは、直ちにその業務に協力せしめるとゝもに市長に対し、公用令書の交付を申請するものとする。

第七條　区長は、救助を終了したときは、直ちにその状況を第六号様式により、市長に報告するものとする。

第八條　区長は、災害救助法施行規則（以下規則という。）第一條の公用令書を交付したときは、愛知縣災害救助法施行細則（以下細則という。）第二号様式による強制物件台帳に、規則第四條の公用令書を交付したときは、細則第五号様式による救助従事者台帳に、規則第十條の公用令書を交付したときは、細則第七号様式による救助協力者台帳に、それ〴〵登録するものとする。

第九條　区長は、公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳又は救助従事者台帳に事由を詳記してこれを訂正又は抹消するものとする。

第十條　区長は、公用令書、公用取消令書及び公用変更令書を交付したときは、領收書を徴し、直ちにこれを市長に送付するものとする。

第十一條　規則第三條による損失補償請求書は、保管、管理、收用又は使用の目的たる施設、土地、家屋又は物資の所在地の区長がこれを受理し、審査の上意見を具して直ちに市長に進達するものとする。

第十二條　区長は、規則第五條により実費の弁償を受けようとする者があるときは、第七号様式による請求書を提出せしめ、これを受理したときは、審査の上意見を具して直ちに市長に進達するものとする。

第十三條　区長は、災害救助法施行令第十三條に定める療養扶助金、障害扶助金、遺族扶助金又は葬祭扶助金を受けようとするものがあるときは、細則第八号様式による請求書に関係書類を添えて提出せしめ、これを受理したときは支給の適否を審査し、意見を具して直ちに市長に進達するものとする。

第十四條　区長は、細則第十五條に定める台帳を整備し、その副本二通を市長に送付するものとする。

前項の台帳に変更がある場合は、常に加除訂正の上市長に報告しなければならない。

附　則

この達は、発布の日から、これを施行する。

第一号様式

災害概況/中間/決定報告（昭和　年　月　日午前/後　時　分現在）

区役所

被害状況																						應急措置	参考事項その他
鉄道不通	堤防決潰	橋梁流失	道路決潰	田畑の被害				非住家の被害	住家の被害														
				畑		田			合計		浸水				半焼壊		流失		全焼壊				
				冠水	流失埋没	冠水	流失埋没		人員	戸数	床下 人員	床下 戸数	床上 人員	床上 戸数	人員	戸数	人員	戸数	人員	戸数			

第二号様式（表面）

罹災者台帳

災害発生日時	災害発生場所	災害発生の原因	罹災者総数	人的被害				
				死者	行方不明	負傷 重傷	負傷 軽傷	合計

世帯主又はこれに代るべき者					家族の状況						被害					
住所	氏名	年齢	収入（月）	職業	氏名	続柄	年令	職業	収入（月）	負傷（程度）死亡の別	日時	場所	原因	家		
			円											種類	滅失の程度	家具

（裏面）

被服、寝具の給与又は貸与				医療及び助産				
種類	員数	給与貸与年月日	返還年月日	医療又は助産を受けた者	病名又は症状	居宅入院別	期間	診療医又は診療場所

財				家屋			備考
の状況							
寝具	衣類	生必物資	その他	種別	被害の程度	建物の所有者の住所氏名	
				住宅倉庫工場その他			

第三号様式（表面）

生活必需品の給与又は貸与				学用品の給与又は貸与			
種類	員数	給与貸与年月日	返還年月日	種類	員類	給与貸与年月日	返還年月日

埋葬					備考
死亡者	埋葬を行うもの	埋葬場所	埋葬資材支給の要否	注意「埋葬資材支給の要否」欄は遺族又は縁故者にありて埋葬をなす場合のみ記入すること。	

罹災証明書

住所

世帯主　　　　（外家族数　　名）

罹災年月日　昭和　年　月　日

罹災理由

住家　全焼　半焼　流失　半壊・倒壊　床上浸水

家財又は資材　全部焼失　半焼失　全部流失　半流失　全部滅失　半滅失

右の通り証明する。

昭和　年　月　日

名古屋市　区長　㊞

出張所又は方面係認印

世帯構成員					
続柄	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢

（裏面）

品名	数量	給与又は貸与年月日	返納年月日

第四号様式

非常災害による救助願

一、救助の種類

備考　貸与品を返納したときは受領係員の認印をもらうこと。

第五号様式

救助物資交付名簿

罹災証明書番号	救助物資名	員数又は貸与	給与月日返納年月日	世帯主又は之に代るべき者の氏名印	住所又は居住	領収

救助を受けようとする者 氏名	年齢	続柄	職業	収入（月）	救助（医療助産のみ）別	貧傷死亡の別	被害の状況										日時	場所	原因	家屋	建物の所有者名	住所	程度	種別	備考
							種別	滅失の程度	家具	寝具	衣類	生必品	その他												住宅、商店兼住宅、店舗	

第六号様式

災害救助法による救助状況（終了）報告（　区）

区分	救助期間	実人員	延人員	単価	金額	摘要	被服 給与	被服 貸与	被服 計	寝具 給与
避難所設置										
炊出										
食品の給与										

計	人夫賃	輸送及運送賃	埋葬	学用品給與	助産 計	助産 収容	助産 居宅	医療 計	医療 収容	医療 居宅	生活必需品 計	生活必需品 貸與	生活必需品 給與	具 計	具 貸與

備考　「避難所設置」の摘要欄には設置の場所及名称等を記入し、記入できないときは別紙に記入添付すること。

第六号様式の二

（表面）　救助調書（　区）

救助者住所	世帯主名	家族人員（世帯主を含む）	救助の種類	被害の日時	被害の状況

（裏面）

救助者住所	世帯主名	家族人員（世帯主を含む）	救助の種類	被害の日時	被害の状況

第七号様式ノ一

災害救助従事者実費弁償請求書

一金

但し、昭和　年　月　日　縣第　号公用令書により救助に従事した実費　月　日から　月　日までの間

日当一日　円

右お渡し下さるよう請求いたします。

昭和　年　月　日

右

住所

職業　氏名　㊞

愛知縣知事　殿

備考　一　区長は末尾に従事した証明をすること。

二　公用令書の写を添付すること。

第七号様式の二

災害救助従事者実費弁償請求書

一金

但し、昭和　年　月　日　縣第　号公用令書により　から　に至る旅費

旅行	旅行	内訳					
月日	区分	宿泊所	陸路	交通機関	宿泊料		摘要
		里程	金額	料程	金額	夜数	金額	

右お渡し下さるよう請求いたします。

昭和　年　月　日

右

住所

職業　氏名　㊞

愛知縣知事　殿

備考　一　区長は末尾に従事した証明をすること。

二　公用令書の写を添付すること。

第十二類　土木

第十二類　土木

第一章　通則

●土木出張所の名称、位置及び所轄区域

昭和二十三年九月二十四日告示第百三十一号

土木出張所の名称		同上位置	同上所轄区域
名古屋市東土木出張所		東区東新道町二丁目三	東区、北区、中区廣小路二号より北
同	西土木出張所	西区樋ノ口町四丁目一〇	西区、中村区
同	中土木出張所	中区南武平町一丁目一	中区廣小路二号以南千種区、昭和区
同	南土木出張所	瑞穂区瑞穂町下内田一七	瑞穂区、南区
同	中川土木出張所	中川区富船町一丁目一	中川区、熱田区
同	港土木出張所	港区名港通一丁目一	港区

大正十三年三月十八日告示第四十六号（土木管区事務所設置ノ件）は、これを廃止する。

●土木出張所を経由すべき出願事件

昭和二十三年九月二十四日告示第百三十一号

一　道路、溝渠、用悪水路、堤塘等の新設、変更、廃止に関する願

二　前号に掲げるものの敷地であつて國有又は市有に関するものの拂下又は交換に関する願

三　道路の占用並びに堀鑿に関する願

四　市費の負担に属する堤塘、用悪水路等の使用に関する願

五　河川法準用河川の堤塘使用並びに生産物の採取、拂下に関する願

六　新堀川の公共物揚場使用に関する願

七　堀川の公共物揚場使用に関する願

右の出願については副本二通を添付しなければならない。

大正十三年三月十八日告示第四十七号（土木管区事務所を経由スベキ出願事件ノ件）は、これを廃止する。

●土地収用法施行令第二條ニ依ル証票ノ件

昭和十年十一月十二日
告示第三百六十一號

九糎

（用紙西洋厚紙）

表

六糎

第　　號

土地収用法施行
令第二條ニ依ル証　票

職　　名
氏　　名

裏

起業者　名古屋市
（又ハ名古屋市長）
名古屋市長　氏　　名　印

●復興局所管土木工事材料出納保管規程

大正十三年三月二十四日
達第二十號ノ四

改正　昭和一八年第四四号、六四号、二三年五六号

第一條　復興局所管土木工事用材料ノ出納保管ハ総テ本規程ニ依ル

第二條　材料ノ出納命令ハ主管課長又ハ公所ノ長、保管及出納ハ土木出張所主任又ハ特ニ主管課長又ハ公所ノ長ノ指定シタル工事主任（以下單ニ保管主任ト称ス）ヲ以テ之ニ充ツ

第三條　材料ノ購入、保管轉換其他ノ事由ニ因リ収納確定シタルトキハ主管課長又ハ公所ノ長ハ第二号様式ニ依ル収納命令傳票ヲ保管主任ニ回付スヘシ

第四條　保管主任前條ノ傳票ヲ受ケタルトキハ現品ト対照シ収納保管スヘシ但シ時宜ニ依リ供給者又ハ検収者ノ立会ヲ求ムルコトヲ得

第五條　保管主任前條ニ依リ材料ヲ収納シタルトキハ第三号様式ニ依リ収納報告傳票ヲ主管課長又ハ公所ノ長ニ提出シ同時ニ第一号様式ニ依ル出納簿ニ記帳スヘシ

第六條　材料ノ交付ヲ受ケントスルモノハ第四号様式ニ依ル交付命令傳票ヲ保管主任ニ提出スヘシ但シ臨時必要ヲ生シタル場合ノ外所要ノ前日迄ニ之ヲ為スヘシ

第七條　保管主任前條ノ傳票ヲ受理シタルトキハ工事ノ設計書又ハ使用箇所ノ現況ト照査シ其ノ必要ヲ認メタルトキハ直ニ主管課長又ハ公所ノ長ノ命令ヲ受ケ記帳後領収印ヲ徴シ交付スヘシ但シ自己ノ保管ニ属セサルモノハ購入又ハ保管轉換ノ請求ヲ為スヘシ

第八條　材料ヲ加工スル場合ニ於テハ前數條ノ規程ニ準シ加工済ノ上相当品名ノ口座ニ収納ノ手続ヲ為シ同時ニ第五号様式ニ依ル報告書ヲ主管課長又ハ公所ノ長ニ提出スヘシ

生産材料ノ價格ハ購入原價ニ所要労力賃金（職工人夫賃等）ヲ加算記載スヘシ

第九條　保管主任ハ毎月ニ於ケル出納ノ実績ヲ調査シ翌月七日迄ニ第六号様式ニ依ル報告書ヲ主管課長又ハ公所ノ長ニ提出スヘシ

第十條　主管課長又ハ公所ノ長ハ毎年二回以上吏員ヲシテ保管主任ノ保管ニ属スル材料ノ檢査ヲ執行セシムヘシ此場合ニ於テハ檢査員ハ簿冊ニ其結果ヲ記載シ署名捺印スヘシ

主管課長又ハ公所ノ長ニ於テ必要ト認ムルトキハ何時ニテモ前項ノ檢査ヲ執行セシムルコトヲ得

第十一條　保管主任交代シタルトキハ新旧主任者立会ノ上関係簿冊ト現品ノ対照ヲ為シ其符合ヲ認メタルトキハ其旨簿冊ニ記載シ各自署名捺印スヘシ

前項ノ場合ニ於テ簿冊ト現品ト符合セサルモノニ就テハ主管課長又ハ公所ノ長ニ申出テ指揮ヲ受クヘシ

第十二條　保管主任保管材料ヲ亡失又ハ毀損シタルトキハ其原因、年月日、材料名、數量其他処理ノ参考トナルヘキ事項ヲ記載シ即時主管課長又ハ公所ノ長ニ申出テ指揮ヲ受クヘシ

第十三條　保管主任ハ材料ノ亡失又ハ毀損ニ付テハ左記各号ノ一ニ該当スル場合ノ外賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス

一　天災其他不可抗力ニ基因スルトキ

二　故意過失ニ因ラサルトキ

第十四條　工事ノ為生シタル残材料及古材料ノ出納ニ就テハ前各條ノ規定ヲ準用ス

附　則

第十五條　本規程ハ土木局所管土木工事執行規程施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十六條　明治四十五年四月一日達第十号工事材料品保管出納規程ハ本規程施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

附　則

本達ハ発布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一号様式（用紙半紙判）

年月日	摘　要	受高	拂高	残高
月　日	何某ヨリ購入（何々ヨリ保管轉換）			
月　日	何工区ヘ交付			
月　日	何々理由ニ依リ棄却			
月　日	何々ニ加工			
月　日	翌年度ヘ繰越			

備考　本簿ハ材料名毎ニ口座ヲ設ケ月計、年度計ヲ附スヘシ
本簿ハ会計年度ヲ以テ整理シ年度末ノ残高ハ翌年度ヘ繰越記帳スヘシ

（第二号様式）

第　号	課長	係長	庶務主任㊞	主任㊞	何出張所保管主任㊞

材料収納命令伝票　　何出張所保管主任㊞
何工場

年　月　日

検収月日	月　日	検収者	何々技師技手	検収場所	区	供給者住所氏名又ハ保管轉換先
工事番号設計	材料名	形状寸法 長	高又ハ厚	幅又ハ径	単位	数量	単価	合金	記帳済印
							円	円	

（第三号様式）

（報告者）
何出張所保管主任㊞
何工場

第　号	課長㊞	庶務主任㊞	主任㊞

材料収納報告伝票　　年　月　日

納命令伝票番号	材料名	寸法	単位	数量	供給又ハ保管轉換先	兵名	保管場所	備考	記帳済印

（第四号様式）

（禀議者）
何出張所保管主任㊞
何工場

第　号	課長交付命令㊞	庶務主任㊞	主任㊞	何出張所保管主任㊞

材料交付命令伝票　　年　月　日

工事番号設計	何道第　号	用途	請求月日	月日	請求者	何工区監督員㊞	記帳済印
材料名	寸法	単位	数量	使用場所	交付月日	領収印	備　考	何工区監督員	

備考　本書ノ番号ハ請求者毎ニ記スヘシ交付月日及備考欄ハ保管主任ニ於テ記入スヘシ

（報告書）
何出張所保管主任㊞
何工場

（第五号様式）

第　号	課長㊞	庶務主任㊞	主任㊞	何出張所保管主任㊞

材料加工報告傳票　　昭和　年　月　日

生産	材料				原材料			
加工月日	材料名	寸法	単位	数量	単価	合金	品名	寸法	数量
					円	円			

附記　本加工ノ際ニ要シタル大工何人人夫何人ナリ加工材料ハ何倉庫ニ依請ス

（報告者）
何出張所保管主任㊞
何工場

（第六号様式）

材料名	形状寸法 長	高又ハ厚	幅又ハ径	単位	受 前月ヨリ轉換	受 轉入	受 計	排 工区	排 工区	排 轉換加工	排 計	残 翌月ノ越高	単合金

備考　残材料ノ単価及合金ハ購入原価又ハ之ニ加工労力賃金ヲ加算シタルモノヲ記載スヘシ但シ其不明ナルモノハ適宜時価ニ依ルコトヲ得

第二章　都市計画

●名古屋都市計画建築敷地処分規程

昭和四年三月二十七日
告示第三十九号

第一條　都市計画法第十六條第二項ノ規定ニ依リ收用シタル土地ノ賣却ニ付テハ同法施行令第二十三條乃至第二十五條ノ規定ニ依ルノ外本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條　賣却ハ工区毎ニ其ノ工区ノ換地処分後之ヲ行フ

第三條　都市計画法施行令第二十四條第一項第一号ノ賣却ヲ爲ス土地ノ附近地ハ運河ニ向ッテ其ノ土地ノ両側境界線（道路ニ接スルトキハ其ノ道路ノ中心線又ハ対側境界線）ヲ延長シタル線ト運河ノ中心線（対岸ニ賣却ヲ爲ス土地ナキトキハ運河ノ対側境界線）トヲ以テ囲マレタル土地トス

土地ノ形状ニ依リ前項ニ依リ難キ場合ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第四條　賣却ニ依リ生スル收入ハ都市計画事業費ニ充ツルノ外他ノ費途ニ充ツルコトヲ得ス

第五條　都市計画法施行令第二十四條第一項ノ競爭入札ニ於テ予定價格ニ達セサルトキハ再度ノ入札ヲ爲サシムルコトヲ得

第六條　賣却ニ付テハ市長ノ承認ヲ受ケタル設計ニヨリ其他ノ建築物ヲ賣却ノ時ヨリ五年以内ニ完成スヘキ條件ヲ附スルモノトス但シ市長ハ事情ニ依リ其ノ年限ヲ延長スルコトヲ得

第七條　前條ノ條件ニ違反シタルトキハ市ハ賣却代金ヲ以テ買戻スコトヲ得

前項ニ依リ買戻シタル場合ニ於テハ被買戻人ハ遲滯ナク地上物件ヲ收去スル義務アルモノトス其ノ義務ノ履行ニ依リ生スル損害ハ義務者ノ負担トス

第八條　本規程ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●名古屋市都市計画建築敷地処分規程施行細則

昭和四年三月二十七日
告示第四十号

第一條　名古屋市都市計画建築敷地処分規程（以下單ニ規程ト称ス）第八條ニ依ル必要ナル事項ハ本細則ニ定ムル所ニ依ル

第二條　都市計画法施行令第二十四條ニ規定スル競爭入札ヲ行ハムトスルトキハ入札期限前十五日目迄ニ左ノ事項ヲ公告ス

一　競爭入札ニ付スヘキ土地

二　入札加入ノ資格

三　入札ニ必要ナル文書図面等ヲ示スヘキ場所

四　入札場所及期限

五　開札場所及日時

六　其ノ他入札ニ関シ必要ナル事項

前項ノ公告事項ハ入札加入ノ資格ヲ有スル者ニ対シ之ヲ通知スルコトアルヘシ

第三條　規程第五條ノ再度ノ入札ニ於テ仍予定價格ニ達セサルトキハ一般ノ競爭入札ニ依ル

第四條　落札人ハ別記様式ニ依ル土地賣買契約書ト共ニ保証金トシテ賣買價格ノ百分ノ十以上ヲ現金ヲ以テ市ニ提供スヘシ

第五條　賣却ニ関シ規程竝本細則ニ定ムルモノノ外市長ハ必要ト認ムル條件ヲ附スルコトヲ得

第六條　入札及契約ニ関シ規程竝本細則ニ別段ノ定ナキ限リ大正四年四月告示第五十一号入札及契約規程ヲ準用ス

附　則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別　記

土地賣買契約書様式

名古屋市都市計画建築敷地賣買ニ付賣渡人名古屋市長（以下單ニ市長ト称ス）ト買受人某（以下單ニ買受人ト称ス）トノ間ニ左ノ契約ヲ締結ス

第一條　賣買契約土地ハ名古屋市何区何町何番宅地面積何坪トス

第二條　前條土地ノ賣却代金ハ何程也トシ何年何月何日迄ニ市長ニ納付スルモノトス

第三條　第一條ノ土地ニ対シテハ市長ノ承認ヲ受ケタル設計ニ依リ工場其ノ他建築物ヲ何年何月何日迄ニ完成スルモノトス

第四條　前條ニ違反シタルトキハ賣却ノ時ヨリ十年以内ニ於テ市長ハ随時第二條ノ賣却代金ヲ以テ買戻スコトアルヘシ此ノ場合ニ於テ買戻ニ要スル登錄税其ノ他ノ費用ハ被買戻人ノ負担トス

前項ニ依リ買戻シタル場合ニ於テハ被買戻人ハ遲滯ナク地上物件ヲ收去スルノ義務アルモノトス其ノ義務履行ニ依リ生スル損害ハ義務者ノ負担トス

第五條　前二條ハ轉得者ニ対シテモ其ノ効力ヲ有ス

第六條　買受人ハ本契約ノ締結ト同時ニ保証金トシテ金何程也ヲ現金ヲ以テ市長ニ提供スルモノトス

前項ノ保証金ハ賣却代金ニ之ヲ充当ス但シ買受人第二條ニ違反シタルトキハ保証金ハ市ノ所得ニ帰ス

第七條　第一條ノ土地ハ第二條ノ賣却代金完納ノ後所有権移轉登記ヲ爲シ其ノ登記ヲ以テ引渡ヲ完了シタルモノトス

前項登記ニ要スル登錄税其ノ他ノ費用ハ買受人ノ負担トス

第八條　第一條ノ土地ハ公簿登記坪数ニ依ル但シ坪数ニ付不足ヲ生シ又ハ其ノ他ノ損害ヲ生シタル場合ト雖市長ニ之カ賠償ヲ求ムルコトヲ得ス

第九條　第一條ノ土地ニ対スル公租公課其ノ他ノ負担ニ付テハ契約締結ノ日ヨリ買受人ノ負担トス

第十條　買受人本契約ヲ履行セサルトキハ市長ハ履行ノ催告ヲ爲サスシテ直ニ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ市ニ損害アルトキハ之ヲ賠償セシム

第十一條　本契約ニ関スル一切ノ文書ニ付見解ヲ異ニスルトキハ買受人

ハ總テ市長ノ認定ニ從フ

第十二條　前各條ニ依ルノ外買受人ハ名古屋市都市計画建築敷地処分規定竝同規程施行細則ヲ遵守スルノ義務アルモノトス

第十三條　本契約書ニハ第一條ノ土地ノ位置ヲ表示スル爲見取図ヲ添附ス

右契約ヲ証スル爲本証弐通ヲ作成シ各壱通ヲ所持ス

昭和何年何月何日

名古屋市長　氏　名

住　所

買受人　氏　名

名古屋市都市計画事業名古屋駅前土地区画整理施行規程

昭和十三年九月十日
告示第二百五十八号

改正　昭和一七年第一三号、二三年達第五六号

第一條　建設大臣ノ命令ニ依リ都市計画事業トシテ本市ガ施行スル名古屋駅前土地区画整理事業ニ関シ都市計画法施行令第十七條ノ規定ニ依ル費用負担方法及耕地整理法ニ基ク規約ニ代ルベキ必要事項ハ本規程ノ定ムル所ニ依ル

第二條　本地区ハ名古屋市都市計画事業名古屋駅前土地区画整理地区ト称ス

第三條　従前ノ土地各筆ノ地積ハ都市計画トシテ内閣ノ認可アリタル日（昭和十一年三月三十日）現在ノ土地台帳地積ニ依ル但シ同日以後新ニ土地台帳ニ登録セラレタルモノハ其ノ日現在ニ依リ國有公用財産ハ所管廳ノ財産台帳ニ依ル

昭和十六年十二月五日内務大臣ノ施行命令ニ依リ本地区ニ編入シタル区域ノ従前ノ土地各筆ノ地積ハ前項ノ規定ニ拘ラズ名古屋市則武耕地整理組合換地処分ノ総会ノ議決ヲ爲シタル換地説明書記載ノ換地ノ地積ニ依ル

第四條　従前ノ土地及整理後ノ土地各筆ノ評定價格及等位ハ其ノ位置、形質、地積、收益賃貸價格、交通ノ便否、周囲ノ狀況等ヲ斟酌シテ市長之ヲ定ム但シ公共團体所有ノ土地ニシテ道路其ノ他公共ノ用ニ供シツツアルモノ又ハ供セントスルモノニハ評定價格ヲ附セズ

第五條　市長ハ整理施行ノ爲必要アルトキハ第十四條ノ規定ニ準ジ従前ノ土地ニ対スル換地予定地ヲ指定スルコトヲ得

前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ土地所有者ニ通知ス指定ヲ変更シ又ハ更正シタルトキ亦同ジ

前項ノ通知ヲ爲ス場合ニ於テ第十六條第一項ノ規定ニ依ル届出アリタルトキハ其ノ目的タル土地ノ部分ヲ指定シテ之ヲ爲シ且其ノ権利者ニ対シ指定シタル部分ヲ通知スルモノトス

第六條　市長前條第一項ノ規定ニ依リ換地予定地ノ指定ヲ爲シタルトキハ第十四條ノ規定ニ準ジ仮清算ヲ爲スコトヲ得

前項ニ依リ仮清算金ヲ交付スル場合ニ於テハ市長ノ相当ト認ムル担保ヲ提供セシムルモノトス

前項ニ依リ難キ場合ニ於ケル交付金ハ耕地整理法第三十條第三項ノ認

可後迄之ヲ保留ス此ノ場合ニ於テハ市長ハ利息ニ相当スル金額ヲ併セ交付スルコトヲ得

第七條　第五條第二項ノ規定ニ依リ通知ヲ受ケタル者ハ換地処分認可告示ノ日迄其ノ換地予定地ヲ使用スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ従前ノ土地ハ之ヲ使用スルコトヲ得ズ但シ移轉、除却又ハ破毀スベキ建物、工作物、木石等アル爲若ハ特別ノ事由ニ依リ換地予定地ノ使用又ハ従前ノ土地ノ使用禁止ヲ爲スコト能ハザルトキハ市長ハ別ニ使用開始又ハ使用禁止ノ期日及其ノ区域ヲ通知スルモノトス

土地所有者又ハ借地権者従前ノ土地又ハ換地予定地ニ於テ土地ノ形質ヲ変更シ建物若ハ工作物ノ新築、改築、増築、移轉、大修繕、大変更ヲ爲シ物件ヲ附加増置シ又ハ他人ヲシテ之ヲ爲サシメントスルトキハ予メ市長ノ承認ヲ受クベシ

土地所有者又ハ借地権者市長ノ承認ヲ得ズシテ前項ノ行爲ヲ爲シ又ハ他人ヲシテ之ヲ爲サシメ若ハ之ニ因リ本市ニ損害ヲ及ボシタルトキハ市長ハ其ノ土地所有者又ハ借地権者ニ対シテ原狀又ハ損害回復賠償ヲ命ズルコトヲ得

第八條　移轉、除却又ハ破毀ヲ要スベキ建物、工作物、木石等アルトキハ其ノ所有者及占有者ニ対シ市長ハ相当ノ期限ヲ指定シテ之ヲ移轉、除却又ハ破毀スベキ旨ヲ命ズ

前項ノ移轉、除却又ハ破毀ニ要スル費用及通常受クベキ損害ハ本市ニ於テ之ヲ補償ス但シ法令又ハ本規程ニ違反シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九條　本事業施行ノ爲本市ニ於テ必要アルトキハ地区内ノ土地ヲ使用スルコトヲ得

前項ノ土地ガ使用收益ノ目的ニ供シ得ルモノナルトキハ借賃ヲ見積リ市長之ヲ決定シテ補償スルモノトス

第十條　本事業ノ施行ニ要スル費用ハ整理施行ニ依リ土地ノ價値増進額ヲ標準トシテ土地所有者テシテ之ヲ負担セシム但シ地上権、賃借権其ノ他土地ニ関スル所有権以外ノ権利ヲ消滅セシムル爲ニ要スル費用ハ其ノ土地ノ所有者ヲシテ之ヲ負担セシム

前項ノ費用ハ予算ニ定ムル範囲内ニ於テ概算額ニ依リ市長之ヲ徴收スルコトヲ得此ノ場合ニ在リテハ概算額ガ精算額ニ比シ超過スルトキハ之ヲ還付シ不足スルトキハ之ヲ追徴ス

市長ノ定ムル期間内ニ土地所有者ヨリ替費地提供ノ申出アリタルトキハ市長ハ換地予定地ノ指定ヲ爲シタル後其ノ土地ヲ処分シテ其ノ土地所有者ノ負担スベキ第一項ノ費用ニ充当スルコトヲ得

第十一條　耕地整理法第十八條第二項若ハ同法第二十一條第二項ノ規定ニ依リ損害補償ノ請求アリタル場合ニ於ケル補償金額ハ市長之ヲ定メ其ノ土地ノ所有者又ハ賃貸人ニ対シテ之ヲ求償ス

第十二條　第六條第一項及耕地整理法第三十條第一項、第二項ノ規定ニ依ル徴收金又ハ第十條第一項、第二項ノ費用納付ノ期限及場所ハ市長之ヲ定メ十日前ニ土地所有者ニ通知ス

前項ノ徴收金又ハ費用若ハ前條ノ規定ニ依ル求償金ヲ期限内ニ納付セザルトキハ納付期限ノ翌日ヨリ納付又ハ滞納処分ノ日ノ前日迄ノ日数ニ應ジ日歩四錢ノ延滞利息ヲ徴收スルノ外督促狀ヲ発シタルトキハ本市税外收入督促並書類送達條例ニ依リ手数料ヲ徴收ス

第十三條　換地処分ハ市長ノ適当ト認ムル時期ニ於テ之ヲ行フ

第十四條　換地ハ従前ノ土地ニ対シ整理施行ニ依リ其ノ土地ノ利用増進ノ程度ニ應ジ権利地積ヲ定メ之ヲ標準トシテ従前ノ位置若ハ其ノ附近ノ地ニ於テ之ヲ交付ス但シ従前ノ位置若ハ其ノ附近地ニ於テ交付シ得ザルモノニ対シテハ適当ト認ムル位置ニ於テ之ヲ交付スルコトヲ得

國有公用財産及昭和十六年十二月五日内務大臣ノ施行命令ニ依リ本地区ニ編入シタル土地ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ従前ノ土地ノ評定價格ヲ以テ権利價格トシ之ヲ標準トシテ換地ヲ交付ス

従前ノ土地僅少ナルカ又ハ特別ノ事情ニ依リ換地ヲ交付スルコト能ハザルモノニ付テハ金銭ヲ以テ清算スルコトヲ得

前三項ノ適用ニ依リ換地トシテ交付ヲ爲スコト能ハザル土地及第十條第三項ノ規定ニ依ル土地ヲ処分スルトキハ市長ハ地区内土地所有者ノ競争入札ニ附シ予定價格ヲ超ユル最高價格ノ者ニ之ヲ交付ス

前項ニ依リ処分シ難キ場合ハ一般ノ競争入札又ハ随意契約ニ依リ処分スルコトヲ得

耕地整理法第三十條ノ清算金額ハ換地ヲ受クベキ権利地積ト交付サレタル換地地積トノ差ニ換地ノ評定単價ヲ乗ジタル金額トス但シ第二項ノ場合ニ於ケル清算金額ハ権利價格ト換地ノ評定價格ノ差額トス

第十五條　前條第三項、第六項ノ清算金ニシテ第六條第一項ノ規定ニ依リ徴収シ又ハ交付シタル仮清算金ニ比シ差額ヲ生ジタルトキハ換地処分認可告示後遅滞ナク之ヲ追徴シ又ハ還付スルモノトス

第十六條　本規程施行ノ日現在ニ於テ借地権ノ目的タル土地アルトキハ土地所有者又ハ借地権者ハ相互連署ヲ以テ其ノ目的タル土地ニ付運滞ナク之ヲ市長ニ届出ヅベシ但シ連署ヲ得ルコト能ハザルトキハ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添附スベシ

本規程施行ノ日以後ニ於テ新ニ借地権ヲ設定シ又ハ変更ヲ爲シタルトキ亦前項ニ同ジ

本規程施行ノ日以後ニ於テ地区内ノ土地又ハ建物ニ関シ前項以外ノ権利ヲ設定シ又ハ其ノ権利ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ所有者又ハ権利者ハ遅滞ナク之ヲ市長ニ届出ヅベシ

第十七條　本事業ノ会計年度ハ本市ノ例ニ依ル

第十八條　本規程施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本規程ハ都市計画法施行令第十七條ノ規定ニ依リ愛知縣知事ノ認可アリタル日ヨリ之ヲ施行ス

●名古屋市都市計画事業名古屋駅前土地区画整理施行規程細則

昭和十四年三月十三日
告示第六十五号
改正　昭和一八年第四三号

第一章　總　則

第一條　名古屋市都市計画事業名古屋駅前土地区画整理施行規程（以下規程ト称ス）ノ施行ニ関シテハ本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條　規程第四條ノ評定價格及等位ノ決定ニ付利用土合筆シ得ベキ土地若ハ之ニ準ズベキモノハ之テ一筆ニ、一筆ノ土地ニシテ利用上別箇ノ土地ト認メラルルモノ若ハ分割評定ヲ適当ト認ムルモノハ之テ数筆ニ看做スコトヲ得

第二章　換　地

第一節　画　地

第三條　画地ヲ分テテ左ノ二種トス

一　角　地　正面及側面ニ道路ヲ有スル土地

二　普通地　角地以外ノ土地

第四條　画地ノ標準ハ左ノ通トス

一　正面間口ハ幅員十間以上ノ道路ニ接スル角地ニ在リテハ之ヲ五間以上、其ノ他ノ角地並普通地ニ在リテハ之ヲ三間以上トス但シ正側両面道路ガ鋭角ヲ以テ交ル場合ニ於テ正面道路ノ幅員十間以上ナルトキハ側面道路ヨリ五間ヲ、十間未満ナルトキハ三間ヲ離レタル線ト裏界線トノ交点ヨリ正面道路ニ下シタル垂線ノ足ト正側両面道路ノ境界線ノ交点間ノ長以上トス

間口弧ヲナスモノハ其ノ弦ヲ以テ間口ト看做ス

二　奥行ハ幅員十間以上ノ道路ニ接スル画地ニ在リテハ之テ十間乃至十五間、幅員十間未満ノ道路ニ接スル画地ニ在リテハ之ヲ八間乃至十間トス

第五條　二以上ノ道路ニ接スル土地ノ正面道路トハ幅員大ナル道路ヲ謂ヒ、幅員同ジキトキハ路線價値高キ道路ヲ謂フ

第二節　換地区域、換地過不足渡及権利地積

第六條　整理後ノ道路画地界等ヲ以テ換地区域ヲ定メ其ノ区域内ニ於テ換地スベキ予定ノ従前ノ土地ヲ道路、筆界等ヲ以テ適当ニ定ム

第七條　角地ニ対スル換地ハ其ノ換地区域内ノ従前ノ位置ニ於ケル角地又ハ地貌近似セル角地ヲ交付ス但シ権利地積ガ著シク画地標準ニ達セザルトキ若ハ特別ノ事情アルトキハ普通地ヲ交付スルモノトス

第八條　従前ノ土地ガ換地セラルベキ予定ノ換地区域内ニ於テ換地ヲ交付シ能ハザルトキハ第二十五條第一号ニ準ジ権利價格ヲ求メ之ニ相当スル土地ヲ他ノ換地区域内ニ於テ交付ス

換地区域内ノ各画地ノ評定単價ノ差著シキ場合ニ於テ其ノ換地区域内ニ於テ換地ヲ交付スルトキハ前項ノ例ニ依リ計算スルモノトス

第九條　左ノ各号ノ一ニ該当スル土地ニ対シテハ換地ヲ交付セザルコトヲ得

一　換地ガ第四條ノ画地標準ニ達セザル土地

二　民有ノ道路並田ニシテ道路トシテ供用シツツアル土地

三　都市計画街路事業用地内ノ土地

第十條　土地所有者市長ノ定ムル評定價格ニ依リ過渡交付ヲ願出タルトキハ換地設計上支障ナキ範囲ニ於テ増歩地ヲ爲スコトヲ得

第十一條　規程第十四條ノ権利地積トハ従前ノ地積ニ第十二條ノ加算地積ヲ加ヘタルモノヨリ第十四條ノ共通減歩地積及第十五條ノ地先減歩地積ヲ控除シタルモノトス但シ第九條第二号、第三号ノ土地ニシテ換地ヲ交付シタル場合ハ整理前ノ評定價格ヲ換地ノ評定單價ニテ除シタル商ヲ以テ権利地積トス

第三節　加　算

第十二條　加算地積トハ従前ノ土地ニ加算スル地積ヲ謂ヒ其ノ土地ノ間

口（街角ヲ剪除シタル部分ニ在リテハ其ノ剪除セザル部分ノ道路境界線ヲ延長シタル線ノ交点迄ノ長）ニ其ノ土地ノ接スル道路（水路ニシテ道路トシテ利用シツツアルモノ及第九條第二号、第三号ノ土地ヲ含ム）ノ加算幅員ヲ乗ジタル地積トシ左ノ各号ニ依リ之ヲ算定ス

一　加算幅員ハ左表ニ依ル但シ道路幅員不整ナルモノニ在リテハ其ノ平均幅員ニ依ル

道路幅員	加算幅員
六、〇間以下	道路幅員ノ二分ノ一
八、〇間	三、五〇間
八、五間	三、六五間
一〇、〇間	四、〇〇間
一三、五間	五、〇〇間
二四、〇間	七、〇〇間

二　水路（道路トシテ利用シツツアルモノヲ除ク）ヲ距テテ道路ニ面スル土地ニ対スル加算幅員ハ前号加算幅員ノ三分ノ二トス

三　街角剪除線ニ接スル部分ノ普通地ノ加算ハ交会スル二道路ノ内幅員大ナル道路ノ加算幅員ニ依ルモノトス

四　幅員十間以上ノ正面道路ニ接スル奥行十間未満ノ土地及幅員十間未満ノ正面道路ニ接スル奥行八間未満ノ土地ニ対スル加算地積ハ前各号ニ依リ計算シタル地積ニ第十八條ノ奥行逓減率ヲ乗ジタルモノトス此ノ場合ニ於テ奥行一定セザル土地ニ付テハ第十九條ノ規定ヲ準用スルモノトス

五　幅員十間以上ノ正面道路ニ接スル角地ノ奥行ニシテ十五間ヲ、幅員十間未満ノ正面道路ニ接スル角地ノ奥行ニシテ十間ヲ超ユル場合ニ於テハ其ノ超過部分ハ之ヲ別箇ノモノト看做シ其ノ接スル道路ニ付前各号ニ依リ加算地積ヲ算出スルモノトス

六　側面又ハ背面ガ道路ニ接スル土地ハ正面ニ付算出シタル地積ニ側面又ハ背面道路ニ付算出シタル地積ヲ加ヘタル地積トス此ノ場合ノ側面又ハ背面ノ加算地積ハ第一号乃至第三号ニ依リ加算セラルベキ地積ノ三分ノ二トス但シ角地ノ側面道路ガ正面道路ト鈍角ヲ以テ交ル場合ニ於テ其ノ側面ノ対地ノ街角ヲ剪除シタル爲側面ニシテ正面道路ニ接スルモノト認ムル部分ニ付テハ正面道路加算幅員ノ三分ノ二ヲ加算幅員トシテ算出シタル地積トシ背面ガ道路ニ接スル土地ニシテ其ノ奥行ガ正背両面道路ニ付第四條ノ最低標準奥行ノ和以上ナルトキハ背面道路ハ之ヲ正面道路ト看做シテ算出シタル地積トス

七　背面道路（正面道路ト看做シタルモノヲ除ク）ノ加算地積ニ付テハ第四号ノ奥行逓減ヲ行ハザルモノトス

第十三條　従前ノ土地ガ二以上ノ換地区域ニ跨ル場合ニ於テ換地区域ニ依リ区分セラレタル部分ノ加算地積ハ換地区域ニ拘ラズ前條ニ依リ算出セラレタル地積ヲ夫々ノ換地区域内ノ道路ニ接スル間口及其ノ部分ノ加算幅員ヲ標準トシテ配分算定スルモノトス

第四節　減歩

第十四條　共通減歩地積トハ整理施行後ニ於ケル道路敷地ヨリ地先減歩地積ヲ控除シタル地積及公園等共同シテ負担スベキ地積ノ内個々ニ負担スベキ地積ヲ謂ヒ左ノ方法ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

$$\text{共通減歩総地積} = \frac{\text{後総價}}{\text{前総價}} \times \text{後総地} - \frac{\text{後單價}}{\text{前單價}} \times \text{共通減歩係數} = \text{共通減歩地積}$$

（共通減歩総地積）　（後総價）　（後総地）　（後單價）　（共通減歩係數）
（前　総　地）　＝　（前総價）　－　（前單價）　×

備考

（前総地）　ハ共通減歩ヲ負担スベキ土地ノ整理前総地積
（後総地）　ハ共通減歩ヲ負担スベキ土地ノ整理後総地積
（前総價）　ハ共通減歩ヲ負担スベキ土地ノ整理前総評定價格
（後総價）　ハ共通減歩ヲ負担スベキ土地ノ整理後総評定價格
（前單價）　ハ整理前ノ土地ノ評定單價
（後單價）　ハ整理後ノ土地ノ評定單價
（前　地）　ハ整理ノ一箇ノ地積
前項ノ共通減歩ヲ負担スベキ土地トハ耕地整理法第十一條第一項ノ土地、名古屋市有地ニシテ公共ノ用ニ供シツツアル土地及第九條第二号、第三号ノ土地以外ノ土地ヲ謂フ

第十五條　地先減歩地積トハ整理施行後ニ於ケル道路敷地ニ付個々ニ負担スベキ地積ヲ謂ヒ左ノ方法ニ依リ之ヲ算定スルモノトス

一　普通地ノ地先減歩ハ次ノ方法ニ依リ算出シタル合計地積トス

$$\text{（イ）（前）＋（甫）－（共）－（不）－（個地）－（ロ）－（ン）} \times \text{（正）} \times \text{（通）} + \text{（裏）}$$

……正面道路ノ減歩地積

（ロ）（背）×（間）……背面道路ノ減歩地積
（ン）（正）×（距）×（通）…側界線鋭角部分ノ減歩地積

備考

（前）ハ整理前ノ一箇ノ地積（坪）
（加）ハ加算地積（坪）（第十二條）
（共）ハ共通減歩地積（坪）（第十四條）
（不）ハ不整形軽減歩地積（坪）（第十六條）
（側地）ハ換地ノ側界線ニ依リテ爲ス不整部分ノ地積（坪）
（正）ハ正面道路負担幅員（間）（第十七條第一項）
（通）ハ奥行逓減率（第十八條）
（奥）ハ換地奥行（間）（第十九條）
（距）ハ側界線ト裏界線トノ交点線ヨリ間口線ニ対シ直角ナル線ヲ引キタル交点ト側界線ト間口線トノ交点ノ距離（間）
（背）ハ背面道路負担幅員（間）（第十七條第二項）
（間）ハ換地ノ背面間口（間）

二　角地（街角ヲ剪除シタル部分ニ在リテハ之ヲ剪除セザルモノト看做ス）ノ地先減歩ハ正面又ハ背面道路ニ在リテハ普通地ト看做シテ前号ニ依リ、側面道路ニ在リテハ次ノ式ニ依リ各計算シタル地積ヲ合計シタルモノトス但シ此ノ場合ニ於ケル前号（イ）式ノ適用ニ付テハ分子ヨリ左ノ側面地先減歩地積ヲ差引キタルモノヲ分子トシテ計算スルモノトス

$$\text{（裏）} \times \text{（ロ）} = \text{側面地先減歩地積}$$

備考

（側）ハ側面道路負担幅員（間）（第十七條第二項）
（ロ）ハ側面道路ニ接スル間口（間）

第十六條　間口線ト裏界線（背面間口線ヲ含ム）ト平行セザル換地ノ不

整形軽減地積ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ算定ス

一　側界線ガ間口線ニ直角ナル場合ハ側界線ニ平行ニ三間毎ニ線ヲ引キ依テ得タル各梯形ノ平行セル線ノ内上梯ト裏界線トノ交点ヨリ下梯ヘ垂線ヲ引キ得タル各三角形ノ総地積ノ四分ノ一ノ地積

二　前号ノ場合ニ於テ裏界線ガ屈折スルトキハ其ノ屈折点ヨリ間口線ニ垂線ヲ立テ前号ノ例ニ依リ計算シタル地積

三　側界線ノ一ガ間口線ニ直角ナラザル土地ニ付テハ前條第一号ノ側地ニ該当スル部分ヲ控除シタル残地ニ付前各号ノ例ニ依リ計算シタル地積

四　土地ノ形状ニ依リ間口線ニ垂線ヲ立ツルコト不適当ト認ムルモノニ在リテハ間口線ニ直角ニ近キ側界線ノ平行線ヲ以テ前各号ノ垂線ト看做シ計算シタル地積

第十七條　正面道路負担幅員ハ左表ノ通トス

換地ノ接スル道路幅員	負担幅員
六、〇間以下	道路幅員ノ二分ノ一
八、〇間	三、五　間
八、五間	三、六五間
一〇、〇間	四、〇　間
一三、五間	五、〇　間
二四、〇間	七、〇　間

側面及背面道路負担幅員ハ其ノ道路ニ接スル普通地ノ正面道路負担幅員ノ三分ノ二トス但シ角地ノ側面道路ガ正面道路ト鈍角ヲ以テ交ル場合ニ於テ其ノ側面ノ対地ノ街角ヲ剪除シタル為側面ニシテ正面道路ニ接スルモノト認ムル部分ニ付テハ正面道路負担幅員ノ三分ノ二トス街角剪除線ニ接スル部分ノ普通地ノ正面道路負担幅員ハ交会スル二道路ノ内幅員大ナル道路ノ負担幅員ニ依ルモノトス

第十八條　第十五條ノ奥行逓減率ハ左表ノ通トス

奥地逓減率%	幅員十間以上ノ道路ニ接スル換地奥行	幅員十間未満ノ道路ニ接スル換地奥行
100	一〇、〇間以下	一〇、〇間以下
九九	一〇、〇間未満一五、五間以下	八、〇間以上一〇、〇間以下
九八	一五、五間未満一六、〇間以下	八、〇間未満一〇、五間以下
九五	一六、〇間未満一六、五間以下	七、〇間以上一一、〇間以下
九三	一六、五間未満一七、〇間以下	七、〇間未満一一、五間以下
九一	一七、〇間未満一七、五間以下	六、五間未満一二、〇間以下
八八	一七、五間未満一八、〇間以下	六、〇間未満一二、五間以下
八四	一八、〇間以下	五、五間未満一三、〇間以下
八〇	一八、五間以下	五、〇間未満一三、五間以下
七五	一八、五間未満一九、〇間以下	四、五間未満一四、〇間以下
七〇	一九、〇間未満一九、五間以下	四、〇間未満一四、五間以下
六五	一九、五間未満二〇、〇間以下	三、五間未満一五、〇間以下
六〇	二〇、〇間未満二〇、五間以下	三、〇間未満一五、五間以下
五四	二〇、五間未満二一、〇間以下	一六、〇間以下
四八	二一、〇間未満二一、五間以下	一六、五間以下
四三	二一、五間未満二三、〇間以下	一七、〇間以下
三六	二三、〇間未満	一七、〇間ヲ超ユルモノ

第十九條　第十五條ノ換地奥行ガ一定セザルトキハ地積ヲ間口ニテ除シタル長ヲ以テ換地奥行ト看做ス

第二十條　本節ノ規定ノ適用ニ付一街廓若ハ其ノ大部分ガ一筆トナルベキモノ又ハ角地タル換地ノ奥行ガ標準奥行以上トナルモノニ付テハ二以上ノ両地ト看做スコトアルベシ

第五節　換地予定地及借地権ノ指定

第二十一條　規程第五條ニ依ル換地予定地及借地権ノ目的タル部分ノ指定ハ工事施行区域ヲ定メ其ノ区域内ニ於テ土地ノ情勢ニ應ジ適宜之ヲ行フ但シ特ニ必要ト認ムルトキハ工事施行区域外ニ亘リ之ヲ行フルコトアルベシ

第二十二條　規程第五條第三項ニ依ル借地権ノ目的タル部分ノ指定ハ換地予定地地積ト従前ノ地積トノ比ヲ従前ノ借地地積ニ乗ジタル地積ヲ標準トシ従前ノ位置ト換地予定地トノ状態トヲ考慮シテ之ヲ行フ

第二十三條　換地予定地及借地権ノ目的タル部分ノ指定通知ハ移轉命令ノ十日前迄ニ之ヲ発スルモノトス指定ヲ変更シ又ハ更正シタルトキ亦同ジ

前項ノ通知ヲ発シタルトキハ換地予定地内ノ従前ノ土地所有者及借地権者ニ対シ左ノ事項ヲ通知スルモノトス

一　被指定者ノ住所氏名

二　換地予定地内ノ従前ノ土地ヲ表示シタル図面及地積

第二十四條　換地予定地及借地権ノ目的タル部分ノ指定地積ノ誤謬ニ付申出アリタルトキハ之ヲ再測シ其ノ較差三百分ノ一ヲ超ユルトキハ之ヲ更正スルモノトス

第六節　清算

第二十五條　第九條ニ依リ換地ヲ交付セザル土地ニ対スル清算金ハ左ノ各号ノ定ムル所ニ依ル

一　第九條第一号ノ土地ニ付テハ其ノ土地ノ換地区域内ニ於テノ仮想換地ノ計算ニ基キ権利地積ヲ求メ之ニ整理後ノ評定単価ヲ乗ジタル額トス

二　第九條第二号、第三号ノ土地ニ付テハ整理前ノ評定価格ヲ以テ其ノ清算金額トス

第二十六條　規程第六條第一項ノ仮清算金額ハ五年以内ニ於テ分割シテ徴収シ又ハ交付スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ左ノ各号ニ依リ利息ヲ徴収シ又ハ交付スルモノトス

一　徴収金ヲ分割納付ノ場合　　日歩壱銭参厘

二　交付金ヲ分割交付ノ場合　　日歩八厘

規程第六條第三項ニ依リ利息ニ相当スル金額ヲ交付スル場合ノ利率ハ前項第二号ノ利率ニ依ル

第二十七條　土地所有者換地予定地ノ指定通知書ヲ受領シタルトキハ指定通知書ニ記載シタル仮清算金ニ付市長ノ指定スル期限内ニ徴収金ノ一時納付若ハ分割納付ノ別又ハ交付金ノ受領若ハ留保ノ別ヲ申告スルモノトス

市長前項ノ申告ニ依リ分割納付ヲ認メタルトキハ其ノ旨ヲ通知スルモノトス

第二十八條　規程第六條第二項ニ依リ提供セシムベキ担保ハ左ニ掲グルモノニ依ル

一　交付金相当額以上ノ價格ヲ有スル國債証券、地方債証券、勧業銀行債券、興業銀行債券但シ名古屋市公債証券ハ券面額ニ依リ其ノ他ハ時價ノ十分ノ九ヲ以テ算定ス

二　交付金相当額以上ノ價格ヲ有シ抵当権其ノ他ノ権利ノ設定ナキ土地又ハ建物但シ建物ハ火災保険ニ付シタルモノナルコトヲ要ス

三　本市ニ住所ヲ有スル能力者ニシテ市長ニ於テ交付金ノ還付ヲ命ジタルトキ直ニ還付シ得ル資力アリト認ムル保証人二名以上ノ連帯保証

前項第二号ノ担保ノ場合抵当権設定ニ要スル費用ハ交付金ヲ受領スベキ土地所有者ノ負担トス

第一項ノ担保物ノ價格減少シタリト認ムルトキ又ハ保証人ノ保証能力欠缺シタリト認ムルトキハ増担保ヲ提供セシメ又ハ保証人ノ変更ヲ命ズルコトアルベシ

第二十九條　換地清算ノ地積ハ其ノ地目ノ如何ニ拘ラズ総テ勺位迄計算シ勺未満ハ之ヲ切捨ツ

第三章　費用

第三十條　規程第十條第一項（但書ノ場合ヲ除ク）ノ土地所有者ヨリ徴収スベキ事業費ハ整理後ノ土地（権利地積）ノ評定價格ヨリ之ニ対スル従前ノ土地ノ評定價格ヲ差引キタル額ニ左ノ式ニ依リ算出シタル費用負担指数ヲ乗ジタル金額トス

（総　費）＝（均　負）
（前総地）　（均値上）
（後総価）　（前総価）

第三十一條　第九條第二号、第三号ノ土地ニ対シテハ前條ノ費用ハ之ヲ賦課セザルモノトス

第四章　移轉

第三十二條　建物、工作物、木石等ノ所有者ハ市長ノ指定スル期限内ニ其ノ種類及数量ニ付申告書ヲ提出スルモノトス

前項ノ申告後移轉命令到着前ニ於テ建物、工作物、木石等ノ得喪アリタルトキハ其ノ都度前項ノ例ニ依リ之ヲ申告スルモノトス此ノ場合ニ於テ譲受人アルトキハ連署ノ上之ヲ爲スモノトス

第三十三條　建物所有者ハ市長ノ指定スル期限内ニ占有者ト連署ヲ以テ復帰ニ関スル申告書ヲ提出スルモノトス

第三十四條　規程第八條第一項ニ依ル移轉命令ニハ移轉着手及竣功ノ期日ヲ指定シ移轉着手期日ヨリ三十日前迄ニ之ヲ発スルモノトス

（均　負）＝費用負担指数
（均値上）

備考

（総　費）ハ事業費総額（都市計画事業一等大路第三類第四六号線ノ受益者負担金ヲ含ム）

（均　負）ハ一坪当平均負担額

（前総地）ハ事業費ヲ負担スベキ土地ノ整理前総地積

（前総価）ハ事業費ヲ負担スベキ土地ノ整理前総評定價格

（後総価）ハ事業費ヲ負担スベキ土地ノ整理後総評定價格

（均値上）ハ平均値上リ額

前項ノ事業費ヲ負担スベキ土地トハ第十四條第二項ノ土地ヲ謂フ

前項ノ期間ハ特別ノ事情アル場合ニ於テハ之ヲ短縮スルコトアルベシ

移轉命令ヲ発シタル場合ニ於テハ其ノ換地予定地内ノ従前ノ土地所有者及借地権者ニ対シ左ノ事項ヲ通知スルモノトス移轉命令ヲ変更シタル場合亦同ジ

一　移轉スベキ建物、工作物ノ現在地及種類名称

二　移轉スベキ建物工作物ノ移轉着手及完了ノ予定期日

第三十五條　建物、工作物、木石等ノ移轉、除却又ハ破壊ニ要スル費用及通常受クベキ損害ニ対スル補償金ハ第三十二條及第三十三條ノ申告書ニ基キ実地調査ノ上市長之ヲ定メ前條ニ依ル移轉命令書発送後遅滞ナク各命令者ニ通知スルモノトス補償金ニ変更ヲ来シタルトキ亦同ジ

昭和十一年愛知縣令第三十六條施行ノ日以前ニ於テ都市計画土地区画整理トシテ決定セラレタル区域ニ付テハ同縣令施行ノ日以後、其ノ他ノ区域ニ付テハ都市計画土地区画整理トシテ決定ノ告示アリタル日以後従前ノ土地ニ於テ規程第七條第二項ノ行爲ヲ爲シタル建物又ハ工作物アルトキハ其ノ部分ニ対スル補償金ハ之ヲ支拂ハザルモノトシ前項ノ通知ニ其ノ旨ヲ記載スルモノトス

第三十六條　補償金ハ建物、工作物所有者ニ在リテハ工事著手ノトキ半額ヲ、完了ノトキ其ノ残額ヲ支拂ヒ建物占有者ニ在リテハ移轉完了又ハ復帰完了ノトキ夫々当該金額ヲ支拂フモノトス但シ特別ノ事情アル建物占有者ニ対シテハ移轉著手又ハ復帰著手ノトキ夫々其ノ半額ヲ支拂フコトアルベシ

第三十七條　従前ノ建物占有者復帰スベキ建物ノ移轉工事完了後三十日以内ニ復帰セザルトキハ復帰ノ補償金ハ之ヲ支拂ハザルモノトス

復帰スベキ建物ニ付除却ヲ命ジタル場合ニ於テ命令ヲ発シタル日ヨリ三十日以内ニ再ビ移轉シタル従前ノ建物占有者ハ之ヲ復帰シタル者ト看做シ補償金ヲ支拂フモノトス

第三十八條　移轉又ハ除却スベキ建物占有者ノ移轉後ニ於テ其ノ建物ヲ占有シタル者ニ対シテハ補償金ハ之ヲ支拂ハザルモノトス

第三十九條　移轉命令ニ定ムル移轉著手期日到来スルモ移轉ニ著手セザルトキハ更ニ期日ヲ定メ催告スルコトアルベシ

前項ノ催告ヲ受クルモ仍移轉ニ著手セズ且実施ノ意志ナシト認メタルトキハ直ニ耕地整理法第二十七條ノ手続ヲ爲スモノトス

第五章　雑則

第四十條　規程第七條第二項ニ依ル借地権者ノ承認願ニハ土地所有者ノ連署ヲ要スルモノトス

附則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

●都市計画法施行令第十一條又ハ第十一條ノ二ノ規定ニ依ル手続ノ件

昭和十六年十二月六日
告示　第五百十八号

都市計画法施行令第十一條又ハ第十一條ノ二ノ規定ニ依リ地方長官ニ提出スベキ願書ハ夫々別記申請様式ノ一又ハ二ニ依リ当廳ヲ経由スベシ

別記

申請様式一

都市計画法施行令第十一條ノ規定ニ依ル
何々許可願

一、位置
一、事業名

右表示ノ個所ニ何々致度候ニ付御許可相成度別紙関係書類相添此段及御願候也

追テ御許可ニ際シ都市計画法施行令第十二條ニ依ル條件ヲ附セラレ候場合ハ其ノ條々固ク遵守可仕誓約候也

昭和　年　月　日

住所　市郡町村番地
出願者　何某　㊞
住所　市区郡町村番地
土地所有者　何某　㊞

愛知縣知事　殿

添附図書

摘要書

一、出願事項　何々
一、地域　何々地域
一、位置　市区郡町村番地
一、敷地面積　何坪
一、建築面積　何坪
一、構造　種別　何坪
　　階数
　　基礎
　　壁体
　　屋根
一、附属設備
　　井戸
　　下水
　　門
　　塀
　　物置
　　何々
一、土地ノ形質ヲ変更セントスル地目
一、同　目的
一、同　面積　何坪
一、同　跡地処理方法
一、竹木類採取地積　何々何坪
一、同　樹種樹齢　樹種何々　樹齢何年
一、同　樹量　何本
一、土石類採取地積　何々何坪
一、土石類採取土性及土量　何々何坪
一、土石類採取方法　何々

図面

当該都市計画事業区域ヲ表示セル左ノ図面ヲ添附スルコト

一、附近案内図
一、工作物ノ敷地及其ノ配置図　縮尺　1/100　1/200　1/300
一、土地ノ形質ヲ変更セントスル位置図
一、竹木類採取セントスル位置図
一、土石類採取セントスル位置図

申請様式ノ二

都市計画法施行令第十一條ノ二ノ規定ニ依ル許可願

一、位置

右表示個所ニ　致度候ニ付御許可相成度別紙関係書類相添此段及御願候也

追テ御許可ニ際シ都市計画法施行令第十二條ニ依ル條件ヲ附セラレ候場合ハ其ノ條々固ク遵守可仕誓約候也

昭和　年　月　日

出願者
住所
氏名

愛知縣知事　殿

摘要書

一、出願事項
一、位置
一、敷地面積
一、建築面積
一、構造種別
一、附属設備

添附図面

一、案内図（附近見取図）
二、配置図

附則

本件ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和五年告示第五号都市計画法施行令第十一條ノ規定ニ依ル手続ノ件ハ之ヲ廃止ス

第三章　道路、運河、水路

道路占用規則

昭和二十三年六月二十八日
規則第四十三号

第一條　この規則で道路とは、道路法による道路及びその附属物をいう。あらたに道路及びその附属物となるべきものについても、この規則を準用することができる。

第二條　道路を占用しようとする者は、左の事項を記載した願書三通を提出し、管理者の許可又は承認を受けなければならない。

一　占用位置の地先区、町、丁目又は字、地番　但し橋を占用する場合はその名称
二　占用区域の延長、幅員、面積又は箇所数
三　占用目的
四　占用期間
五　出願者の住所氏名

出願者で本市内に住居を有しない者は、占用に関する一切の行為を代理させるため、市内に住所を有する能力者を管理人として願書に連署させなければならない。

他人の所有地又は建物のある土地の地先の占用は、その関係者の連署を必要とする。但し、管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

第三條　前條の願書には、左の書類を添付しなければならない。

一　占用位置とその附近を表示する図面
二　求積図又は延長実測図
三　工作物を設置し、又は占用地の現状を変更しようとする場合は、その設計書、構造図及び仕様書

第四條　許可又は承認を得ないで道路を占用している者が、追認を願い出た場合において管理者がやむを得ない事由があると認めたときは、これを追認することがある。この場合占用の始期が判明しないときは、管理者がこれを認定する。

第五條　廣告のための占用で、廣告として利用する面積が実際の占用面積より廣いときは、廣告として利用する面積を占用面積とする。

第六條　占用の許可又は承認を受けた者は、占用区域の見易い場所に占用位置、面積又は延長、目的、期間及び占用者の住所氏名を掲示しなければならない。但し、管理者が特にその必要を認めないものはこの限りでない。

第七條　占用を許可したときは、第八條の標準により占用料を徴収する。但し、公共の利益となるべき事業のため占用するとき、又は管理者が特別の事由ありと認めたときは、これを減免することがある。

第八條　占用料は左の標準により、管理者がこれを定める。但し、電車運轉路線及び交通のはげしい繁華街の道路においては、その十割以内を増額することができる。

種別	目的	單位	占用料（一箇月） 一等	二等	三等	摘要
電線路	電柱	本	七・五〇	六・〇〇	四・五〇	支線、支柱、支線柱を含む
	電纜	間	三・五〇	二・五〇	一・五〇	
廣告	廣告塔	基	三四〇・〇〇	一八〇・〇〇	一一〇・〇〇	三坪以内
	街路燈	本	八・〇〇	八・〇〇	八・〇〇	半坪以内
	電柱廣告	本	三・〇〇	三・〇〇	三・〇〇	
	塗付添架	本	一二・〇〇	一二・〇〇	一二・〇〇	
	アーチ	基	一六〇・〇〇	一三〇・〇〇	八〇・〇〇	二坪以内町名標示的のもの半額
	標柱	本	四〇・〇〇	三〇・〇〇	二〇・〇〇	半坪以内
	その他の廣告類	坪	八〇・〇〇	六〇・〇〇	四〇・〇〇	併用のもの半額
	切符賣場	戸	一〇〇・〇〇	七五・〇〇	五〇・〇〇	
商品賣場	ガソリンスタンド	箇	二一〇・〇〇	九〇・〇〇	六〇・〇〇	
	露店	戸	一〇〇・〇〇	七五・〇〇	五〇・〇〇	
	地下室	坪	一二・〇〇	八・〇〇	四・〇〇	
	地下道	坪	六・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	
	軌條布設	間	八・〇〇	五・五〇	三・〇〇	幅四尺以内
	通水路	坪	六・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	

一般占用	工場敷	坪	四・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	
	管理設	間	四・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	經三尺以内
	鉄道敷	坪	四・〇〇	三・〇〇	二・〇〇	
	家屋敷	坪	四・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	
	ひさし及び架空占用	坪	三・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	
	通路、通路橋	坪	三・〇〇	二・〇〇	一・〇〇	
	駐車場	箇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	
	その他	坪	一二・〇〇	九・〇〇	六・〇〇	
臨時占用	起重機基		五〇・〇〇	四〇・〇〇	三〇・〇〇	
	日覆敷	間	六・〇〇	四・〇〇	二・〇〇	
	板囲、足袋敷	間	一五・〇〇	一〇・〇〇	五・〇〇	出幅二尺以内
	材料置場その他	坪	三六・〇〇	二四・〇〇	一二・〇〇	

等級の区域は別紙図面の通りとする。

第九條　第四條の規定により追認したときは、占用の始期より追認の日までの占用料は、倍額まで徴収することがある。

第十條　占用料は、左の計算による。

一　面積一坪未満又は延長一間未満のものは、これを一坪又は一間とみなす。

二　占用期間一箇月未満のものは一箇月とみなす。但し、占用日数三十日未満のものは二箇月にまたがるものであつても一箇月とする。

三　占用料の算出額に一円未満の端数を生じたときは、これを一円に切り上げる。

四　占用料の算出額が二十円未満となるときは、これを二十円とする

第十一條　占用料は前納とし、左の各号により徴収する

一　占用期間一箇年未満のときは、占用許可後十五日以内に徴収する

二　占用期間一箇年以上のものは、初年度は前号の例により、次年度からは会計年度の初めに徴収する。

三　管理者が特別の事由ありと認めたときは四回以内において分納させることがある。

第十二條　占用期間は、許可又は承認の日から五箇年以内とする。但し、占用料を徴収しないもの又は特別の事情ありと認めるものは、この限りでない。

第十三條　道路法第五十一條第一項第二号乃至第三号の規定により占用の許可を取り消した場合及び占用者の都合により期間内に占用を廃止したときは、既納の料金はこれを還付しない。

第十四條　道路法第五十一條第一項第四号及び第五号の規定により占用を取り消した場合は、原状回復の届出のあつた翌月より月割を以つて占用料を還付する。

第十五條　占用の許可又は承認の取り消しその他の事由により占用を廃止したときは指定期間内に、期間満了の場合は期間満了とともに占用の目的の工作物その他の物件を撤去し、占用地を原状回復の上届け出なければならない。

第十六條　占用者がこの規則若しくは許可の條件に基く義務又は管理者の指示事項を履行せず、又は履行しても不十分なときは、管理者がこれを執行し、その費用を弁償せしめる。

第十七條　占用期間満了後継続占用をしようとするときは、満了の日前七日までに願書を管理者に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

第十八條　占用者が占用條件を変更しようとするときは、管理者の許可又は承認を受けなければならない。

占用者がその占用する道路若しくはその占用のため設置する物の全部又は一部を他の者に使用させようとするときは、他の者と連署で管理者に願い出で許可又は承認を受けなければならない。

前項の場合は他の者が別箇の占用をなすものとみなし、その者より別に占用料を徴収する。

第十九條　占用権は譲渡若しくは貸與することはできない。但し、占用地に施設した物件の所有権を移轉した場合は、新旧占用者は、連署の上管理者に願い出て、その許可又は承認を受けなければならない。

前項但書により権利を譲り受けた者は、占用に関する譲渡人の義務を承継するものとする。

第二十條　占用者左に掲げる場合は、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。

一　占用者又は管理人がその住所氏名を変更したとき

二　占用者である法人が合併したとき

三　占用者の相続人が相続により占用権を承継しようとするとき

附　則

この規則は、昭和二十三年四月一日から、これを適用する。

道路占用工作物工事施行ニ関スル件

昭和十三年七月十一日
告示第二百四号

第一條　道路占用工作物ノ爲ニスル道路ニ関スル工事ノ施行ニ付テハ法令及道路占用規則ニ定アルモノノ外本則ノ定ムル所ニ依ル

第二條　工事施行者ハ軽易ナル工事又ハ突発事故ニ対スル應急処置ヲ爲ス場合ニ限リ道路占用規則第二條及第三條ノ規定ニ拘ラズ道路管理者ノ定ムル所ニ從ヒ工事着手届ヲ以テ道路占用願ニ代フルコトヲ得

第三條　工作物ノ占用位置ハ別ニ定ムル道路占用工作物配置標準ニ依ルベシ但シ特別ノ事由ニ因リ之ニ依リ難キトキハ其ノ事由ヲ具シ道路管理者ノ承認ヲ受クベシ

第四條　道路ノ掘鑿又ハ掘鑿跡ノ復旧其ノ他工事ノ施行ニ際シテハ道路管理者ノ指示ニ從ヒ道路ノ効用ヲ阻害セザル工法ニ依リ之ヲ施行シ且交通保安上必要ナル施設ヲ爲スベシ但シ舗装路面ノ復旧ハ道路管理者ニ於テ之ヲ施行ス

第五條　舗装路面ノ復旧及舗装セザル道路ノ補修ニ要スル費用ハ出願者ニ於テ之ヲ負担スベシ但シ復旧若ハ補修面積及負担金額ハ道路管理者ノ認定スル所ニ依ル

第六條　道路ニ存スル工作物ノ用途ヲ廃止シタルトキハ工作物所有者ハ速ニ所定ノ手続ヲ爲シ之ヲ撤去スベシ

路下工作物及其ノ附属物ニシテ已ムヲ得ザル事由アルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ道路管理者ノ許可又ハ承認ヲ受ケ之ヲ埋殺スルコトヲ得

前項ニ依リ埋殺シタル物件ノ所有権ハ当該工作物所有者之ヲ抛棄シタルモノトス

第七條　本則ニ定ムルモノノ外必要ナル事項ハ道路管理者別ニ之ヲ定ム

附　則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

道路占用工作物工事施行ニ関スル件施行細則

昭和十五年三月二十六日
告示第七十六号

第一條　工作物ノ爲ニスル道路ニ関スル工事ヲ施行セントスル場合道路占用願（又ハ照会）ニ添附スベキ書類（正副二通）ハ左ノ各号ニ依ルベシ

一　設計書及仕様書

設計書又ハ仕様書ニハ一般工事仕様ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

イ　工作物ノ種類（路下管線路ニ在リテハ其ノ径及本支線ノ別）

ロ　占用ノ位置（路下管線路ニ在リテハ其ノ延長及條数）

ハ　工事ノ着手及竣功予定期日
ニ　掘鑿ノ幅員及延長

二、構造図

構造図ニハ工作物ノ構造及寸法ヲ明ニスベシ但シ予メ構造ノ様式ヲ定メ道路管理者ノ承認ヲ経タルモノ及建柱等簡單ナル常用工作物ニ付テハ本図ヲ省略スルコトヲ得

三、平面図

平面図ニハ左ノ要領ニ依ル工作物ノ道路ニ於ケル位置及既設工作物トノ関係ヲ明ニスベシ

イ　工事位置ヲ明ニスル一般平面見取図ヲ添附スルコト
ロ　道路境界石、歩車道境界石、其ノ他適当ナル固定物ヲ基準トシテ之ト工作物中心線トノ枝距及其ノ基準物ノ位置ヲ表示スルコト（路下管線路ニ在リテハ延長五十米及屈曲部毎ニ其ノ枝距竝起点終点屈曲部及街角ニ当ル箇所ノ町名、地番ヲ表示スルコト）
ハ　舗装路面、橋面又ハ橋台敷附近ヲ掘鑿セントスルトキハ施行区域ヲ表示スルコト
ニ　路下管線路屈曲シ若ハ異ル口径ノモノト接続シ又ハ既設工作物ト接近若ハ交会スルトキハ其ノ状況ヲ表示スルコト
ホ　路下管線路ニ付テハ縮尺五百分ノ一トスルコト

第二條　左ノ各号ノ工事ニ付テハ前條ニ定ムル書類ノ外左ノ書類（正副二通）ヲ添附スベシ

一　路下管線工事
縦断面図（縮尺横五百分ノ一、縦百分ノ一）

第三條　工事着手届ハ第一号様式ニ依リ工事着手ノ三日前迄ニ関係土木管区事務所ニ提出スベシ

第四條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ予メ前條ノ工事着手届ヲ以テ占用願ニ代ヘ第一條及第二條ノ書類ハ添附ヲ省略スルコトヲ得

一　延長二十米以内ノ各戸引込路下管線路ノ新設改築又ハ撤去工事
二　架空電線路ヨリ四十米以内ノ各戸引込架空電線路ノ新設改築又ハ撤去工事
三　工事着手ノ日ヨリ五日以内ニ竣功スベキ軌道修繕工事
四　軽易ナル試験又ハ故障修理ノ為必要ヲ生ジタル道路ノ掘鑿工事
五　突発事故ニ対シ必要ナル應急措置

前項第五号ノ場合ハ口頭ヲ以テ予メ打合ヲ為シ着手届ノ提出ハ事後ニ為スコトヲ得

第五條　工事現場ニハ第二号様式ニ依ル工事榜示板ヲ樹立スベシ

工事ニ付通行ノ禁止又ハ制限ヲ為ストキハ当該箇所ニ第三号様式ニ依ル榜示板ヲ又之ニ代ル迂回路ノ入口ニ第四号様式ニ依ル予知榜示板ヲ設置スベシ

第六條　掘鑿工事ヲ施行スル場合ハ左ノ各号ニ準拠シ交通ノ安全ヲ計ルベシ

一　交通繁劇ナル特定区間ニ於テハ交通ニ支障ナキ施設アル場合（路面覆工、既設人孔等）又ハ工事ノ性質上若ハ突発事故ニ対スル應急措置等已ムヲ得ザル場合ノ外ハ夜間交通杜絶シタル間ニ施行スルコト
二　道路ヲ横断シテ掘鑿スルトキハ道路ノ片側ニ於ケル埋戻工事又ハ路面覆工ヲ完了シタル後他側ノ掘鑿ニ着手スルコト
三　道路ノ交会スル箇所及沿道宅地ノ利用上必要ナル箇所ニハ相当幅員ヲ有スル完全ナル横断通路ヲ設クルコト
四　宅地ニ接近シテ掘鑿ヲ行フトキハ適当ナル橋ヲ架設シ其ノ出入ニ支障ナカラシムルコト
五　工事ノ為交通ニ危険ヲ及ボス虞アル箇所ニハ囲柵、交通制限標識其ノ他保安設備ヲ施シ夜間ハ適当ナル員数ノ赤色警戒燈ヲ路面上ニ配置スルコト

第七條　一時ニ工事ヲ施行シ得ベキ区域（以下工区ト称ス）ノ延長ハ掘坑長ニ土砂、材料、器具機械類ノ置場及埋戻後ノ路面復旧未完成部ヲ併セ左ノ制限ヲ超ユルコトヲ得ズ

一　埋設管路工事（「ダクト」式電線工事ヲ含ム）ハ二百五十米
二　埋設電線工事ハ六百米
三　軌道工事ハ三百五十米

二以上ノ工区ヲ同時ニ施行セントスルトキハ各工区間ニ六十米以上ノ交通ニ支障ナキ区間ヲ存置スベシ

前二項ノ制限ニ依リ難キ特殊工事ニ付テハ第一條ノ書類提出ノ際其ノ事由ヲ附記シ予メ道路管理者ノ承認ヲ受クベシ

第八條　掘坑部ノ埋戻ハ交通繁劇ナル箇所ニ於テハ当日其ノ時間内ニ其ノ他ノ箇所ニ於テハ工事着手後七日以内ニ片押式ニ逐次施行スベシ

前項ノ規定ニ依リ埋戻シ難キトキハ前項期間内ニ路面覆工ヲ施スベシ路面覆工ハ強固ナル土留工ヲ施シタル上在来路面ト馴染良ク之ヲ行ヒ交通ノ安全ヲ保持スベシ

第九條　掘鑿工事ハ左ノ工法ニ依リ之ヲ施行スルノ外道路管理者ノ指示ニ従フベシ

一　掘鑿ハ溝掘又ハ壺掘ニ依リ略垂直ニ切開キ抉掘又ハ隧道掘ヲ為サザルコト
二　掘坑ハ深サ、地質等ニ應ジ適当ナル土留工ヲ施シ周囲ノ路盤ノ弛緩ヲ防止スルコト
三　舗装セザル道路ノ掘鑿ハ先ヅ路面ノ砂利ヲ取去リ次ニ表土十糎以上ヲ採掘シテ下層土ニ及ブコト
四　舗装路面及基礎混凝土ノ取毀ハ玄翁ノ類ヲ使用セズ混凝土破砕機又ハ鑿ノ類ヲ以テ小部分宛施行シ若シ周囲ニ損傷ヲ及ボシタルトキハ其ノ部分ヲモ併セ取毀ツコト
五　前号ノ場合ニ於テ掘起シタル舗石、混凝土板等ハ損傷セザル様丁寧ニ取外シ関係土木出張所係員（以下係員ト称ス）ト協議シ交通上支障ナキ箇所ニ之ヲ運搬整理スルコト

第十條　土砂、材料又ハ器具機械類ヲ以テ水道制水弁、水道消火栓、瓦斯開閉栓、人孔等施設物ノ所在箇所ヲ不明ナラシメ若ハ之等ニ接近スルコトヲ困難ナラシメ又ハ下水ノ疏通及路面ノ排水ヲ妨ゲザル様注意

スベシ

工事施行区域内ニ在ル前項施設物ノ所在位置ハ適当ナル標識ニ依リ之ヲ明示スベシ

第十一條　掘鑿土ハ道路管理者ノ指示ヲ受ケ速ニ之ヲ処分スベシ但シ掘鑿土ニシテ埋戻ニ使用スルモノハ交通上著シキ支障ナキ場合ニ限リ掘坑ノ片側（横断掘鑿ノ場合ハ両側）一、五米ノ範囲内ニ於テ坑側ニ之ヲ堆積スルコトヲ得

前項但書ノ規定ニ依リ掘鑿土ヲ堆積セントスルトキハ散乱ヲ防グ為適当ナル可搬式根囲ヲ設クベシ

第十二條　工事材料ニ付テハ工事現場ニ搬入シタル日ヨリ五日以内ニ使用スベキモノニ限リ工事中当該工事施行区域内ノ道路ノ一側（現ニ作業中ノ工区内ニ在リテハ其ノ向側）ニ於テ左ノ各号ニ依リ之ヲ集積スルコトヲ得

一　歩車道ノ区別アル道路ニ在リテハ車道ノ歩道寄ニ於テ街渠上ヲ併セ幅員一、二米以内及歩道ノ車道寄ニ於テ植樹地帯又ハ建柱類ノ標準地帯内

二　歩車道ノ区別ナキ幅員十一米以上ノ道路ニ在リテハ路端ヨリ一、五米以内

三　幅員十一米未満六米以上ノ道路ニ在リテハ消防用自動車ノ通行ニ支障ナキ程度ニ有効幅員四米以上ヲ存置スルコト

四　幅員六米未満ノ道路ニ在リテハ消防用手挽水管車ノ通行ニ支障ナキ程度ニ有効幅員二米以上ヲ存置スルコト

五　軌道工事ニ在リテハ軌道敷外一側一、五米（「テルミット」鎔接又ハ「コンプレッサー」ヲ使用スル場合ハ二米）以内トシ歩車道ノ区別アル道路ニ於テハ更ニ歩道ノ車道寄ニ存スル植樹地帯又ハ建柱類ノ標準地帯内

前項ニ依リ街渠又ハ側溝上ヲ使用スル場合ハ流水ノ疏通ヲ妨グザル様渡板其ノ他ノ設備ヲ完全ニ為スベシ

第十三條　左ニ掲グル工事材料ノ集積ニ付テハ予メ其ノ事由ヲ具シ道路管理者ノ許可ヲ受クベシ此ノ場合ニ於テハ工事材料置場ニ占用期間及占用者ノ氏名ヲ榜示スベシ

一　五日ヲ超エ集積セントスルトキ

二　橋梁上ニ集積セントスルトキ

三　前條第一項各号ノ集積区域ヲ超エ又ハ工事施行区域外ノ道路ニ集積セントスルトキ

四　工事着手前道路ニ集積セントスルトキ

前項第三号及第四号ノ場合ニ於テハ別ニ道路占用ノ手続ヲ為スベシ

第十四條　前二條ノ規定ハ工事用器具、機械類ノ仮置ニ付之ヲ準用ス

第十五條　橋梁及鋪装道路ニ於テハ現場石捨其ノ他路面毀損ノ虞アル作業ヲ為スコトヲ得ズ

第十六條　工事施行中既設工作物ノ移轉、改築、撤去等ヲ要スルニ至リタルトキハ工事施行者ハ直ニ其ノ工作物ノ管理者ニ必要ナル処置ヲ求ムベシ

第十七條　掘坑跡ノ埋戻ハ左ノ各号ニ依リ之ヲ施行スベシ

一　埋戻工事ノ締固ハ輾圧機又ハ木槌ヲ以テ入念ニ締固ムルコト

二　掘坑内ノ溜水ハ之ヲ排除シ下層土ヨリ十五糎毎ニ順次埋戻締固メ

在来路面ト同高ナラシムルコト

三　割栗石、大玉石等ノ基層ヲ有スル道路ノ埋戻ニ付テハ予メ係員ノ指示ヲ受クルコト

四　泥質滲水其ノ他ニ因リ逐層締固ヲ困難トスル箇所ニ於テハ少クトモ上層厚サ一米ハ濕潤ナラザル真土ヲ用ヒ締固ヲ確実ニ行ヒ又ハ割栗石、大玉石等ノ基層ヲ設クル等路面ノ沈下ヲ防止スル設備ヲ為スコト

五　埋戻ノ土砂ニハ木片塵芥其ノ他腐蝕ノ虞アルモノヲ混入セザルコト

六　砂利道ニ於ケル小掘鑿ノ埋戻ハ前各号ニ依ルノ外上層ニ厚サ約十糎ノ表土ヲ覆ヒ更ニ締固ヲ為シ径二十粍以下九粍以上ノ飾砂利厚サ六糎ヲ敷均シ締固ムルコト

第十八條　埋戻ニ際シテハ木柱類又ハ土留工材ハ完全ニ撤去スベシ但シ已ムヲ得ザル場合又ハ支障ナシト認メラルヽ場合ハ道路管理者ノ許可ヲ受ケ埋殺スルコトヲ得

第十九條　橋梁部其ノ他道路工作物ノ復旧ニ付テハ鋪装復旧ヲ除キ予メ係員ノ立会ヲ求メ其ノ指示ヲ受ケ施行スベシ

第二十條　工事終了シタルトキハ直ニ土砂、材料、器具、機械類ヲ取片付ケ路面ヲ清掃スベシ

第二十一條　工事竣功届ハ第五号様式ニ依ルベシ

第二十二條　道路管理者ニ於テ必要アリト認ムルトキハ工事ノ施行若ハ工事材料其ノ他ニ付係員ヲシテ検査ヲ為サシムルコトアルベシ

第二十三條　工事ニ基因シ道路ヲ毀損シタルトキハ工事施行者ハ直ニ係員ニ届出デ其ノ仮復旧ヲ為シ道路管理者ノ指示ヲ受クベシ

第二十四條　前各号ノ規定ニ拘ラズ道路管理者必要ト認ムルトキハ別段ノ指示若ハ取扱ヲ為スコトアルベシ

附　則

本則ハ昭和十五年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一号様式　日本標準規格B4

年　月　日　施行者名印

名古屋市長　殿

工事着手届

※照会又ハ願出年月日	年　月　日	※照会又ハ願出番号			
※許可又ハ承認年月日	年　月　日	指令番号	予定着手　年　月　日 工期竣工　年　月　日		
工事名				構造物種類	
工事箇所				地先目標	
歩車道別	道路種別	掘鑿予定長	巾	面積	掘鑿理由
道		米			
道		米			
道		米			
道					

備考　一　本書ハ三通ヲ作製シ関係土木管区事務所ニ提出ノコト

二　占用願ノ提出ヲ為サズシテ工事ニ着手セントスル者ニ限リ余白ニ工事個所ヲ記載セル図面（縮尺適宜）ノ記載ヲ為スコト

此ノ場合ニ於テハ※印欄ノ記入ヲ要セズ

第二号様式

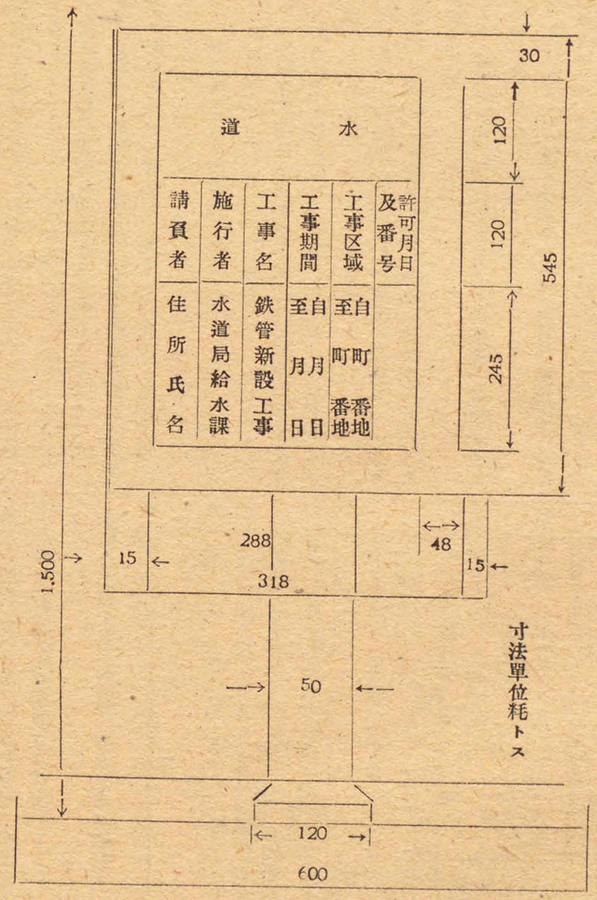
30
120
120
245
545
水道
許可月日及番号
工事区域　自　町　番地
至　町　番地
工事期間　自　月　日
至　月　日
工事名　鉄管新設工事
施行者　水道局給水課
請負者
住所氏名
1,500
15
288
318
48
15
50
寸法單位粍トス
120
600

第三号様式

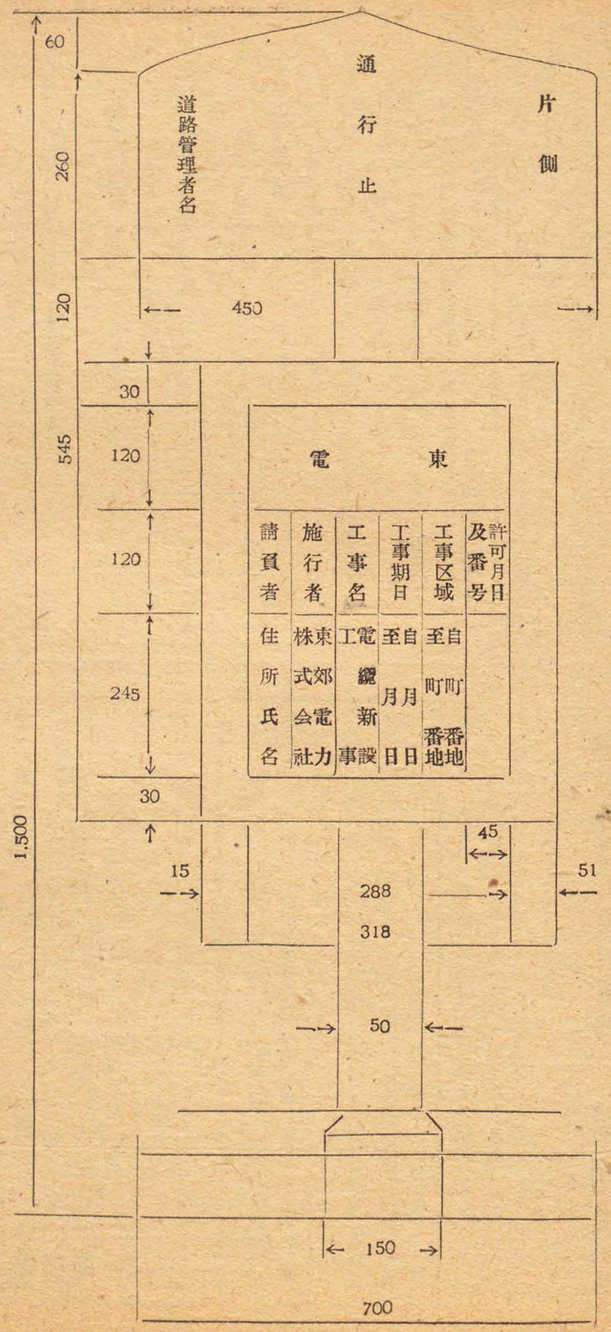
60
260
120
545
通行止
片側
道路管理者名
450
30
120
120
245
30
電東
許可月日及番号
工事区域　自　町　番地
至　町　番地
工事期日　自　月　日
至　月　日
工事名　電纜新設工事
施行者　東京電力株式会社
請負者
住所氏名
1,500
15
288
318
45
51
50
150
700

第四号様式

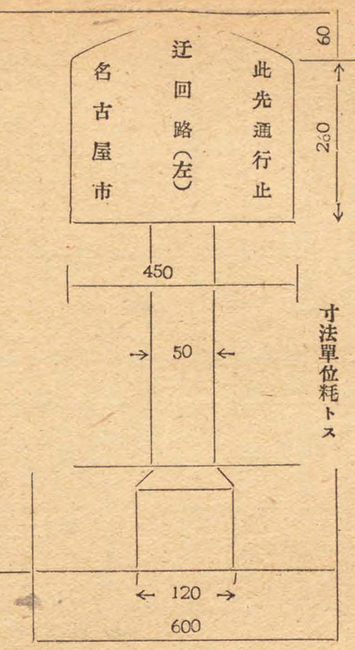

日本標準規格B4

第五号様式

年　月　日　施行者　名　印

名古屋市長　殿

工事竣工届

※照会又ハ願出年月日	年　月　日	※照会又ハ願出番号	
※許可又ハ承認年月日	年　月　日	※指令番号	
		実施着手	年　月　日
		工期竣功	年　月　日

工事名			構造物種類
工事箇所	自	区　町　丁目　番地	
	至		
歩車道別	道路掘鑿予定	長　米　巾　米　面積　米	
種類	道路出来形	長　米　巾　米　面積　米	
摘要			

立会	所属	職名	氏名	印

昭和　年　月　日

備考　一　本書ハ三通作成シ関係土木出張所ニ提出スルコト

二　施行者官公署ノ外ハ住所ヲ明記スルコト

中川運河使用條例

昭和五年十月二十五日條例第十二号

改正　昭和二一年第二九号・二二年第三七号、二三年第五六号、二四年第一八号

第一條　中川運河及其ノ附属設備ノ使用ニ関シテハ本條例ノ定ムル所ニ依ル

第二條　本條例ニ於テ運河ト称スルハ水路、護岸、閘門及其ノ附属施設物ヲ謂フ

第三條　本條例ニ於テ附属設備ト称スルハ運河区域内ニ於ケル物揚場、倉庫敷地、上屋敷地、上屋、道路、起重機及曳船ヲ謂フ

第四條　運河及其ノ附属設備ヲ使用セムトスル者ハ市長ノ許可ヲ受ケ別表ノ使用料ヲ納付スヘシ

第五條　倉庫敷地、上屋敷地及物揚場ノ使用ニ付競願者アルトキハ市長ハ適当ト認ムル方法ニ依リ使用者ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル使用料ニ付テハ前條ニ定ムル額ニ依ラサルコトヲ得

第六條　既納ノ使用料ハ之ヲ還付セス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

一　不可抗力ニ依リ使用シ能ハサルトキ

二　第八條第一項ニ依リ使用場所ヲ変更シ使用ヲ停止シ又ハ使用ノ許可ヲ取消シタルトキ

第七條　倉庫敷地、上屋敷地及物揚場ノ使用許可期間ハ三十年以内トス但シ市長ハ三十年ヲ超エサル期間ヲ以テ之ヲ更新スルコトヲ得

使用料ハ使用期間中ト雖三年ヲ経ル毎ニ市長ニ於テ之ヲ変更スルコトアルヘシ

上屋使用ノ許可期間ハ五日ヲ超ユルコトヲ得ス

第八條　公益又ハ危険予防上其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムルトキハ使用ヲ停止シ、使用許可ヲ取消シ又ハ使用場所ノ変更ヲ命スルコトアルヘシ

本條例又ハ之ニ基ク規定並使用許可ノ條件ニ違反シタルトキハ前項ノ規定ニ従フ

第九條　左ノ各号ノ一ニ該当スル貨物ニ付テハ市長ハ之カ搬出ヲ命スルコトアルヘシ

一　運河区域内ニ放置シアルモノ

二　使用期間ノ満了シタルモノ又ハ前條ニ依リ処分ヲ受ケタルモノニシテ尚蔵置スルモノ若ハ許可ヲ受ケスシテ上屋ニ蔵置シアルモノ

三　公用ニ妨害アリト認ムルモノ

四　公益上其他市長ニ於テ必要アリト認ムルモノ

第十條　運河通航ヲ妨害シ又ハ運河若ハ其ノ附属設備ヲ毀損スル虞アル破損船、沈没船、流失物其ノ他之ニ類スル物ハ所有者又ハ占用者ニ於テ直ニ除去スヘシ

第十一條　本條例之ニ基ク規定並使用許可ノ條件ニ依ル処分又ハ運河若ハ其ノ附属設備ノ使用ニ依リ使用者ニ於テ損害ヲ受ケ又ハ他ニ損害ヲ及ホスコトアルモ本市ハ賠償ノ責ニ任セス

第十二條　運河又ハ其ノ附属設備ヲ毀損シ若ハ滅失セシメタルモノハ市長ノ命スル所ニ従ヒ之カ修補ヲ為シ又ハ損害ヲ賠償スヘシ

第十三條　使用者ニシテ本條例若ハ之ニ基ク規定又ハ使用許可ノ條件ニ依ル義務ヲ履行セサルトキハ市長ニ於テ之ヲ執行シ又ハ第三者ヲシテ之ヲ執行セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ要スル費用ハ使用者ヲシテ之ヲ弁償セシム

第十四條　運河又ハ其ノ附属設備ニ接続シ若ハ之ヲ横断シテ工作物ヲ造設セムトスルトキハ市長ノ許可又ハ承認ヲ受ケヘシ使用者使用ノ場所

ニ特殊ノ設備又ハ加工ヲ爲サムトスルトキ若ハ使用ノ目的ヲ変更セムトスルトキ亦同シ

第十五條　使用者ハ其ノ使用ノ場所又ハ物件ヲ使用セシムルコトヲ得ス使用者ハ其ノ權利ヲ譲渡セムトスルトキハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第十六條　市長ハ運河及其ノ附屬設備ノ使用ニ関シ船舶ノ種類、數量、大サヲ制限シ又ハ一定ノ行爲ヲ制限若ハ禁止スルコトヲ得

第十七條　本條例若ハ之ニ基ク規定ニ違反シタル者ニ対シテハ市長ハ二千円以下ノ過料ヲ科シ及損害賠償ヲ請求シ爾後使用ヲ許可セザルコトアルヘシ

第十八條　本條例ニ定ムルモノノ外運河及其ノ附屬設備ノ管理竝本條例ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第四條第一項第一号ノ閘門通航料ハ市長ノ意見ニ依リ当分ノ内免除スルコトヲ得

別　表

一　通船門通航料

一隻一入河ニ付	三十円
二　曳船料	
一隻一回ニ付	

区別	区間		曳船料（一区ニ付）	
			荷船	空船
第一区	中川橋 玉川橋間	鉄	九十円	六十円
	小碓橋間	普	六十円	四十円
第二区	玉川橋 小碓橋間	鉄	九十円	六十円
	小碓橋 篠原橋間	普	六十円	四十円
第三区	篠原橋 堀止船溜間	鉄	三十円	二十円
	篠原橋 堀川間	普	三十円	二十円
	堀止船溜 堀川間	小	三十円	二十円

摘要	
	午後六時ヨリ翌午前六時迄ノ間及荒天時ハ本表料金ノ五割増トス
本表中鉄ハ鉄船、普ハ艀、小ハ鵜飼船トス	

三　滞船料

入河後入河当日及出河当日ヲ含ミ三日ヲ超ユルトキハ超過日數一日毎ニ一隻ニ付二十円トス

四　専用物揚及倉庫敷地使用料

一坪一ヶ月ニ付

中幹線		使用料	摘要
区分	第一号地	五円四〇	三日ヲ超ユル場合ハ五日迄毎ニ一日ニ付五十銭ヲ増加徴収ス
	二	五・〇四	
	二ノ一	五・〇四	
	三	四・六八	
南幹線	第一号地	四円六八	
	二	四・五〇	
	三	四・五〇	
	四	四・六八	
	四ノ一	四・六八	
	五	五・〇四	
	六	五・四〇	
	七	五・七六	
	八	五・七六	
	九	五・〇四	
	九ノ一	五・〇四	
	十	四・八六	
	十ノ一	四・八六	
	十一	四・八六	
北幹線	第一号地	一〇・八〇	
	二	九・〇〇	
北支線	第一号地	一二・九六	
	二	一二・九六	
東支線	第一号地	一二・九六	
	二	一二・二四	
	三	一三・六八	
	三ノ一	一五・一二	
	四	一五・一二	
	四ノ一	一四・四〇	
	五	一五・八四	
	六	一五・五六	
	七	一七・二八	
	八	一八・〇〇	
	九	一六・五六	
	十	一五・八四	
	十一	一五・一二	
	十二	一五・八四	
	十三	一四・四〇	
	十四	一五・八四	
	十四ノ一	一五・八四	
	十五	一二・九六	
	十六	一三・六八	

南幹線		使用料	摘要
区分	十五	五円四〇	三日ヲ超ユル場合ハ五日迄毎ニ一日ニ付五十銭ヲ増加徴収ス
	十六	八・一〇	
	十七	七・二〇	
	十八	七・〇二	
	十九	七・五六	
	二十	九・〇〇	
	二十一	一一・七〇	
	二十二	九・〇〇	
	二十三	七・五六	
	二十四	七・七四	
	二十五	八・六四	
	二十六	八・一〇	
	二十七	七・〇二	
	二十八	六・四八	
	二十九	七・〇二	
	三十	六・八四	
	三十一	六・一二	
	三十二	六・一二	
	三十三	六・三〇	
	三十四	六・六六	
	三十五	七・九二	
	三十六	七・二〇	
	三十七	五・四〇	
	三十八	五・〇四	
	三十八ノ一	五・〇四	

中幹線		使用料	摘要
区分	三	一一・五二	三日ヲ超ユル場合ハ五日迄毎ニ一日ニ付五十銭ヲ増加徴収ス
	四	一二・二四	
	五	一三・六八	
南幹線	第一号地	四円六八	
	二	四・五〇	
	三	四・五〇	
	四	四・六八	
	四ノ一	四・六八	
	五	五・〇四	
	六	五・四〇	
	七	五・七六	
	八	五・七六	
	九	五・〇四	
	九ノ一	五・〇四	
	十	四・八六	
	十ノ一	四・八六	
	十一	四・八六	
北幹線	第一号地	一〇・八〇	
	二	九・〇〇	
北支線	第一号地	一二・九六	
	二	一二・二四	
東支線	第一号地	一二・九六	
	二	一二・二四	
	三	一三・六八	
	三ノ一	一五・一二	
	四	一五・一二	
	四ノ一	一四・四〇	
	五	一五・八四	
	六	一五・五六	
	七	一七・二八	
	八	一八・〇〇	
	九	一六・五六	
	十	一五・八四	
	十一	一五・一二	
	十二	一五・八四	
	十三	一四・四〇	
	十四	一五・八四	
	十四ノ一	一五・八四	
	十五	一二・九六	
	十六	一三・六八	

五　上屋敷地使用料

一坪一ヶ月ニ付	三十六円

六　共同物揚場使用料

区分		使用料（一日一坪当（三日迄））	摘要
南幹線		五十銭	三日ヲ超ユル場合ハ五日迄毎ニ一日ニ付五十銭ヲ増加徴収ス
中幹線			
北幹線		一円	三日ヲ超ユル場合ハ五日迄毎ニ一日ニ付一円ヲ増加徴収ス
東支線			
北支線			

但シ当日ニ限リ使用料ヲ徴収セズ。

七　道路占用料

道路占用規則ニ定ムル占用料ニ相当スル金額

中川運河使用條例施行細則

昭和五年十月二十五日
告示第三百四十一號

改正
昭和五年第三七六號、六年第九三號、一六九號、七年二九九號、一五年第七七號、第一七號、一七年第三四號、二〇年規則第七號、二二年第六二號

第一章　總則

第一條　本細則ニ於テ條例ト稱スルハ中川運河使用條例ヲ謂フ

第二條　左ノ附屬設備ヲ使用セントスルモノハ使用ノ目的、期間、位置面積ヲ記載シタル願書ニ圖面ヲ添ヘ保証人連署ヲ以テ願出テ市長ノ許可ヲ受クヘシ但シ市長ノ指示スル所ニ從ヒ保証金ヲ提供シテ保証人ニ代フルコトヲ得

一　專用物揚場、倉庫敷地、上屋敷地、道路

二　上屋、起重機、曳船

前項ノ場合一時的ノ使用又ハ電柱電纜ノ爲ニスル道路ノ使用ニ付テハ便宜ノ方法ニ依ルコトアルヘシ

第一項但書ニ依ル保証金ハ國債証券地方債証券勸業債券興業債券若ハ農工債券ヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得其ノ價格ハ市長ノ定ムル所ニ依ル

第三條　前條ノ使用者更ニ繼續使用セムトスルトキハ前條第一號ノ附屬設備ニ付テハ期間滿了ノ箇月前迄ニ第二號ノ附屬設備ニ付テハ期間滿了一時間前迄ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

第四條　第二條第二號ノ附屬設備使用ニ關シ使用出願者多數ナルトキハ市長ノ指定スル順位ニ依ルモノトス

第五條　使用者ハ第二條第一號ノ附屬設備ノ使用停止、使用許可ノ取消又ハ使用場所ノ變更若ハ使用期間滿了ノ際ハ速ニ使用場所ヲ原狀ニ回復シ清掃ノ上其ノ旨届出テ檢査ヲ受クヘシ

第六條　使用者第二條第一號ノ附屬設備ニ工作物ノ新築、改築又ハ增築ヲ爲サムトスル時ハ工事仕樣明細書ニ圖面ヲ添附シ保証人連署ノ上願出テ市長ノ許可ヲ受クヘシ護岸又ハ地盤ニ工事ヲ施サムトスル時亦同シ

前項ノ工事竣成シタルトキハ之ヲ届出テ檢査ヲ受クヘシ

第一項ノ工事ニ付テハ第二條ノ願書ニ併記シテ出願スルコトヲ得

第七條　使用者第二條第一號ノ附屬設備ニ付使用期間ノ中途ニ於テ之ヲ返還シ又ハ使用ノ目的ヲ變更セムトスルトキハ市長ニ願出テ其ノ許可ヲ受クヘシ但シ目的變更ノ場合ニ於テハ保証人連署ヲ以テ願出ツルコトヲ要ス

第八條　使用者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ハ保証人連署ノ上十日以內ニ之ヲ届出ツヘシ

一　家督又ハ遺産相續ヲ爲シタルトキ

二　氏名又ハ名稱ノ變更ヲ爲シタルトキ

三　轉居又ハ營業所ノ位置變更ヲ爲シタルトキ

第九條　使用者本市ニ住居ヲ有セサルトキハ其ノ使用ニ關スル一切ノ行爲ヲ代理スヘキ代理人ヲ定メ市長ニ届出ツヘシ

代理人ハ本市ニ住居ヲ有スル能力者タルコトヲ要ス

第十條　保証人ハ本市ニ住居ヲ有スル能力者ニシテ土地又ハ家屋ヲ有シ市長ニ於テ適當ト認メタル者ニ限ル

保証人ハ使用者ノ義務不履行ノ場合ニ於テ之ニ代リ其ノ義務履行ノ責ニ任スヘキモノトス

第十一條　保証人ヲ變更セムトスルトキハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第十二條　市長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ保証人ヲ變更セシムルコトアルヘシ

第十三條　保証人ニシテ左ノ各号ノ一ニ該當スルトキハ使用者ハ更ニ保証人ヲ選定シ其ノ事實ノ生シタル日ヨリ二十日以內ニ市長ノ許可ヲ受クヘシ

一　第十條第一項ノ要件ヲ缺キタルトキ

二　失踪ノ宣告アリタルトキ

三　死亡シタルトキ

第十三條ノ二　第二條第一項但書ニ依リ提供シタル保証金ハ使用者カ條例又ハ條例ニ基ク規定ニ違反シテ納付セサル金額ニ充當ス

第二條第三項ニ依リ有價証券ヲ以テ保証金ニ代用シタル場合ニ於テ前項ノ必要ヲ生シタルトキハ市長ハ任意ニ之ヲ賣却シ其ノ代金ヲ以テ所要金額ニ充當ス

前二項ノ場合ニ於テ所要金額ニ仍不足アリタルトキハ之ヲ追徵シ保証金ハ之ヲ塡補セシム

第十四條　使用料ハ別ニ規定アル場合ヲ除クノ外左ノ計算ニ依ル

一　使用期間年ヲ以テ定メタルモノハ会計年度ニ依リ年額ヲ定ム但シ年額ニ依リ難キモノハ月割トス

二　使用期間月ヲ以テ定メタルモノハ曆月ニ依ル但シ始月及終月ニ於テ十五日以內ナルトキハ半月分十五日ヲ超ユルトキハ一月分トス

第十五條　使用料徵收期ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ通トス

一　年ヲ以テ定メタルモノハ会計年度ニ依リ一年度分ヲ四月中ニ徵收ス

但シ五月以後新ニ許可シタルトキハ許可ノ日ヨリ十日以內ニ徵收ス

二　月ヲ以テ定メタルモノハ其ノ許可ノ日ヨリ十日以內ニ全額ヲ徵收ス

三　日ヲ以テ定メタルトキハ其ノ許可ノ日ニ全額ヲ徵收ス

第十六條　公益又ハ危險予防上其ノ他公共ノ用ニ供スル必要ニ依リ使用ヲ停止シ又ハ使用許可ヲ取消シタル場合ハ其ノ原狀回復ノ届出アリタル日ヨリ月又ハ日割ヲ以テ使用料ヲ免除ス

前項ノ場合既納使用料ハ其ノ還付ヲ受クル者ヨリ之ヲ請求スヘシ

第十七條　使用者及其ノ從業員中運河用地內ニ於テ傳染病患者発生シタルトキ又ハ火藥類若ハ危險物品ヲ運搬セムトスルトキハ其ノ旨速ニ市長ニ届出ツヘシ

第十八條　使用者及其ノ使用人ハ本細則ニ定ムルモノノ外必要ニ應シ市長ノ定ムル事項竝當該係員ノ指示ニ從フヘシ

第二章　運河及閘門

第十九條　本章ニ於テ運河トハ水路及護岸竝其ノ附屬施設ヲ謂フ

第二十條　運河ヲ左ノ通区分ス

一　中川口船溜（中川口以北中川口閘門迄）
二　南幹線（中川口閘門以北東海橋迄）
三　中幹線（東海橋以北長真橋迄）
四　北幹線（長真橋以北小栗橋迄）
五　北支線（小栗橋以北堀止船溜口迄）
六　東支線（北支線ヨリ分岐シ松重閘門迄）
七　堀止線（溜北支線北端以北）
八　松重船溜（松重閘門以東堀川迄）

第二十一條　運河ノ航路ヲ左ノ通区分ス

一　中川口船溜、南幹線及北幹線ハ其ノ両側ニ沿フ各幅十四米ノ水面ヲ除キタル水面
二　中幹線ハ其ノ両側ニ沿フ各幅十四米ノ水面ヲ除キタル水面
三　北支線、東支線及松重船溜ハ其ノ両側ニ沿フ各幅六米ノ水面ヲ除キタル水面
四　堀止船溜ハ其ノ周囲（北支線口ヲ除ク）ニ沿フ各幅二十三米ノ水面ヲ除キタル水面

第二十二條　運河ニ於ケル船舶ノ航行ハ閘門入航ノ順序ニ依ルヘシ但シ危険ノ虞ナク且他ノ船舶ノ通航ヲ妨ケサルモノハ此ノ限ニ在ラス

第二十三條　危険予防其ノ他必要アリト認ムルトキハ係員ヲシテ船舶ノ通航ヲ一時停止セシメ又ハ通航ノ順序ヲ変更セシムルコトアルヘシ

第二十四條　陸揚又ハ船積ヲ了シタル船舶ニシテ荷役後尚繋留セムトスルモノハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十五條　中川口船溜及松重船溜ヲ除ク運河内ニ閘門通航後三日ヲ超エテ滞留スル船舶ニ付テハ別ニ定ムル水面使用料ヲ納付セシム但シ颱風雨等ニ依リ避難ノ場合又ハ作業不能ノ場合等ハ此ノ限ニ在ラス
前項但書ニ規定スル作業不能ノ場合ニ於テハ其ノ旨事由ヲ具シ市長ニ届出テ其ノ承認ヲ受クヘシ

第二十六條　専用物揚場使用者ニ対シテハ其ノ地先水面ニ限リ無償ニテ一定ノ区域ノ使用ヲ許可スルコトアルヘシ

第二十七條　悪臭物運輸船ハ常ニ之ヲ清潔ニシ悪臭物ヲ滲漏散逸セシムヘカラス

第二十八條　運河ニ於テ物品ヲ販賣セムトスル者ハ市長ノ許可ヲ受クヘシ

第二十九條　運河ニ於テ船舶ノ修繕ヲ為スヘカラス但シ市長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十條　運河ニ繋留杭又ハ張出物其ノ他ノ工作物ヲ設置スヘカラス但シ市長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條　石灰其ノ他危害ヲ生スル物品ヲ積載シタル船舶ハ赤色ノ標識ヲ掲クヘシ

第三十二條　運河及閘門ニ於テハ左ノ事項ヲ禁止ス但シ市長ノ許可ヲ得タル場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

一　測量標、量水標、橋脚、防衛材等ニ船舶ヲ繋留若ハ接触スルコト
二　水路ニ貯木ヲ為スコト
三　桴筏ヲ航行セシムルコト
四　掛帆ノ侭航行スルコト

五　石油類、秣藁、茅葭、粗朶等燃燒シ易キ物品ヲ積載シタル船舶ハ裸火ヲ使用シ又ハ濫リニ焚火ヲ為スコト
六　土砂、塵芥、灰燼、木片、木皮、汚物等ヲ投棄放流スルコト
七　釣漁ヲ為スコト
八　遊船ノ徘徊短艇ノ競漕又ハ游泳ヲ為スコト
九　閘門及護岸其ノ他ノ施設物ヲ毀損スヘキ行為ヲ為シ又ハ器具ヲ使用スルコト
十　航路ニ停留シ又ハ通航ノ妨害トナルヘキ行為ヲ為スコト
十一　閘門ヲ通航セムトスル船舶ノ外中川口船溜及松重船溜ニ於テ船舶スルコト
十二　護岸其ノ他物揚場以外ノ場所ニ於テ荷役ヲ為スコト
十三　其ノ他管理上必要アリト認メ停止シタル事項

第三十三條　閘門通航ノ時間、船舶ノ長、幅及吃水ニ関スル制限ハ之ヲ告示ス

第三十四條　暴風雨、出水、大潮等其ノ他必要ト認ムル場合ニ於テハ前條ニ依ル告示ノ時間ニ拘ハラス何時ニテモ船舶ヲ通航セシメ又ハ其ノ通航ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十五條　閘門ヲ通航セムトスル者ハ係員ノ指示スル場所ニ船舶ヲ停メ其ノ出入ニ付係員ノ指示ニ従ヒ到着ノ順序ニ依リ船舶ヲ徐航セシムルコトアルヘシ但シ係員ニ於テ必要ト認ムルトキハ通航順序ヲ変更セシムルコトアルヘシ

第三十六條　閘門ヲ通航セムトスル者ハ係員ノ要求アリタルトキハ船舶ノ乗組員、所有者ノ住所氏名、発着地其ノ他ノ事項ヲ告ケ船鑑札又ハ船舶國籍証書ヲ提示スヘシ

第三十七條　閘門ヲ通航セムトスル者ハ入河前一入河毎ニ別ニ定ムル通航料ヲ前納スヘシ但シ頻繁ニ入河スル船舶ニ付テハ其所有者又ハ使用者ヨリ後納ヲ願出テ其ノ許可ヲ受ケタル者ハ当日ノ集計額ニ依リ納付スルコトヲ得

第三十八條　通航料ヲ納付スル場合ニハ船鑑札又ハ船舶國籍証書ヲ提示スヘシ但シ後納ヲ許可シタル者ニ付テハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ船鑑札又ハ船舶國籍証書ヲ提示セサル為メ噸数ヲ確認シ難キ船舶ニ対シテハ市長ノ見込噸数ニ依リ通航料ヲ徴収ス此ノ場合ニ於テ後日噸数ノ判明スルニ至リタルトキハ不足額ハ之ヲ追徴シ過納額ハ請求ニ依リ之ヲ還付ス

第三十九條　後納ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ予メ船鑑札又ハ船舶國籍証書ノ謄本ヲ添附シ願出ツヘシ

第四十條　船舶ニシテ左記第一号ニ該当シ当該官公署ノ届出ニ依ルモノ第二号ニ該当シ当該工場主ノ届出ニ依ルモノ又ハ第三号ニ該当スルモノハ通航料ヲ免除ス

一　公用又ハ公共用トシテ使用中ニ係ルモノ
二　船体修理試運轉又ハ解船ノ為入河スルモノ
三　強風雨等ノ為航流ニ堪ヘスシテ入河スルモノ

第三章　物揚場

第四十一條　物揚場ヲ分チテ共同物揚場専用物揚場トス

第四十二條　共同物揚場ヲ左ノ二種ニ分ツ

甲種　堀止船溜北岸上屋敷地ニ接続スル共同物揚場

乙種　甲種以外ノ共同物揚場

甲種共同物揚場ハ鉄道運輸ニ依ル陸揚又ハ船積ニ供用シ乙種共同物揚場ハ其ノ他ノ一般陸揚又ハ船積ニ供用スルモノトス但シ必要アル場合ハ市ニ於テ之ヲ専用スルコトアルヘシ

第四十三條　火薬類爆発質物品其ノ他容易ニ燃焼スヘキ物件又ハ不潔物ト認ムルモノハ指定区域ニ於テ揚卸スヘシ其ノ区域ハ標柱ヲ以テ之ヲ表示ス

第四十四條　使用者ハ陸揚又ハ船積ニ際シ衛生上有害ナル物品又ハ石炭土砂、荷足等ヲ水中ニ脱落セサル様相当ノ設備ヲ爲スヘシ

第四十五條　使用者重量大ナル物品ヲ揚卸セムトスルトキハ施設物ヲ毀損セサル様予メ相当ノ設備ヲ爲スヘシ

第四十六條　前二條ノ場合ニ於テ設備不当ト認ムルトキハ必要ノ設備ヲ命スルコトアルヘシ

第四十七條　物揚場ニ於テ運搬スル物品ハ墜落漏出又ハ飛散セシムヘカラス

第四十八條　共同物揚場ハ使用者互ニ慎宜ヲ與ヘ他人ノ作業ヲ妨害スヘカラス

第四十九條　共同物揚場ヲ陸揚ニ使用スル者ハ物品ヲ顛倒セサル様相当ノ措置ヲ爲スヘシ

第五十條　共同物揚場ヲ使用スル者ハ使用後清潔ニ掃除シ炎天及風日ニハ時々撒水スヘシ

第五十一條　共同物揚場ニ於テ夜間陸揚又ハ船積ヲ爲ストキハ標燈ヲ掲出スヘシ

第五十二條　共同物揚場ニ於テハ左ノ事項ヲ禁止ス

一　不潔ノ行爲ヲ爲スコト

二　荷主ノ使用ニ属スルモノノ外牛馬ヲ繋キ諸車物品ヲ放置シ又ハ荷造其ノ他作業ヲ爲スコト

三　陸揚又ハ船積ヲ爲ス場合ノ外船舶ヲ繋留スルコト

四　濫ニ焚火ヲ爲シ裸火ヲ使用スルコト

五　物品ヲ陳列シ又ハ販賣ヲ爲スコト

六　物品ヲ洗滌シ又ハ干物ヲ爲スコト

七　其ノ他管理上障害アリト認ムル事項

第五十三條　共同物揚場ニハ陸揚又ハ船積ノ物品ヲ五時間以上留置クコトヲ得ス但シ五時間以内ニ他ニ運搬スルコト能ハサル事由アルモノハ特ニ市長ノ許可ヲ得テ使用料ヲ納付シテ之ヲ留置クコトヲ得

前項但書ニ依リ許可ヲ受ケタル物品ニハ其ノ許可ヲ受ケタル者ノ住所氏名及許可ヲ受ケタル年月日ヲ標榜シ置クヘシ

第五十四條　前條ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト雖モ共同物揚場ノ公用又ハ公共用ニ妨害アリト認ムルトキハ期間ヲ指定シ留置物品ノ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

第五十五條　専用物揚場ニハ建築物ヲ施設スヘカラス但シ市長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

前項但書ノ場合ニ在リテハ第四章ヲ準用ス

第五十六條　専用物揚場ニハ其ノ場所区域竝使用者ノ住所氏名ヲ記載セル標柱ヲ建設スヘシ

第五十七條　専用物揚場ニシテ倉庫敷地又ハ上屋敷地ニ接続スルモノハ当該倉庫敷地又ハ上屋敷地ノ使用者ニ対シ特ニ之カ供用ヲ許可スルコトアルヘシ

第五十八條　専用物揚場ノ使用ニ関シテハ本章ニ規定スルモノノ外許可ノ際必要ナル條件ヲ附スコトアルヘシ

第四章　倉庫敷地及上屋地

第五十九條　倉庫敷地及上屋地ノ建設物ハ倉庫又ハ上屋及之ニ必要ナル事務所竝其ノ附属施設物ニ限ル但シ倉庫敷地ニ在リテハ運河利用上必要アリト認ムル工作物ハ之ヲ許可スルコトアルヘシ

第六十條　倉庫及上屋其ノ他工作物ノ設計ニ関シテハ市長ノ指示ニ従フヘシ

第六十一條　本章ニ規定スルモノノ外許可ノ際必要ナル條件ヲ附スルコトアルヘシ

第五章　上屋

第六十二條　上屋ハ専ラ貨物ノ保管及荷捌ニ使用スヘキモノトス

第六十三條　使用者貨物ヲ搬入セムトスルトキハ之ヲ届出テ係員ノ指示ヲ受クヘシ

第六十四條　上屋内ニ於テ左ノ事項ヲ禁止ス

一　発火、引火又ハ爆発ノ虞アルモノヲ藏置スルコト

二　焚火、裸火、喫煙其ノ他火氣ノ使用ヲ爲スコト

三　建物又ハ他ノ貨物ヲ汚損又ハ毀損スル虞アルモノヲ藏置スルコト

四　腐敗セル物品ヲ藏置スルコト

五　其ノ他市長ニ於テ不適当ト認メタルモノヲ藏置スルコト

第六十五條　上屋使用ノ許可ハ使用申込ノ順位ニ依ル但シ公益上必要ト認ムルトキハ其ノ順位ヲ変更又ハ既ニ許可シタル使用ヲ停止若ハ制限スルコトアルヘシ

第六十六條　使用ノ許可ヲ受ケタル者ハ別ニ定ムル使用料ヲ納付シタル後ニ非サレハ貨物ヲ搬入藏置スルコトヲ得ス

第六十七條　使用者使用ヲ終リタルトキハ使用シタル場所ヲ清潔ニ掃除スヘシ

第六章　道路

第六十八條　運河用地タル道路ノ使用ニ就テハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外道路占用規則ヲ準用ス

第七章　曳船

第六十九條　本市所属曳船ハ主トシテ中川運河区域内ニ使用スルモノトス

第七十條　曳船使用時間ハ之ヲ告示ス

第七十一條　運河内ニ於テハ本市所属曳船以外ハ曳船ヲ爲スコトヲ得ス但シ市長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第七十二條　曳船ノ速度ハ一時間五哩以内トシ曳船ト被曳船トノ総延長ハ左ノ区分ニ依リ單列航行スヘシ但シ堀止船溜ニ於テハ曳船スルコトヲ得ス

一　中川口船溜及南幹線ニ在リテハ七十六米以内

二　中幹線及北幹線ニ在リテハ五十六米以内

三　北支線、東支線及松重船溜ニ在リテハ三十五米以内

第七十三條　曳船ヲ使用セムトスル者ハ別ニ定ムル使用料ヲ前納スヘシ但シ類繁ニ使用スル者ニ付テハ其ノ使用者ヨリ後納ヲ願出テ其ノ許可

チ受ケタル者ハ当日ノ集計額ニ依リ納付スヘシ

第七十四條　後納ノ許可ヲ受ケムトスル者ハ所要時間及区間竝船種隻数等ヲ記載シタル願書ヲ使用前四時間迄ニ提出スヘシ

第八章　起重機

第七十五條　起重機ハ其ノ揚力以上ノモノニ対シテハ之ヲ使用ヲ許サス

第七十六條　起重機ノ取扱者ハ使用者之ヲ出シ係員監督ノ下ニ其ノ取扱ニ当ルモノトス

第七十七條　起重機ヲ使用セムトスル者ハ別ニ定ムル使用料ヲ前納スヘシ但シ頻繁ニ使用スル者ニ付テハ第七十三條但書及第七十四條ヲ準用ス

附　則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二十年規則第七号）

本規則ハ昭和二十年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二十一年規則第六十二号）

この規則は、昭和二十一年十月十五日から、これを施行する。

●中川運河使用條例施行細則第三十三條ノ制限ニ関スル件

昭和六年七月二十七日
告示第百六十四号

中川運河使用條例施行細則第三十三條ノ制限ヲ左ノ通定メ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

記

開閉門	通航時間	通航船舶 長	幅	吃水	水面ノ高
中川口開門	自日出至日没	三十米以内（一六、五間以内）	二米以内	三米以内（六、六尺以内）	三米以内（九、九尺以内）
		十五米以内（一三、七間以内）	六米以内（一九、八尺以内）	二米以内（六、六尺以内）	三米以内（九、九尺以内）
松重閘門	自日出至日没				

但シ必要ト認ムル場合ニ於テハ時間外ト雖モ通航セシムルコトアルヘシ

但シ必要ト認ムル場合ニ於テハ制限ノ船舶ト雖モ通航セシムルコトアルヘシ

●中川運河使用條例施行細則中曳船使用時間ニ關スル件

昭和六年十二月二十三日
告示第三百八十四号

中川運河使用條例施行細則第七十條ノ曳船使用時間ヲ左ノ通定メ昭和六年十二月二十五日ヨリ之ヲ施行ス

自日出　至日没

但シ必要ト認ムル場合ニ於テハ時間外ト雖モ使用セシムルコトアルヘシ

●庄内用水路配水係員規程

昭和二十三年六月十四日
告示第八十六号

第一條　名古屋市庄内用水路及び柳瀬川荒子川における灌漑用水配水の適正を図るため、配水係員（以下係員という。）を置く。

第二條　係員は左の事項につき市長の諮問に應じ意見を述べるものとする。

一　配水用杁立切の新設、変更、撤去

二　稻葉地井筋中井筋の配水時間割の決定、変更

三　その他特に配水に影響を及ぼす事項

第三條　係員の定数は八人とし、次の区分により関係井筋の農業者の推選を受けた者について市長がこれを委嘱する。

一　中井筋沿線中村区内、中川区内、港区内各一人

二　稻葉地井筋沿線中村区内、中川区内各一人、港区内二人

三　松薩井筋沿線一人

第四條　係員の任期は、五年とする。但し、特別の事由があるときは、任期中でもこれを解職することができる。

係員に欠員を生じたるときは、前條の区分により速かにこれを補充するものとする。

欠員補充によつて就職した者の任期は、前任者の残任期間とする。

附　則

この規程は昭和二三十年六月十四日から、これを施行する。

大正十二年告示第百十一号（庄内用水路配水規程）は、これを廃止する

第四章　公園施設

公園使用條例

昭和四年十二月十日
條例第一號

改正　昭和六年第一号・七年第一〇号・一〇年第八号・一二年第二四号・一六年第一九号・一八年第一四号・二〇年第八号・二二年第一五号・第三七号・二三年第二二号・第五六号

第一條　本條例ニ於テ公園ト称スルハ本市ノ管理ニ属スル公園地、公園特殊施設物及其ノ他ノ施設物ヲ謂フ

公園特殊設施物ト称スルハ公園地内施設ノ運動場、庭球場、奥釣場、弓道場、普選記念壇奏樂堂、鶴々亭、記念館、賣店等ヲ謂フ但シ鶴舞公園競技場及瑞穗公園競技場、相撲場、庭球場、野球場ヲ除ク

第二條　公園ニ於テハ左ノ事項ヲ禁止ス

一　奥鳥ヲ殺傷シ又ハ捕獲スルコト

二　焚火其ノ他公園設備ニ危害ヲ及ホス虞アル行爲ヲ爲スコト

三　行商ヲ爲スコト（小形車ノ店等ヲ含ム）

四　他人ノ遊戲ヲ妨ケ又ハ危險ヲ感セシムル行爲ヲ爲スコト

五　樹木、工作物ニ登攀シ樹木、花卉ヲ折傷シ果実土石ヲ採取シ又ハ芝生等ヲ損傷スルコト

六　木芥、礫ノ類ヲ投棄シ又ハ地盤工作物ヲ損傷スルコト

七　棚欄、墻壁ニ登リ又ハ花園内ニ立入ルコト

八　広告類ヲ掲出シ又ハ撒布スルコト

九　運動器具ヲ独占シ又ハ兒童ノ運動ヲ妨クルコト

十　乘用自動車、自動自轉車、自轉車及乘馬ノ練習又ハ遊戲的乘用及繫習ヲ爲スコト

十一　貨物自動車、荷車及荷馬車、牛馬ノ通行スルコト

十二　指定園路外ニ乘用自動車、自動自轉車、自轉車又ハ牛馬ヲ乘入レ又ハ牽入ルルコト

十三　前各号ノ外風致ヲ害シ風紀ヲ紊スコト

前項第十一号第十二号ノ場合ニ於テ已ムヲ得サル事由アルトキハ市長ハ特ニ通行又ハ乘入レヲ許可スルコトアルヘシ

第一項第十二号ノ園路ハ市長別ニ之ヲ定ム

第三條　前條ノ規定ニ違反スル者ニハ直ニ退去ヲ命シ其ノ施設シタルモノヲ撤去シ若シ市ニ損害ヲ生セシメタルトキハ賠償セシムルコトアルヘシ

第四條　公園地及公園特殊施設物ヲ使用セムトスル者ハ別ニ定ムル規定ニ依リ市長ノ許可ヲ受ケ第五條ノ使用料ヲ納付スヘシ但シ左ノ場合ニ於テハ市長ハ使用料ヲ減免スルコトアルヘシ

一　風致上稗益スル記念碑其ノ他之ニ類スル建設物ヲ設ケムトスルトキ

二　公衆ノ便益ニ供スル爲建物其ノ他ノ工作物ヲ設ケムトスルトキ

三　学校又ハ公益團体ノ挙行スル講演会、運動会、音樂会、式典等ノ爲使用セムトスルトキ

四　警察ノ許可ヲ受ケタル屋外集会ニ使用セシムトスルトキ

五　其ノ他市長ニ於テ必要ト認ムルトキ

第五條　使用料ハ左ノ金額ノ範圍内ニ於テ実地ヲ參酌シ市長之ヲ定ム

一　公園地

年ヲ以テ定メタルモノハ　一箇年一坪ニ付　金百五十円以内
月ヲ以テ定メタルモノハ　一箇月一坪ニ付　金十八円以内
日ヲ以テ定メタルモノハ　一日一坪ニ付　金二円十銭以内

二　公園特殊施設物

運動場　一日二付　金二百円以内
　　半日ニ付　金百五十円以内
庭球場　一日ニ付　金百五十円以内
　　半日ニ付　金百円以内

普選記念壇（附属廣場ヲ含ム）奏樂堂、鶴々亭、記念館

各々晝間一回ニ付金三百円以内、夜間一回ニ付金五百円以内

賣店

年ヲ以テ定メタルモノハ　一箇年建坪一坪ニ付　金百八十円以内
月ヲ以テ定メタルモノハ　一箇月建坪一坪ニ付　金二十一円以内
日ヲ以テ定メタルモノハ　一日建坪一坪ニ付　金二円四十銭以内

公園地及賣店ノ使用料ニシテ競爭入札ニ依リ之ヲ定ムル場合ハ前項ノ範圍ヲ超ユルコトヲ得

第六條　使用料ノ計算ハ左ノ方法ニ依ル

一　年ヲ以テ定メタルモノハ会計年度ニ依リ年額ヲ定ム但シ年額ニ依リ難キモノハ月割ヲ以テ計算ス

二　月ヲ以テ定メタルモノハ曆月ニ依リ月額ヲ定ム但シ始月終月ニ於テ十五日以内ナルトキハ半月分十五日ヲ超ユルトキハ一箇月分トス

第七條　使用料ノ徵收期左ノ如シ

一　年ヲ以テ定メタルモノハ会計年度ニ依リ一年度分ヲ四月中ニ徵收ス但シ五月以後新ニ使用ヲ許可シタルモノハ許可ノ日ヨリ十日以内ニ徵收ス

二　月ヲ以テ定メタルモノハ其ノ許可ノ日ヨリ十日以内ニ全額ヲ徵收ス

三　日ヲ定メタルモノハ其ノ許可ノ日ニ即時全額ヲ徵收ス

第八條　左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ使用ヲ許可セス

一　公安又ハ風俗ヲ害スル虞アリト認ムルトキ

二　公園設備ヲ毀損スル虞アリト認ムルトキ

三　其ノ他市長ニ於テ管理上支障アリト認ムルトキ

第九條　市長ハ使用許可ニ付管理上必要ナル條件ヲ附シ又ハ保証人ヲ立テ若ハ保証金ヲ納付セシムルコトアルヘシ

第十條　公園地及賣店ノ使用許可期間ハ十年以内トス但シ使用期間中ト雖二年以上ヲ經過シタルトキハ之ヲ変更スルコトアルヘシ

前項ノ許可期間願出ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ更新ノ時ヨリ十年ヲ超ユルコトヲ得ス

第十一條　使用者ハ其ノ権利ヲ譲渡シ又ハ轉貸スルコトヲ得ス但シ公園地使用ノ場合ニ於テハ使用地内物件ノ所有権移轉ノ爲当事者雙方竝保証人連署ヲ以テ使用者ノ変更ヲ願出ツルトキハ特ニ許可スルコトアルヘシ

前項但書ノ許可ヲ得タル場合ニ前使用者ニ於テ納入済使用料ノ残額アルトキハ之ヲ還付セシテ後ノ使用者ノ納ムヘキ使用料ニ充テ若シ前

使用者ニ使用料ノ怠納アルトキハ後ノ使用者ニ於テ之ヲ弁納スル義務アルモノトス

第十二條　使用者ハ入場料其ノ他何等ノ名義ヲ以テスルモ観覧者又ハ聴衆ヨリ出捐セシムルコトヲ得ス但シ市長ニ於テ特ニ公益上支障ナシト認ムル場合ハ此ノ限リニ在ラズ

第十三條　使用者ハ使用施設物ニ対シ特別ノ設備ヲ為シ又ハ変更ヲ加フルコトヲ得ス但シ市長ニ於テ特別ノ設備ヲ命シタルモノ及市長ノ許可ヲ受ケタルモノハ此ノ限リニ在ラス

第十四條　市長ハ使用者ニ対シ必要アリト認ムルトキハ当該吏員ヲシテ現状ヲ検査セシメ使用方法ノ変更ヲ命シ営業品目ヲ制限シ又ハ禁止ヲ指定ヲ為スコトアルヘシ

第十五條　使用者左ノ各号ノ一ニ該当スルトキハ使用許可ノ條件ヲ変更シ使用ヲ停止シ又ハ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

一　本條例又ハ本條例ニ基ク規定若ハ使用許可ノ條件ニ違反シタルトキ

二　別ニ定ムル規定ニ依リ保証人資格ヲ失シタル補充セサルトキ

三　使用許可後三十日以内ニ使用ノ準備ニ着手セサルトキ

四　使用料ヲ期間内ニ納付セサルトキ

第十六條　公園ノ改造其ノ他ノ事由ニ依リ本市ニ於テ必要アリト認ムルトキハ何時ニテモ使用許可ノ條件ヲ変更シ使用ヲ停止シ又ハ使用許可ヲ取消スコトアルヘシ

第十七條　使用者使用ヲ終リタルトキ又ハ使用ヲ取消サレタルトキハ直ニ使用者ノ施設ニ係ル物件ヲ取拂ヒ使用土地物件ヲ原状ニ復シ其ノ旨届出テ検査ヲ受クヘシ

使用者前項ノ義務ヲ怠リタルトキハ市長之ヲ執行シ其ノ費用ヲ徴収ス

第十八條　既納使用料ハ之ヲ還付セス但シ左ノ場合ニ於テハ全部又ハ一部ヲ還付スルコトアルヘシ

一　第十六條ニ依リ使用ヲ停止シ又ハ使用許可ヲ取消シタルトキ

二　使用者ノ責ニ帰スヘカラサル事由ニ依リ使用ヲ中止シ又ハ使用スルコト能ハサルニ至リタルトキ

三　使用開始前七日目迄ニ使用許可ノ取消但シ又ハ変更ヲ申出テ市長ニ於テ相当事由アリト認メタルトキ

第十九條　本條例又ハ本條例ニ基ク規定並使用許可ノ條例ニ依ル処分又ハ公園ノ使用ニ依リ使用者ニ於テ損害ヲ受ケ又ハ他ニ損害ヲ及ホスコトアルモ本市ハ総テ賠償ノ責ニ任セス

第二十條　使用者使用ニ因リ市ニ損害ヲ生セシメタルトキハ市長ノ認定ニ依リ之ヲ賠償セシム

前項ノ賠償金若ハ第十二條第二項ノ金額又ハ第十七條第二項ノ費用ヲ完納セサルトキ及使用料ノ怠納アルトキハ保証金ヲ以テ之ニ充テ仍不足アルトキハ之ヲ追徴ス

第二十一條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ニ付テハ第五條ノ使用料ヲ徴収スルノ外五円以下ノ過料ヲ科スルコトアルヘシ

一　許可ヲ受ケスシテ使用シタル者

二　許可ノ期間ヲ超エテ使用シタル者

三　許可ノ区域ヲ超エテ使用シタル者

四　本條例若ハ本條例ニ基ク規定並使用許可ノ條例ニ反シテ使用シタル者

第二十二條　本條例施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本條例施行ノ際現ニ使用期間中ニ在ルモノハ本條例ニ依リ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

明治四十三年十一月條例第九号公園使用料條例並同年同月告示第三十九條公園管理規則ハ之ヲ廃止ス

附　則（昭和二十二年條例第十五号）

この條例は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

●公園使用條例施行規則

昭和四年十二月十日
告示第二百三号

改正　昭和七年第二七九号、九年第一五八号、一五年第二四九号、一八年規則第一号、二二年第五〇号、二三年第一九号、二四年第四号、第二二号

第一條　本細則ニ於テ條例ト称スルハ公園使用條例ヲ謂フ

第二條　公園特殊施設物ノ使用時限ハ左ノ通リトス

運動場、庭球場

自午前八時三十分　至午後五時

普選記念壇、奏樂堂、鶴々亭、記念館

晝間　自午前八時三十分　至午後五時

夜間　自午後五時三十分　至午後十時

但シ十二月三十日三十一日ハ使用ヲ停止シ其他特ニ必要アルトキハ前項ノ規定ニ依ラザルコトヲ得

第二條ノ二　公園特殊施設物ヲ使用セントスル者ハ左ノ使用料ヲ納付スルモノトス

運動場　一日ニ付　金二百円　半日ニ付　金百五十円

庭球場　一面一日ニ付　金百五十円　半日ニ付　金百　円

記念館　晝間一回ニ付金三百円　夜間一回ニ付金五百円

第三條　公園地ヲ使用セムトスル者ハ左記事項ヲ記載シタル願書ニ図面ヲ添ヘ保証人連署ヲ以テ願出テ許可ヲ受クヘシ許可ヲ得テ設置シタル物件ニシテ爾後変更若ハ修繕ヲ加ヘ又ハ使用ノ目的ヲ変更セムトスルトキ亦同シ

一　使用ノ目的

二　使用期間

三　位置

四　坪数

五　建物其ノ他ノ施設物ノ構造

第四條　公園特殊施設物（魚釣場ヲ除ク）ヲ使用セムトスル者ハ左記事項ヲ記載シタル願書ヲ提出シ許可ヲ受クヘシ但シ庭球場ヲ使用セムトスルトキハ願書ノ提出ヲ省略スルコトヲ得

一　使用ノ目的

二　使用スヘキ施設物ノ種類及其ノ範囲

三　使用スヘキ期日又ハ期間
四　出願人ノ住所氏名
五　出願人本市ニ住所ヲ有セサルトキハ使用ニ関スル一切ノ行爲ヲ代理スヘキ者ノ住所氏名
六　其ノ他參考トナルヘキ事項

奥釣場ヲ使用セントスル者ハ入場券ノ交付ヲ受クヘシ

第五條　使用出願者多數ノ場合ニ於ケル使用ノ順位ハ市長ノ指定スルトコロニ依ル

第六條　保証人ハ本市ニ住所ヲ有スル能力者ニシテ土地又ハ家屋ヲ有スル者ニ限ル

保証人ハ市長ノ見込ヲ以テ変更セシムルコトアルヘシ

保証人ハ使用者ト連帯責任トシ若シ使用者本市ニ住所ヲ有セサルトキハ使用ニ関スル一切ノ行爲ヲ代理スヘシ

第七條　公園地使用者ハ左記各号ノ一ニ該当スル場合ニ於テハ保証人連署ノ上第一号ノ場合ニハ十日前ニ其ノ他ノ場合ハ十日以内ニ市長ニ届出ツヘシ

一　使用期間内ニ返還セムトスルトキ
二　家督又ハ遺産相続ノトキ
三　改氏名又ハ轉居ノトキ

第八條　使用者ハ其ノ使用地内家屋建物ニ風致上適当ノ設備ヲ爲シ賣品ハ総テ見易キ方法ヲ以テ其ノ價格ヲ表示スヘシ

第九條　使用者ハ其使用地内ニ在來ノ樹木ヲ保護シ市長ノ許可ヲ受ケスシテ之カ伐採又ハ植換ヲ爲スコトヲ得ス

第十條　使用者ノ設備及物件ニシテ公園ノ風致ヲ害スト認ムルトキハ其ノ改良又ハ撤去ヲ命スルコトアルヘシ

第十一條　使用者ハ常ニ使用地又ハ使用施設物及其ノ周囲ヲ清潔ニ保持シ且塵埃ノ飛散セサル樣時々淨水ヲ灑キ降雪ハ之ヲ取除クヘシ

附　則

本細則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附　則

本規則ハ昭和十八年九月二日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二十二年規則第五十号）

この規則は、昭和二十二年八月十九日から、これを施行する。

附　則（昭和二十四年規則第四号）

この規則は、昭和二十四年一月十四日から、これを施行する。

●公園使用條例第二條第三項園路指定ノ件

昭和十五年九月二十七日告示第二百五十号

公園使用條例第二條第三項ノ規定ニ依リ乘用自動車、自動自轉車、自轉車及馬等ノ乘入レ又ハ牽入レヲ爲シ得ヘキ園路ヲ左ノ通指定ス但シ徐行スルコトヲ要ス

鶴舞公園

一　昭和区島四町三丁目地先ヨリ聞天閣前ヲ過キ右折シテ龍ケ池東ニ至ル園路
二　正門ヨリ入リ正門北側鋪道ニ沿ヒ公会堂西側又ハ東側ヲ過キ名古屋大学附属医院前（通市道公園線第九号）ニ至ル園路
三　図書館西入口ヨリ図書館前ニ至ル園路

東山公園

一　市電停留所東山公園ヨリ入リ動物園前ヲ経テ中央廣場ニ至ル園路（中央路線）
二　中央廣場ヨリ植物分科園前ヲ経テ曙峠ニ至ル園路（曙線）
三　上池畔中央路線ヨリ分岐シ御殿山、雪見台、富士見台、千疊平ヲ経テ曙線接続点ニ至ル園路（御殿山線）
四　中央廣場ヨリ菖蒲池畔ヲ経テ愛知郡天白村大字八事字杁中ニ通ズル園路（八事線）
五　動物園前ヨリ同園事務所西側ヲ経テ獅子放養場裏ニ至ル園路（動物園西側線）

中村公園

一　正門東方兒童園東側ヨリ入リ北進シ公園境界線ニ至ル園路

志賀公園

一　正門ヨリ入リ兒童園西側ヲ過キ林苑内ヲ左折シ馬車廻シニ至リ同所ヲ一周スル園路
二　東北入口ヨリ入リ前号園路接続点ニ至ル園路
三　西北入口ヨリ入リ第一号園路接続点ニ至ル園路

●公園事務處理規程

昭和二十四年二月二十一日達第十一号

第一條　公園に関する事務の一部を処理するため、公園緑地出張所（以下出張所という。）を置く。

前項の出張所の名称、位置及び管轄区域は、別表の通りとし、必要に應じてこれを変更することがある。

第二條　出張所は、復興局土木部緑地課に属し、別段の定があるものの外、この規程により、その事務を処理する。

第三條　出張所に、主任その他必要な所員を置く。

第四條　主任は、事務吏員たる主事、主事補、書記若しくは技術吏員たる技師、技師補、技手を以てこれに充てる。

主任は、緑地課長（以下課長という。）の命を受けて所務を掌理し所員を指揮監督する。

第五條　第三條に掲げる所員は、緑地課員の中からこれを配属する。

所員は、上司の指揮を受けて、所務に従事する。

第六條　所員は、左の管理事務に従事する。

一　公園、運動場及び街園の改良、修景及び保全に関すること。
二　公園及び園内の諸施設物の清掃整備に関すること。
三　公園管理作業上の事務手続に関すること。
四　花き及び種苗の栽培、保護及び技術指導に関すること。
五　公園、運動場その他施設物の使用受付及び連絡に関すること。
六　公園樹及び街路樹の育苗、育成及び植栽保全管理に関すること

七　管轄区域内公園の巡視及び市有財産の監守に関すること。
八　その他特に命ぜられたこと。

第七條　所員の勤務時間は、午前八時から午後四時四十五分までとする。

第八條　所員の休日及び休暇は、左の通りとする。

一　休日
　國民の祝日
　毎週一回
　父母の祭日
　十二月二十九日、三十日及び三十一日

二　休暇
　名古屋市職員休日及び休暇規程第五條及び第六條の規定による。

第九條　出張所には、所定の帳簿を整備しなければならない。

第十條　主任は、課長の指示を受けて、所員をしてその所属公園に宿直させなければならない。

第十一條　非常時変により、土地、建造物、工作物その他の物件及び園内の諸設備に危害のおそれがあると認めたときは、應急の処置をし、事態が重大であるときは、直ちに課長に報告しなければならない。
　園内において法令又は條規に違背し、又は違背しようとする者を認めたときは、上司の指揮を受け、適当な処置をこうじなければならない。

第十二條　前條に定めるものの外、公園において重要な事項が発生したときは、課長に報告しなければならない。

第十三條　主任は、左の事項を記載した園務主要事務旬報を課長の指示する日時までに提出し、その閲覧に供しなければならない。

一　月日　三旬の別
二　主任以下所員の勤務状況及び宿直者の職氏名
三　管理作業の概況及び発生事項の概要
四　園内諸施設物使用状況
五　前各号の外必要と認めた事項

附　則

この達は発布の日から、これを施行する。

別表

出張所の名称	同上位置	同上管轄区域
公園緑地北部出張所	中村区中村町字北畑十一番地	北区、西区、中村区、中区のうち大津町線（大津橋から金山橋まで）以東東片端線以南を除いた区域
公園緑地中部出張所	昭和区鶴舞町四十三番地の一	千種区、東区、昭和区、中区のうち大津町線（大津橋から金山橋まで）以東東片端線以南の区域
公園緑地南部出張所	瑞穂区彌富町字大廻輪三十六番地	瑞穂区、熱田区、中川区、港区、南区

●名古屋市運動場使用條例

昭和二十三年四月一日
條例第二十二号

第一條　この條例で運動場とは、瑞穂公園競技場、相撲場、庭球場、野球場及び鶴舞公園競技場をいう。

第二條　運動場を使用しようとする者は、市長の許可を受け使用料を前納しなければならない。
　前項の使用料は左の金額の範囲内において、市長がこれを定める。

区分	種別	使用料	備考
競技場	一日につき半日につき	金五百円　金三百円	会合者より観覧料その他これに類する金銭を徴収しない場合
		金千円　金六百円	会合者より観覧料その他これに類する金銭を徴収する場合
	個人入場一人一回につき	大人金十円　小人金五円	
相撲場	一日につき　半日につき	金二百五十円　金百五十円	金五百円　金三百円
庭球場	一面一日につき　一面半日につき	金百五十円　金百円	金三百円　金二百円
野球場	一日につき　半日につき	金二百五十円　金一百円	金五百円　金三百円

　競技用具の賃貸料については、市長がこれを定める。

第三條　左の各号の一にあたるときは使用を許可しない。
一　公益を害するおそれがあると認めたとき。
二　管理上支障があると認めたとき。
三　その他市長が必要ありと認めたとき。

第四條　市長は使用許可について管理上必要な條件をつけ、又は保証人を立て、若しくは保証金を納付せしめることがある。

第五條　左の各号の一にあたるときは、市長は使用許可の條件を変更し使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがある。
一　この條例又はこの條例に基く規定に違反したとき。
二　使用許可の條件に違反したとき。
三　第三條の事由が発生したとき。

第六條　市長が特に必要ありと認めたときは使用料を減免することがある。

第七條　既納の使用料はこれを還付しない。但し、市長が特別の事由ありと認めたときは、その全部又は一部を還付することがある。

第八條　使用者は許可を受けないで運動場に特別の設備をなし、又は変更を加えることはできない。特別の設備をなし又は変更を加へた者が使用を終り又は使用許可を取り消されたときは、直ちに運動場を原状に回復しなければならない。
　使用者が前項の義務を履行しなかつたときは、市長がこれを執行してその費用を徴収する。

第九條　運動場を使用中場内の設備その他の物件を破損したり滅失したときは、使用者は市長の定める損害額を賠償しなければならない。

第十條　運動場の管理並びにこの條例の施行に関し必要な事項は、市長がこれを定める。

附　則

この條例は、公布の日から、これを施行する。

瑞穗公園体錬場條例及び鶴舞公園運動場使用條例は、これを廃止する。

名古屋市運動場使用條例施行細則

昭和二十三年四月一日
規則第十八號

改正　昭和二四年第四号、第二二号

第一條　運動場の使用料は、別表の通りとする。

競技用具の賃貸料は、競技場使用料の三倍、線引器の利用を依頼する場合は千円とし、別にこれを徴收する。但し、この利用は、専用使用の場合に限る。

前項の競技用具及び線引器は、係員立会の上これを利用し、破損したときは別に実費を弁償しなければならない。

第二條　運動場は、午前八時三十分から午後五時までの間においてこれを使用させるものとする。

但し、十二月三十日、三十一日は使用を停止し、その他特に必要あるときは、前項の規定によらないことができる。

第三條　個人練習のため競技場を使用しようとする者は、別記様式の入場券の交付を受けなければならない。

第四條　運動場を専用しようとする者は、左の事項を記載した書面を提出して市長の許可を受けなければならない。

一　使用の目的
二　運動場の種別及びその範囲
三　使用の日時
四　会合者より観覧料その他これに類する金銭を徴收するか否か及び徴收の金額
五　使用者の住所氏名
六　特別の設備の要否

第五條　運動場を専用しようとする者は、引続き三日以上使用することはできない。但し、期間が終つた際、他に使用者のない場合又は市長が特別の事由ありと認めた場合は、この限りでない。

第六條　使用者は市長が必要と認めた場合は保証人を定めて、これを届け出なければならない。

保証人は使用者と連帯して責任を負い、本市に住居している能力者で土地又は家屋のある者でなければならない。

保証人が前項の資格をなくしたときは、使用者は、直ちにこれが補充をしなければならない。

市長が必要あると認めたときは、保証人を変更せしめることがある。

第七條　運動場内では左の事項を禁止する。

一　樹木にのぼること及び芝生地その他の立入禁止区域に立入ること
二　みだりに火氣を使用し、又は危險をひき起すおそれのある行爲をなすこと。
三　許可を受けないで物品を販賣し、又は陳列すること。
四　廣告類を掲出し又は撒布すること。
五　建物その他の工作物を汚損破損するおそれのある行爲をなすこと
六　許可を受けないで諸車を乗入れ、又は引入れること。
七　他人の迷惑となるような物品を携帯すること。
八　他人が嫌忌し、又は他人の迷惑となるような服装又は行爲をなすこと。
九　畜類を伴い入れること。
十　でい酔者、悪疾者及び保護者のない六歳未満の幼兒が入場すること。
十一　その他管理上支障があると認める事項。

第八條　使用者は、使用終了後直ちに場内及びその附近を整理し、使用物品は係員立会の上これを返還しなければならない。

第九條　この規則に違反し、又は係員の指示に従わない者は、退場せしめることがある。

附　則

この規則は、公布の日から、これを施行する。

瑞穗公園体錬場條例施行細則及び鶴舞公園運動場使用條例施行細則は、これを廃止する。

附　則　（昭和二十四年規則第四号）

この規則は、昭和二十四年一月十四日から、これを施行する。

附　則　（昭和二十四年規則第二十二号）

この規則は、昭和二十四年四月一日から、これを施行する。

別　表

一　競技場

(1)　個人使用

イ　大人
一人につき一回　金十円
回数券（三十回券）　金二百五十円

ロ　小人
一人につき一回　金四円
回数券（三十回券）　金百二十五円

(2)　専用使用

イ　会合者より観覧料その他これに類する金銭を徴收する場合
半日につき　金六百円
一日につき　金千円

ロ　会合者より観覧料その他これに類する金銭を徴収しない場合
　半日につき　金三百円
　一日につき　金五百円

二　野球場

イ　会合者より観覧料その他これに類する金銭を徴収する場合
　半日につき　金三百円
　一日につき　金五百円

ロ　会合者より観覧料その他これに類する金銭を徴収しない場合
　半日につき　金二百円
　一日につき　金二円五十円

別記様式

大人一人一回券（茶色）

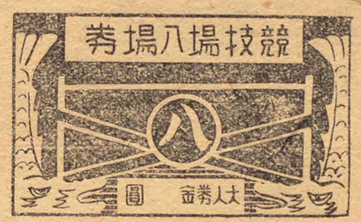

小人一人一回券（緑色）

大人回数券（三十回券）表紙（柿色）

小人回数券（三十回券）表紙（赤色）

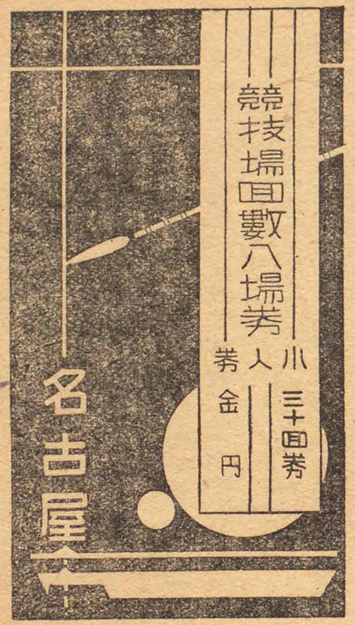

大人回数券各片（柿色）

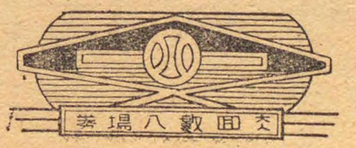

小人回数券各片（赤色）

名古屋市東山動物園観覧料條例

昭和十二年三月二十四日
條例第十三号

改正　昭和一九年第九号・二一年第七号・二二年第三七号・二三年第二一号

第一條　動物園ノ観覧料ハ左ノ区別ニ依リ観覧券ヲ発行シテ之ヲ徴収ス
但シ六歳未満ノ幼児ハ保護者一人ニ付一人限リ無料トス

種別	大人（年齢十二歳以上ノ者）一人	小人（年齢十二歳未満ノ者）一人
普通観覧券	一人一回ニ付 金十円以内	金五円以内
団体観覧券	三十人以上ノ団体 一人ニ付一回 金八円以内	金三円以内
	百人以上ノ団体 一人ニ付一回 金六円以内	金二円以内
定期観覧券	一年券 金二百円以内	
	六ケ月券 金百二十円以内	

第二條　市長ハ特ニ必要アリト認メタル場合ニ在リテハ無料観覧券ヲ発行シ又ハ観覧料ヲ減免シ若ハ定期観覧券ノ発行ヲ停止スルコトヲ得

第三條　既納ノ観覧料ハ之ヲ還付セス

第四條　本條例ノ施行ニ関シ必要ナル事項ハ市長之ヲ定ム

附　則

本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

大正七年三月十五日條例第五号市立名古屋動物園観覧料條例ハ之ヲ廃止ス

附　則　（昭和二十一年條例第七号）

本條例ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

●名古屋市東山動物園観覧料條例施行細則

昭和十二年三月二十四日
告示第九十三号

改正　昭和一六年第二一〇號、二一年規則第三一號、第五三號、二二年第一五號、第二九號、第五〇號、第六六號、二三年第一九號、二四年第四號、第二二号、第二八号

第一條　動物園ハ午前九時ヨリ午後四時三十分迄ノ間ニ於テ観覧セシム
但シ必要ニ應ジ観覧ヲ謝絶シ又ハ観覧時間ヲ変更スルコトヲ得
夏時刻ノ期間中ハ前項ノ規定ニ拘ラズ午前九時四十五分ヨリ午後五時四十五分迄ノ間ニ於テ観覧セシム
十二月三十日三十一日ハ観覧ヲ停止ス

第一條ノ二　観覧料ハ左ノ区別ニ依リ之ヲ徴収ス

普通観覧券
大人（年齢十二歳以上ノ者）一人ニ付一回　金十　円
小人（年齢十二歳未満ノ者）一人ニ付一回　金五　円

団体観覧券
三十人以上ノ団体
大人（年齢十二歳以上ノ者）一人ニ付一回　金八　円
小人（年齢十二歳未満ノ者）一人ニ付一回　金三　円
百人以上ノ団体
大人（年齢十二歳以上ノ者）一人ニ付一回　金六　円
小人（年齢十二歳未満ノ者）一人ニ付一回　金二　円

定期観覧券
一ケ年券　金百　円
六ケ月券　金六十円
但シ定期観覧券ノ有効期限ハ発行ノ日ヨリ之ヲ起算ス

第二條　観覧券ノ様式ハ別記ノ通トス但シ催物其ノ他ニ依リ必要アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三條　観覧券ハ動物園内一定ノ場所ニ於テ発売ス

第四條　観覧券ハ入園ノ際改札ト同時ニ其ノ半片ヲ回収シ出口ニ於テ残リノ半片ヲ回収スルモノトス但シ団体観覧券ハ入園ノ際改鋏ヲ為シ出口ニ於テ回収スルモノトス

第五條　学校教育ニ依ル本市内中学校、小学校、幼稚園又ハ保育園ニシテ授業若ハ保育上ノ必要ニ依リ其ノ生徒、児童又ハ幼児ヲシテ教職員引率ノ下ニ観覧セシメントスルトキハ其ノ観覧料ヲ免除ス引率教職員又同ジ

第六條　前條ニ依リ観覧セントスルトキハ学校長又ハ園長若ハ保育園長ハ左ノ事項ヲ具シ観覧日ノ前日迄ニ動物園長ニ申出デ其ノ承認ヲ受クベシ
一　校名又ハ園名
二　引率者ノ職氏名
三　生徒、児童又ハ園児ノ人員
四　観覧ノ年月日

第七條　左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ観覧券ノ有無ニ拘ラズ観覧ヲ拒絶スルコトアルベシ
一　保護者ノ同行セザル年齢満六歳ノ者
二　泥酔者又ハ精神病者其ノ他心身耗弱者
三　右各号ノ外園内ノ設備ヲ毀損シ若ハ秩序ヲ乱ルノ虞アリト認ムベキ者

附　則
本則ハ名古屋市東山動物園観覧料條例施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本則施行ノ日ヨリ大正七年三月三十日告示第四十号市立名古屋動物園観覧料條例施行細則ハ之ヲ廃止ス

附　則（昭和二十一年規則第三十一号）
本規則ハ昭和二十一年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

附　則（昭和二十一年規則第五十三号）
この規則は、昭和二十一年七月一日から、これを適用する。

附　則（昭和二十二年規則第十五号）
この規則は、昭和二十二年四月一日から、これを施行する。

附　則（昭和二十二年規則第二十九号）
この規則は、昭和二十二年六月一日から、これを施行する。

附　則（昭和二十二年規則第五十号）
この規則は、昭和二十二年八月十九日から、これを施行する。

附　則（昭和二十四年規則第四号）
この規則は、昭和二十四年一月十四日から、これを施行する。

附　則（昭和二十四年規則第二十二号）
この規則は、昭和二十四年四月一から、これを施行する。

附　則（昭和二十四年規則第二十八号）
この規則は、昭和二十四年四月三日から、これを施行する。

第一号様式大人一人一回券

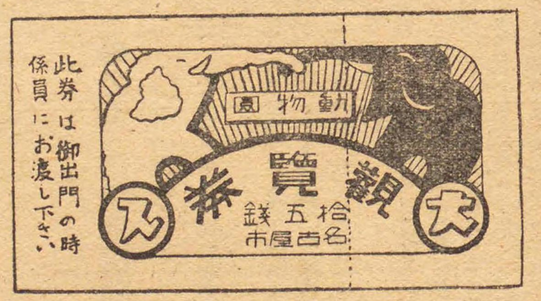
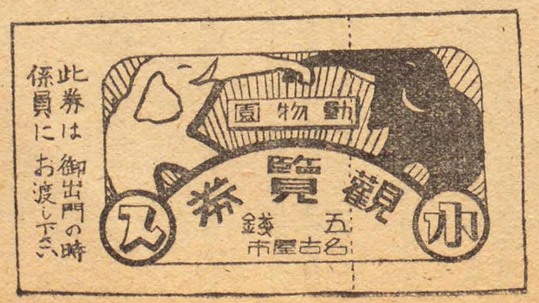
第二号様式小人一人一回券